

2023 年度

経営学部 便覧



国士舘大学

2023 年度

経営学部便覧

(履修要項)

※本冊子は、卒業まで使用します。

※再交付はしませんので、紛失などに注意してください。

目次

大学の歴史、教育研究上の理念	iv
学部概要〔ポリシー〕	vii
関係施設窓口案内	ix
学生ポータルサイト「Kaede-i」講義支援システム「manaba」	xi
オフィスアワー	xii

I 単位・授業・試験・進級及び卒業

① 授業と単位制	2
(1) 授業	2
(2) 単位算定の基準	2
(3) 出席・欠席・公欠	3
(4) 休講	3
(5) 補講	3
② 履修登録	4
(1) 履修登録の流れ	4
(2) 履修上の注意事項	5
③ 試験	6
(1) 定期試験	6
(2) レポート・小試験等	6
(3) 追試験	6
(4) 試験に関する諸注意	7
④ 成績評価	8
(1) 成績と単位の認定	8
(2) GPA 制度	8
⑤ 進級・留年及び卒業要件	10

II 授業科目と履修要領

① 授業科目	12
(1) 総合教育科目	12
(2) 外国語科目	19
(3) 専門科目	28
(4) 教職科目	33
(5) 随意科目	33
② 科目ナンバリング	34
③ 他学部履修	35
④ 首都圏西部単位互換	36
⑤ 世田谷6大学コンソーシアム連携授業	37
⑥ 各学年次の履修要領	38
⑦ 副専攻	42

III 学籍と学費

① 休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学	44
(1) 休学	44
(2) 復学	44

(3)退学	44
(4)除籍	45
(5)復籍	45
(6)再入学	45
② 願出・届出の手続きについて	46
(1)学籍異動に関する願出	46
(2)身上項目変更の届出	46
③ 学費の納入	47
(1)納入時期	47
(2)納入方法	47
(3)延納制度について	48
(4)納入金	48

IV 学則・諸規定・諸手続

① 国土館大学学則	50
② 国土館大学学籍管理規程	67
③ 国土館大学学籍管理規程施行細則	73
④ 国土館大学科目等履修生規程	75
⑤ 国土館大学聴講生規程	77
⑥ 国土館大学研究生規程	79
⑦ 国土館大学納入金規程	88
⑧ 諸資格取得のための受講料等に関する内規	93
⑨ 公欠に関する取扱要領	95
⑩ 自然災害等に対する全学的休講措置の申し合わせ	96

V キャンパス案内

建物配置図	98
各校舎アクセス案内	122

国土館館歌	124
-------	-----

大学の歴史、教育研究上の理念

建学の由来と理念

日本は明治維新後、西洋文明を積極的に受容し、社会の近代化を急速に推進してきました。このため社会はおおいに伸張を遂げましたが、あまりに急激な近代化であったため、伝統文化を破壊し、軽視する風潮さえ生じました。日露戦争後には、国内問題が悪化し国民意識が変化するなかで、さまざまな社会問題が発生し、深刻な社会不安が引き起こされました。

このような当時の社会状況を憂い、柴田徳次郎ら有志は、日本の「革新」をはからんと、「社会改良」と「青年指導」を目的として1913（大正2）年「青年大民団」を組織し、1917（大正6）年「活学を講ず」の宣言とともに、私塾「国土館」を創立するに至りました。

創立者たちのねらいは、吉田松陰の精神を範とし、教学の適地として世田谷の松陰神社隣接地に学舎を建設し、「国土館設立趣旨」でうたわれているように、日々の「実践」のなかから心身の鍛練と人格の陶冶をはかり、国家社会に貢献する智力と胆力を備えた人材「国土」を養成することにありました。

以来、「国土」養成を理念として、学ぶ者みずからが不断の「読書・体験・反省」の三綱領を実践しつつ、「誠意・勤労・見識・気魄」の四徳目を涵養することを教育理念に掲げ、さまざまな分野で活躍する人材を世に輩出してきました。

今日、国土館は、このような建学の志を大切に継承しながら、新たに発展を遂げた研究教育の諸領域でも、知識と実践の水準を高めつつ、世界の平和と進運を目指し、現代社会に積極的に貢献する真摯な努力を続けています。

建学の精神

「物質文明」を統御する「精神教育」を重視し、「心身の修練」と「知徳の精進向上」を目指し、国家社会の将来を思い、世界の平和と国家社会の改革向上に貢献する人材、即ち「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国土』の養成」を目指す。

教育理念

「国土」養成のため、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を兼ね備える教育を行う。

「誠意」とは、真心と慈悲の心で、世のため、人のために尽くすこと

「勤労」とは、向上心を持って、誠実に仕事をする事

「見識」とは、道理のもと、物事を見抜く力をもつこと

「気魄」とは、信念と責任を持って強い心でやり通す力のこと

教育指針

四徳目を備えるには、不断の「読書・体験・反省」を実践し「思索」すること。

「読書」とは、善き書物に学び、世の中や自然界の真を理解すること

「体験」とは、智慧を持って善悪を判断し、善なる判断を実行すること

「反省」とは、何事も行った後、その行為を省みること

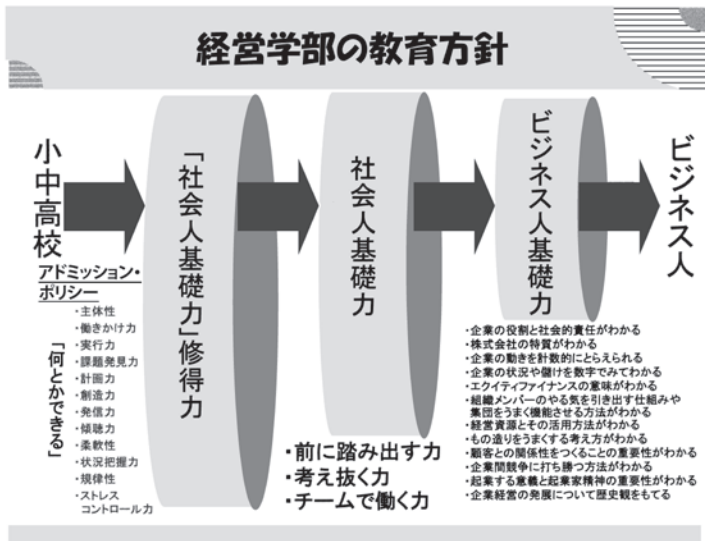
「思索」とは、省みた内容を検討し、次なる目標を立案すること

理念と目標

経営学部では、国土館大学の建学の精神である「読書、体験、反省」の三綱領を通じた「誠意、勤労、見識、気魄」の四徳目を涵養するとともに「幅広い職業人養成」に重点を置いて「ビジネス人基礎力」を習得した人材を育成します。

「ビジネス人基礎力」養成は、国土館創立の経済的支援者「渋沢栄一」（日本近代産業資本主義の父）の産業人育成理念を具現化するものであり、国土館創立者「柴田徳次郎」の経営学教育の理念を実現させるものである。柴田徳次郎曰く、「経営教育によって真に実践的な産業指導者を育成する……経営専門教育によって産業人としての基本を培うと同時に、企業体の経営管理に当る優秀な幹部を育成……しかも愛国の信念と気魄にあふれる指導的人材を産業界に送り、日本の経済社会の繁栄に寄与したいと考えている。」

「ビジネス人基礎力」は、本学・経営学部の独自コンセプトであるが、現在の大学生に共通して求められる「社会人基礎力」を基礎とする。「社会人基礎力」（経済産業省が提唱）は、「学んだ知識を実践に活用するために必要な力」「組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的能力」であり、「前に踏み出す力」（action）・「考え抜く力」（thinking）・「チームで働く力」（teamwork）の3つの能力を内容とする。社会人基礎力と専門知識（ビジネス人基礎力）は双方を身に付けることにより相乗効果を生み出すことができる。「社会人基礎力」を土台として、「ビジネス人基礎力」を養成することが本学「経営学部」の教育方針である。



■ 国士館の理念と渋沢栄一

大正6年の創立時、国士館が掲げた教育の趣旨は、知識の習得のみならず人格の形成を重視し、社会に尽くすことのできる人材を育むことにありました。このような趣旨に賛同し、創立期の国士館を支えた名士のひとりに、日本資本主義の父 渋沢栄一がいます。

大正11年4月、渋沢は、現在も世田谷キャンパスの中心に残る大講堂で講演を行い、教育について次のように語っています。

「元来、教育は知慧と精神と相並んで向上し、進歩しなければならぬものと思います。然るに現今の一般の教育法は片手落ちでありまして、知慧にのみ汲々としておる結果、精神と云う点に於ては全く地に墮ちておるのであります。この際、教育界の一つの革命とも見らるべき国士館の現われると云うのは、必然であります。」

まさに渋沢の教育への想いは、国士館の設立趣旨と同じものでした。これに賛同した渋沢は、国士館の学生に「国士と云う事は偉大且つ大なる任のあるもので何十年何百年の中に一人、或は二人と限られた様にしか現われません。然もこの国士館に学ばれた諸君は、真に国士たるの任を全うすべく御勉強あらん事を衷心より願います」と語り、国士館の将来に期待をよせて、惜しみない支援を行うのです。

渋沢が教育に求めた理想は、国士館の理念そのものであり、経営学部では、これに沿って、一人ひとりが将来の社会に貢献できるための、多彩なカリキュラムを提供しています。



大正15年 渋沢栄一邸での支援者と創立者柴田徳次郎

国士館に賛同する各界の支援者によって、国士館発展の基礎が築かれた。
(前列左より頭山満、野田卯太郎、渋沢栄一、徳富蘇峰、後列右端に柴田徳次郎)

学部概要（ポリシー）

教育研究上の目的

経営学部の基本的教育方針は、21世紀の「知識基盤社会」において絶えず変化する企業環境の中で、仮説と検証を繰り返し行う実践的な科目によって「ビジネス人基礎力」の習得を目指すとともに、ともすれば失われがちになってきた日本人の勤勉・利他の精神を涵養するための経営学教育を行うことである。

国土館の創立者柴田徳次郎の建学の精神に賛同して国土館の設立を援助した渋沢栄一は、その著書『論語と算盤』で「道徳経済合一説」という理念を打ち出して、倫理と利益の両立こそが真の国富をもたらすものであると主張している。

経営学部は、「国を興し、世を救い、世界の平和と進展に貢献できる誠意・勤労・見識・気魄に満ちた人材を養成する教育を行うことを目的とする。」という国土館大学の建学の精神をふまえたうえで、渋沢栄一の理念の実現を目指して企業の経済的機能のみならず社会的使命を理解し、豊かな適応力と創造性に満ちた人材を育成する。

卒業認定・学位授与の方針「ディプロマ・ポリシー」(DP)

経営学部では、大学の卒業認定の方針に加えて、「ビジネス人基礎力」（人間基礎力、社会人基礎力、経営学・会計学の専門的知識）を備え、所定の単位を修得し、必修科目履修等の条件を満たすことで、学科が求める次の資質・能力を有しているとして、卒業を認定し、学士（経営学）の学位を授与します。

【経営学科】

経営学科は、「ビジネス人基礎力」を身に付け、所定の単位を修得し、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（経営学）の学位を授与します。

- DP1. 企業経営に関する専門的知識（経営学、会計学）と実践的知識および幅広い教養を身に付け、それらの知識を活用し、企業経営における問題の発見・解決に立ち向かう意欲を有している。
- DP2. 前に踏み出す力（アクション）、考え抜く力（シンキング）、チームで働く力（チームワーク）という三つの能力（社会人基礎力）を有し、企業を管理する経営能力やビジネスを創造する高い戦略性・起業家精神を身に付けている。
- DP3. 社会的、職業的自立を図るために、企業社会と国際社会の中で活躍し人と社会に尽くす使命感と、学び続け主体的に問題解決に取り組む意思を有している。
- DP4. 経営学の学修を通じて、他者の意見や人格を尊重しながら、他者と協働して社会で活躍できる素養（人間基礎力）を有している。

教育課程編成・実施の方針「カリキュラム・ポリシー」(CP)

経営学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げる能力や態度を身に付けるために教育課程を編成し、それらの系統的な履修によって教育目的を達成します。

教育内容、教育方法、学修成果の評価については、次のように定めます。

【経営学科】

1. 教育課程と内容
 - (1) 幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
 - (2) 「外国語科目」を設け、英語や第二外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語）を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。
 - (3) 「専門科目」では、経営・会計に関わる基礎的な内容を学ぶ「経営学総論」、「会計学総論」を

必修科目として設けています。

2年次以降は、専門知識を修得するとともに論理的な分析能力を養成するため、経営学系科目と会計学系科目の専門選択必修科目、選択科目を多く設けています。

- (4) 経営に関する専門知識やスキルや経営環境の変化への適応能力を身につける必要性を学生に実感してもらうため、産業界との連携による授業科目を設置しています。
- (5) 関連領域を学修し、幅広い知識を身につけられるように、経済学関連科目や法律系科目、経営学の特論科目を設けています。

2. 教育方法

- (1) ビジネス人基礎力の習得を目標としたきめの細かな経営学教育を行うため、1年次よりゼミナール科目を中心に少人数のグループワークやプレゼンテーション、ディベート等を実施しています。
- (2) 問題を発見し、解決する能力を養成するために、自分自身で取り組むべきテーマを設定し、チームワーク等を実施しています。
- (3) 経営に関する専門知識やスキルを学生に実感させるため、産業界や優良中堅・中小企業の実態に基づく実践的・実証的教育を行います。

3. 学修成果の評価

各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。

入学受入れの方針「アドミッション・ポリシー」(AP)

経営学部では、企業や組織の行動に関心を持ち、これからの経済・社会・文化における諸問題の解決に取り組むことができるビジネス人としての志を持ち、人格の向上と形成を目指して真摯に学修する気概ある学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、経営学科において、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

【経営学科】

AP1. [知識・理解・技能]

経営学科の教育を受けるために必要な基礎学力としての知識を有していること、あるいは秀でた実技能などを有している。

- (AP1-1) 英語、国語、数学、地理歴史、公民、理科、時事などについて、高等学校などで身につけるべき標準的な知識を有している。
- (AP1-2) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

AP2. [思考力・判断力・表現力]

企業の経済活動や社会使命に関わる諸問題に関心を持ち、自ら求めて学び、自分が考えたことを、他者に対してわかりやすく表現することができる。

AP3. [主体性・多様性・協働性]

グループ活動や協働作業の意義を理解し、多様な課題を解決するため、意見や立場の違いを尊重しつつ、自ら進んで行動する態度を有している。

入学前に身に付けておくべきこと

- (1) 英語、国語、数学、地理歴史、公民、理科などをしっかり学習しておくこと。
- (2) 社会、特に企業の活動に興味を持ち日常的にニュースを読み、自らの考えや意見が述べられるように社会の動きに興味を持ち調べようとしておくこと。
- (3) 文章読解能力および記述能力と計算能力が重要となるので、読み書きや演算などに習熟しておくこと。

関係施設窓口案内

学生生活を過ごすにあたって各種情報や注意事項は、『国士館大学手帳』（学生部発行）に記載されているのでよく確認すること。

■関係施設窓口案内

窓口	受付内容	場所		電話	受付時間		
					月～金	土・授 業休講 日	
教務課	学生証・ 学費・証明書 担当 教室担当 教職担当	教職課程、介護等体験、単 位互換、学生証に関するこ と、学費等納入依頼書再発 行、教室貸出などの手続き、 相談等を行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3202 (学費・証明書) 03-5481-3203 (教室) 03-5481-3204 (教職)	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	鶴川メイプル ホール1階	042-736-2331	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	政経学部担当	修学に関する各種届出、申 込、手続きや履修等に関す る相談などを行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3151	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	理工学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3251	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	法学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3322	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	文学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3231	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	経営学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3147	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	21世紀アジア学部 事務課		町田	30号館1階	042-736-1050	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	体育学部事務課 こどもスポーツ 教育学科担当	町田	14号館1階	042-736-2330	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	
	体育学部事務課	多摩	18号館1階	042-339-7202	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	
学生・厚生課	学生生活全般をサポートす る手続、指導、相談、掲示 等を行っています。 課外活動、奨学金（奨学生 制度）、遺失物・拾得物、 アルバイト情報、学生保険、 学生寮、アパート関係など	世田谷	34号館A棟 1階	03-5451-8114	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	
		町田	13号館1階	042-736-2316	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	
		多摩	18号館2階	042-339-7225	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	
学生相談室	教職員、家族、友人等に相 談しにくい問題など、専門 のカウンセラーが直接相談 に応じます。電話での相談 や家族からの相談も受け付 けています。	世田谷	34号館A棟 1階	03-5451-8116	※カウン セラーの 在室日は 学生相談 室入口の 掲示板で お知らせ します。確 認の上、相 談に来て ください。	原則 として 閉室	
		町田	11号館1階	042-736-5498			
		多摩	21号館1階	042-339-7365			

窓口	受付内容	場所		電話	受付時間	
					月～金	土・授業 休講日
国際交流 センター	海外研修や交換留学など、 海外へ留学を希望する学生 へのアドバイスや外国人留 学生へのサポートを行って います。	世田谷	7号館1階	03-5481-3206	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
		町田	鶴川メイプル ホール2階	042-736-2317	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
		ホーム ページ	http://www.kokushikan.ac.jp/ research/IC/			
キャリア形成 支援センター	学生の進路に関する各種支 援を行っています。業種別 企業ファイルや就職情報誌 等の資料を自由に閲覧でき るほか、求人票及び各種セ ミナーの案内等を行ってい ます。また、就職活動にお ける悩みを相談できるスタ ッフも常時待機していま す。	世田谷	8号館1階	03-5481-3308	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
		町田	12号館1階	042-736-2318	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
		多摩	18号館2階	042-339-7230	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
		ホーム ページ	http://www.kokushikan.ac.jp/career/			
		Eメールアドレス (全キャンパス共通)		career@kokushikan.ac.jp		
健康管理室	校医や看護師等を配置し て、応急処置や健康相談、 健康診断証明書の発行、健 康情報の発信等を行ってい ます。なお、校医の健康相 談や診察を希望する場合 は、各キャンパスの健康管 理室にお問い合わせくださ い。	世田谷	34号館A棟 1階	03-5451-8115	9:00～ 21:00	9:00～ 19:00
		町田	11号館1階	042-736-2319	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00
		多摩	21号館1階	042-339-7206	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00
図書館・ 情報メディア センター	蔵書はもちろん、学外情報 検索のための各種データ ベースや電子デバイス等の 設備、視聴覚や閲覧・学習 施設等が完備されていま す。蔵書は3キャンパスど こでも貸出・返却ができま す。なお、図書館入館の際 には学生証が必要です。	世田谷	中央図書館 1～5階	03-5481-3216	8:30～ 20:30	8:30～ 18:00
		町田	鶴川メイプル ホール2～4階	042-736-2341	8:30～ 19:00	8:30～ 18:00
		多摩	18号館1階	042-339-7204	8:30～ 19:00	8:30～ 18:00
		ホーム ページ	http://www.kokushikan.ac.jp/ education/library/			
地域連携・ 社会貢献推進 センター	学生のスキルアップと就職 のための資格講座を実施し ています。	世田谷	梅ヶ丘校舎 地域交流文化 センター1階	03-5451-1921	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
		町田	鶴川メイプル ホール1階	042-736-2327	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00
		多摩	18号館1階	042-339-7372	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00
		ホーム ページ	http://www.kokushikan.ac.jp/ research/LLC/			

※受付時間は、大学行事開催日等は閉室または時間が変更となる場合があります。

※詳しい内容は、各部署まで直接お問い合わせください。

学生ポータルサイト「Kaede-i」 講義支援システム「manaba」

【学生ポータルサイト「Kaede-i」】

授業に関する情報など、大学生活に必要な情報については「Kaede-i」から確認することができる。Kaede-iのID及びパスワードは、入学後のオリエンテーションに出席することで配布され、IDと大学が発行したメールアドレスは卒業するまでの間、原則として変わらない。紛失しないように注意すること。

- ・ 授業の休講、補講、教室変更などの情報
- ・ 大学からのお知らせ（※掲示板にも掲示される）
- ・ 履修登録（履修登録期間のみ）
- ・ My 時間割（履修科目の一覧）の確認
- ・ プロファイル（学生情報）の確認・変更（住所、電話番号、学費納入者の変更など）
- ・ 成績確認（春期成績は9月中旬、秋期成績は3月下旬から） など

◆ Kaede-i へのアクセス方法

大学ホームページから「在学生・保護者の皆さま」→「学生ポータルサイト（Kaede-i）」をクリック

URL : <https://kaedei.kokushikan.ac.jp/>



QRコード
(Kaede-i)

◆ プロファイル（学生情報）の確認・変更方法

学生ポータルサイト「Kaede-i」TOP ページから、「プロフィール」→「プロフィール（学生情報）」欄の「確認・変更する」をクリック。変更箇所を修正し、最後に「登録」ボタンをクリック。なお、学生本人だけでなく、保証人や学費納入者の住所、緊急連絡先等の変更ができる。

※住所・電話番号は、怪我や病気をした時や災害時の連絡など緊急時に連絡する際に必要となるため、変更が生じた場合には速やかに最新の情報に変更すること。

【講義支援システム「manaba」】

「manaba」は、講義資料の配布や掲示板等のやりとり、課題レポートやアンケートの提示・提出等を行える機能がある。また、各部署からの案内やお知らせなども掲載している。このシステムを利用するには、入学時に配付されるユーザIDとパスワードが必要となる。

◆ manaba へのアクセス方法

大学ホームページから「在学生・保護者の皆さま」→ページ中ほどにある「manaba」をクリック

URL : <https://kokushikan.manaba.jp/ct/login>



QRコード
(manaba)

オフィスアワー

本学にはオフィスアワー制度が設けられている。

オフィスアワーとは、教員が学生の皆さんの授業履修や学生生活についての質問や相談等を受け付ける授業以外の時間のことをいう。

相談する際は、事前に連絡（アポイント）を取ることが望ましい。専任教員の相談時間等詳細については、別途掲示等で周知するので確認すること。なお、非常勤教員のオフィスアワーについては、授業前後の時間を利用すること。

I

単位・授業・試験・ 進級及び卒業

1 授業と単位制

1. 授業
2. 単位算定の基準
3. 出席・欠席・公欠
4. 休講
5. 補講

2 履修登録

1. 履修登録の流れ
2. 履修上の注意事項

3 試験

1. 定期試験
2. レポート・小試験等
3. 追試験
4. 試験に関する諸注意

4 成績評価

1. 成績と単位の認定
2. GPA 制度

5 進級・留年及び卒業要件

1

授業と単位制

大学における学修は「単位制」によって行われている。

単位制とは、一定の基準により単位を付与された各授業科目を履修要領等にしたがって履修し、所定の試験またはこれにかわるものに合格することによって単位を修得していく制度である。

授業科目の履修は、すべて単位制による。卒業は、休学期間を除いて4年以上8年まで在学し、履修要領に従って所定の単位を修得することによって認められ、卒業により学士の学位が授与される。(学則第52・53条参照)

1 授業

授業科目は、各科目とも1時間に1回1時限(継続90分)が配当されている。

1年は、「春期」15週、「秋期」15週に区別され、年間の授業日数(週数)は、原則として、1科目につき15週(半期科目:週1回×15時限)、または30週(通年科目:週1回×30時限)実施される。

授業時間は次の通りである。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
時間	09:00~10:30	10:45~12:15	12:55~14:25	14:40~16:10	16:25~17:55	18:05~19:35	19:45~21:15

*経営学部では、6時限・7時限の授業は「教職課程登録者」以外は履修できません。

2 単位算定の基準

授業は、「講義」「実習」「実技」等の方法で行われ、各科目には単位が付与されている。大学において「1単位」と計算される学修時間は45時間であり、この時間数は教室における授業時間だけでなく、各自が行う自習(予習・復習等)時間を含め計算される。

各科目には次の基準により単位が付与されている。

		授業時間	授業時間外に必要な学修	単位数
講義科目	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	4時間×15週	計6時間×15週÷45時間=2単位
	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	4時間×30週	計6時間×30週÷45時間=4単位
演習科目 ※科目によって単位数等が異なります。	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	4時間×15週	計6時間×15週÷45時間=2単位
		毎週1時限 2時間×15週	1時間×15週	計3時間×15週÷45時間=1単位
	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	4時間×30週	計6時間×30週÷45時間=4単位
		毎週1時限 2時間×30週	1時間×30週	計3時間×30週÷45時間=2単位
外国語科目	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	1時間×15週	計3時間×15週÷45時間=1単位
	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	1時間×30週	計3時間×30週÷45時間=2単位
実験・実習・実技科目等		体育実技、実験及び実習については、学修はすべて体育館や実験室等で行われるものとし、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。		

*時間割上の1時限は1時間30分であるが、制度上2時間とみなされている。

3 出席・欠席・公欠

○出席

履修登録したすべての授業に原則として出席しなければならない。総授業数（試験を含む）の3分の2以上の出席がなければ単位が付与されない。

授業の出席の確認は、出席記録システム（学生証を使用）により行われる。また、出席カードの提出または点呼等により行われる場合もある。

○欠席

病気・怪我等、やむを得ない理由により7日以上欠席する（した）時は、教務課学部担当窓口にてその旨を報告し、欠席届を各科目担当教員へ提出すること。また、正当な理由がなく、無届で3か月以上連続して欠席した場合、除籍（学則第20条）の対象となる。

○公欠（公認欠席）

次の場合は公欠となるので、「公欠願」に必要事項を記入し認印を受けたうえで各科目担当教員へ願い出るものとする。公欠は欠席として取り扱われるが、科目担当教員の判断により、配慮が受けられる場合がある。（「公欠に関する取扱要領」参照）

公欠事由		認印をもらう人	添付書類
1	大学・学部行事	教務課：学部担当 学部教員	
	学生・厚生課関連	学生・厚生課	
2	教育実習・介護等体験	教務課：教職担当	
	他の学外実習	教務課：学部担当 学部教員	
3	対外公式試合・コンクール等登録出場者として出場する場合	学生・厚生課	（学生・厚生課への大会参加願の事前提出が必要）
4	学生の親族が死亡した場合（※忌引基準による）	教務課：学部担当	会葬礼状など葬儀日程が分かる書類
5	裁判員制度によって従事した場合	教務課：学部担当	従事したことを証明する書類
6	その他特に学部長が必要と認めた事由	学部長 （教務課学部担当経由）	関連資料、証明書等

4 休講

大学の行事または科目担当教員の都合等により授業が休講になることがある。休講情報は Web サイト（学生ポータルサイト「Kaede-i」）で確認すること。なお、授業開始後 30 分を経過しても科目担当教員もしくは教務課からの連絡、指示がない場合は、教務課学部担当窓口まで連絡し、指示があるまで待機すること。

5 補講

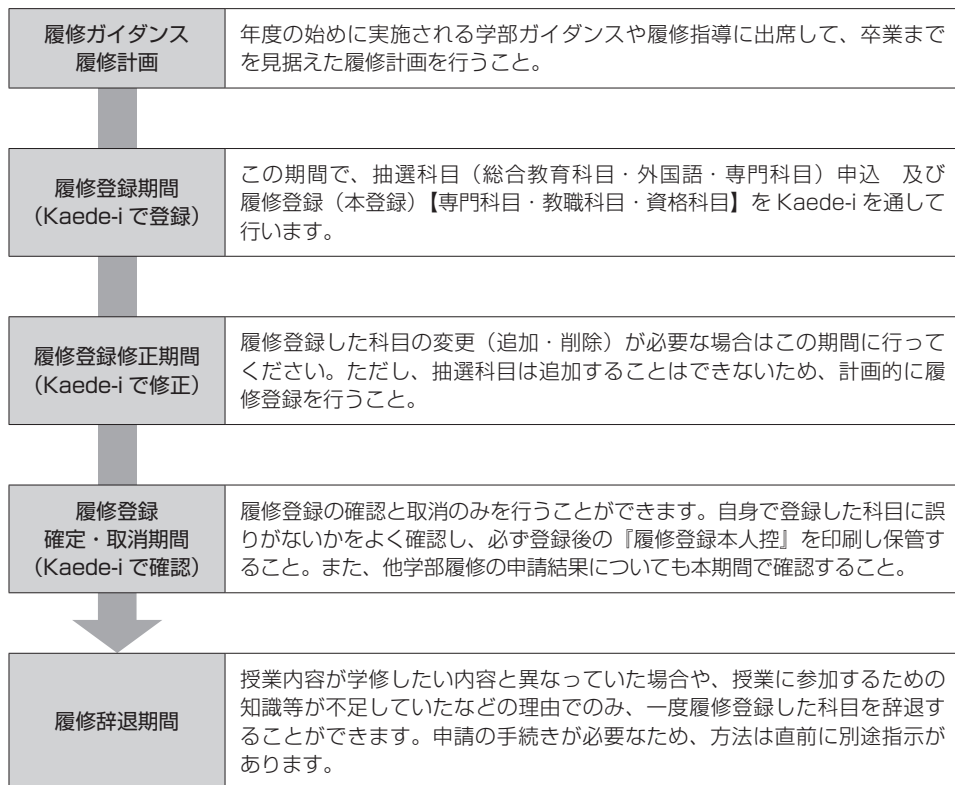
休講等により授業時間数の不足を補う必要が生じた場合は、補講を行うことがある。この場合、メールまたは学生ポータルサイト「Kaede-i」で連絡するので、指示に従い出席すること。

2

履修登録

履修登録とは、学びたい科目や卒業するために必要な科目の単位（卒業所要単位）を修得するために、学生自身が卒業までの計画を立て、各期で履修したい科目を学生ポータルサイト（Kaede-i）にて登録することです。履修登録を行うためには、学部便覧、シラバス、時間割表を参考にし、卒業までの履修計画を立てること。

1 履修登録の流れ



※『履修登録本人控』については、登録や変更が完了した時点で印刷し、保管しておくこと。

※各期で設定された期間外の履修登録は、いかなる場合でも認められません。

2 履修上の注意事項

①上級年次配当の科目履修について

自分より下級年次に配当されている科目は履修できるが、上級年次に配当されている科目を履修することはできない。

②重複履修について

次に示すような履修は重複履修と呼ばれ、登録することができない。

- ・ 同一時限の他の科目を履修すること。
- ・ 同一科目を同一学期内に並行履修すること。
- ・ 既に単位を修得した科目を再び履修すること。

③世田谷キャンパスと町田・多摩両キャンパス間における履修について

町田または多摩キャンパスの科目を履修し、同一日に世田谷キャンパスでも科目を履修する場合、最低1時限分の移動時間を設けなければならない。昼休みをはさみ、2時限と3時限の履修も認められない。

④抽選科目

授業科目の中で定員の定まっている科目について、履修希望者が多数の場合は抽選によって履修者を決定することがある。

3

試験

1 定期試験

定期試験は、春期及び秋期それぞれの学期末に実施される。各科目の具体的試験日程は、試験前に掲示等で発表される。

この試験結果等により評価されるが、演習（ゼミ）等の一部の科目については、試験に代えてレポート、論文または平常の成績により評価される。なお、正当な理由が無く試験を欠席した場合は、該当科目を放棄したものとみなされる。

2 レポート・小試験等

定期試験以外に、授業時に小試験が実施される場合やレポートの提出が指示される場合がある。

いずれも通常は、授業時に担当教員からの指示によって実施される。また、同様に掲示板等で指示される場合もあるので、あわせて留意すること。

3 追試験

追試験は、次の表に該当する事由により、やむを得ず定期試験を受験できなかった場合にのみ実施される。ただし、担当教員の判断により、出席不良等の事由で追試験を受験できない場合がある。また、定期試験において30分を超える遅刻、日程表の見間違え等本人の不注意により受験できなかった場合は、追試験は一切認められない。

◆追試験が認められる事由

事由	必要書類
病気・怪我	医療機関発行の診断書等 学校感染症の場合は、学校感染症治癒証明書（大学ホームページからダウンロード可能）または医療機関発行の診断書
忌引き	会葬礼状など葬儀日程が分かる書類
公共交通機関の遅延等	鉄道会社等で発行する遅延証明書又は事故証明書
その他	その他正当な事由がある場合は、教務課学部担当窓口へ申出

◆追試験の手続き方法

- ①電話等により、欠席した試験当日中に教務課学部担当窓口（5号館1階）に連絡する。
- ②後日、定められた期限までに、追試験申請を行い、事由に伴う「必要書類」を添えて教務課学部担当窓口へ提出する。

4 試験に関する諸注意

(1) 受験資格

次の者は、試験の受験資格を失い、単位の修得ができない。

- ・ 除籍者（「国土館大学学則」第20条）
- ・ 停学中の者（「国土館大学学則」第73条）
- ・ 学生証不携帯及び不備の者
- ・ その他、授業担当教員が定める条件を満たしていない者

(2) 受験上の注意

- ① 指定された座席に着席し、試験場内ではすべて監督者の指示に従うこと。
- ② 学生証を掲示すること。万が一、不携帯の場合は教務課学部担当窓口において受験票の発行を受けなければならない。
- ③ 試験開始後、30分を経過した場合、試験室に入室することはできない。また、退出は監督者の指示により試験開始30分経過後とする。
- ④ 試験中に不正行為を行った者、態度不良、もしくは監督者の注意を従わなかった者は、答案用紙その他を没収され、退室を命ぜられる。この場合、不正行為として取り扱う。

(3) 不正行為

不正行為を行った場合、当期の全受験科目を無効とし、教授会の議に基づき、学長が懲戒を行う。

4

成績評価

1 成績評価と単位の認定

- ①成績は 100 点法をもって評価され、成績評価は秀、優、良、可、不可及び欠席と表記される。また、「認定」とは点数評価をせずに単位を認定する成績評価を指す。

点数と成績評価の関係は下表のとおりとなる。

点数		100～90	89～80	79～70	69～60	59以下	評価不能	—
成績 評価	Kaede-i の表示	秀	優	良	可	不可	欠席	認定
	成績通知書の表示	秀	優	良	可	不	欠	認
	成績証明書の表示	秀	優	良	可	—	—	認
	合否	合格				不合格		合格

※総授業数の3分の2以上の出席がない場合や定期試験を放棄した場合などは、成績評価に値せず、点数は評価不能となり成績評価は「欠席」となる。

※編転入などにより、他大学等で修得した単位を本学の単位として認めたものを「認定」とする。

※成績証明書には合格した科目及び単位認定された科目のみ記載される。

- ②再試験の評価は、可または不可となる。(再試験が行われる場合のみ。)

2 GPA 制度

本学では、学生の学修意欲を高めることを目的として GPA (Grade Point Average : 成績点平均値) を導入している。この GPA とは、科目ごとの評価をそれぞれ点数化することにより、学修状況を客観的にみられるようにするための数値であり、全履修科目の平均を算出したものである。

◆ GPA の計算方法

- ① GPA 計算式

$$\text{GPA} = \frac{(\text{評価を受けた科目の GP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{履修登録科目単位数の合計}}$$

※ GPA は四捨五入して、小数第 2 位まで表します。

- ② GP (Grade Point)

GP は、履修登録した科目の成績 (秀、優、良、可、不可、欠席) を数値に置き換えたもの。

合否	成績評価	点数	GP
合格	秀	100～90	4
	優	89～80	3
	良	79～70	2
	可	69～60	1
不合格	不可	59以下	0
	欠席	評価不能	0
合格	認定	—	対象外

※不合格の科目を再履修して合格した場合および再び不合格の場合、いずれにおいても再履修前の成績評価については、総 GPA には算入しない。

◆ GPA の対象

次の科目は GPA の対象とならない。

- ①成績評価が「認定」の科目
- ②卒業要件の対象とならない科目（教職科目や随意科目など）

◆ GPA の利用

GPA によって、年間もしくは半期の学修成果を自分自身で把握することが可能となり、主体的かつ充実した学修成果をあげることも目的としている。また、履修指導や学修指導において指針とするほか、成績優秀者、留学や奨学金対象者の選考等の判断基礎資料として活用する。

原則として、単年度 GPA が 1.0 未満の時は、個別面談等学修指導を実施する場合がある。また、単年度の GPA が 3.5 以上のときは、年間成績優秀者として表彰する。

◆ GPA の通知

Kaede-i 及び成績通知書に学期（春期・秋期）GPA、年間 GPA、総 GPA の 3 種類を表記する。

◆ 履修登録の修正および辞退

授業内容が学修したい内容と異なっていた場合や、学修するにあたっての知識が不足していたなどの理由で、履修登録した科目を辞退することができる。

辞退を希望する場合には、春期・秋期のそれぞれ指定された期間に指定された方法で手続きを行うこと。なお、辞退した科目は GPA の計算対象から除外される。

指定された期間内に手続きを行わず、自らの判断で履修を放棄した場合は「不合格」となり、GPA の値が下がるので注意すること。

◆ GPA の計算の一例

科目名	単位数	成績評価	GP
政治学 A	2	優	3
A I とサイエンス	2	秀	4
英語 1	1	可	1
中国語 1	1	不可	0
地方自治入門	2	優	3
簿記論（基礎）	2	良	2

計算式に当てはめると以下のとおり。

$$\frac{2 \times 3 + 2 \times 4 + 1 \times 1 + 1 \times 0 + 2 \times 3 + 2 \times 2}{2 + 2 + 1 + 1 + 2 + 2} = 2.50$$

この学生の GPA は、2.50 となる。

3 成績通知書

成績通知書は、春期（9月上旬頃）と秋期（3月上旬頃）にそれぞれ保証人宛に郵送される。次年度の履修登録や卒業・進級の状況を確認する上で必要なものとなるので、各自大切に保管しておくこと。いかなる場合においても成績通知書の再発行は行わない。

成績通知書には過去に修得した科目の成績が累計記載されている。ただし、不合格となった科目については、履修した年度のみ不合格である旨の記載がされる。

進級・留年及び卒業要件

授業科目の履修はすべて単位制によって行われ、経営学部においては休学期間を除き、4年以上8年まで在学し、履修要領にしたがって124単位以上（下記「卒業所要単位数」表を参照）を修得して、教授会の議を経て卒業とし、学士（経営学）の学位が授与される（「国士館大学学則」第33・52・53条参照）。

また、進級に必要な単位数が決まっており（下記「進級に必要な単位数」表を参照）、必要単位数を修得できなかった者は留年（同じ学年にとどまる）となる。なお、年間休学した者も留年となる。

留年した者は、各自の入学年度に応じた課程を履修する。なお、休学期間を除き8年を超えて在学することはできない。

【卒業所要単位数】

総合教育科目		外国語科目	専門科目		総計
24 単位		8 単位 ^(注1)	92 単位 ^(注2)		124 単位
必修	選択		必修	選択	
2 単位	22 単位		8 単位	84 単位 ^(注3)	

（注1 「英語」「第二外国語」から修得。ただし、外国語留学生は「日本語」を必ず修得。

（注2 4年次に「選択必修科目」8単位を修得しなければならない。

（注3 84単位中、「選択必修科目」40単位を修得しなければならない。

なお、40単位を超えて修得した単位は選択科目の単位として扱う。

【進級に必要な単位数】

	進級必要単位数	摘 要
2年次への進級		
3年次への進級	40 単位	卒業所要単位 40 単位以上を修得しなかった者は、2年次留年となる。
4年次への進級	64 単位	卒業所要単位 64 単位以上を修得しなかった者は、3年次留年となる。
卒業	124 単位	卒業所要単位 124 単位以上を修得しなかった者は、4年次留年となる。

【卒業所要単位とは】

卒業に必要な単位数のこと。なお、次の科目は修得しても卒業所要単位には含まれないので注意すること。

1. 教職課程における教免・資格のための科目
2. 随意科目
3. 決められた修得条件に必要な単位数を超えて修得した科目

II

授業科目と履修要領

1 授業科目

1. 総合教育科目
2. 外国語科目
3. 専門科目
4. 教職科目
5. 随意科目

2 科目ナンバリング

3 他学部履修

4 首都圏西部単位互換

5 世田谷6大学コンソーシアム連携授業

6 各学年次の履修要領

7 副専攻

1

授業科目

1 総合教育科目

必修科目

授業科目	年次及び単位数			
	1年次	2年次	3年次	4年次
A Iとサイエンス	2			

選択科目

授業科目	年次及び単位数			
	1年次	2年次	3年次	4年次
防災リーダー養成論	2			
防災リーダー養成論実習	2			
哲学A	2			
哲学B	2			
論理学A	2			
論理学B	2			
宗教学A	2			
宗教学B	2			
倫理学A	2			
倫理学B	2			
国文学A	2			
国文学B	2			
漢文学A	2			
漢文学B	2			
外国文学A	2			
外国文学B	2			
日本史A	2			
日本史B	2			
東洋史A	2			
東洋史B	2			
西洋史A	2			
西洋史B	2			
歴史学A	2			
歴史学B	2			

地理学A	2		
地理学B	2		
日本語表現法A	2		
日本語表現法B	2		
法学A	2		
法学B	2		
日本国憲法	2		
政治学A	2		
政治学B	2		
経済学A	2		
経済学B	2		
社会学A	2		
社会学B	2		
心理学A	2		
心理学B	2		
教育学A	2		
教育学B	2		
社会科学概論A	2		
社会科学概論B	2		
文化人類学A	2		
文化人類学B	2		
人と宇宙	2		
データサイエンス基礎	2		
データエンジニアリング基礎	2		
A I基礎	2		
A I基礎演習		1	
統計学入門	2		
確率論入門	2		
数学入門	2		
数学（線形代数）	2		
数学（微分積分）	2		

数学(多変数関数の微積分)	2		
多様性の生物学	2		
進化の生物学	2		
環境の地球科学	2		
変動の地球科学	2		
化学の基礎	2		
統計学(基礎統計)	2		
統計学(推定・仮説検定の実務)	2		
人間と地球環境	2		
持続可能な地球環境	2		
科学技術と現代社会	2		
基礎物理学	2		
物理学	2		
情報科学	2		
コンピュータシステム	2		
コンピュタリテラシー	2		
データリテラシー	2		
プログラミング基礎	2		
データサイエンス	2		
Webデザインの基礎	2		
コンピュータネットワーク	2		
現代人間論A	2		
現代人間論B	2		
異文化の理解A	2		
異文化の理解B	2		
ボランティア実践I	1		
ボランティア実践II	1		
ボランティア実践III	1		
ボランティア実践IV	1		

保健体育教育科目

授業科目	年次及び単位数			
	1年次	2年次	3年次	4年次
体育実習	2			
スポーツ実習A		2		
スポーツ実習B			2	
スポーツ実習C				2
身体と運動A	2			
身体と運動B	2			

留学生科目

授業科目	年次及び単位数			
	1年次	2年次	3年次	4年次
日本事情A (日本の歴史)	2			
日本事情A (日本の現代文化)	2			
日本事情B (近代日本の歩み)	2			
日本事情B (日本の国際化)	2			
日本事情C (自然環境)	2			
日本事情C (地方地誌)	2			

(1) 保健体育教育の履修

①保健体育教育のねらい

保健体育教育は、身体や身体運動に関する幅広い知識を授け、学問的な思考態度を養うとともに、身体や身体運動の合理的実践を通して知的、道徳的、身体的教養を育成し、心身ともに健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てることをねらいとしている。

②保健体育教育のカリキュラムと開講キャンパス

1) 保健体育教育のカリキュラムと配当年次

総合教育科目	保健体育教育の授業科目		区分	単位数	配当年次			
					1	2	3	4
実技と理論（通年）		体育実習	選択	2	○			
		スポーツ実習 A	選択	2		○		
		スポーツ実習 B	選択	2			○	
		スポーツ実習 C	選択	2				○
講義（半期）		身体と運動 A	選択	2		○		
		身体と運動 B	選択	2		○		

2) 各授業科目の概要と開講キャンパス

ア) 「体育実習」（実技と理論：選択科目：1年次）世田谷キャンパスで開講する。

・授業の内容

主に実技を中心として行われる授業であり、開講されている各種目の合理的実践を通して、心身ともに健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てることをねらいとしている。

イ) 「スポーツ実習」（実技と理論：選択科目：2～4年次：毎年履修可）世田谷キャンパス・町田キャンパスで開講する。

・授業の内容

主に実技を中心に行われるもので、[体育実習]の発展コースといえる授業（選択科目）であり、授業科目としては[スポーツ実習A]（2年次）、[スポーツ実習B]（3年次）、[スポーツ実習C]（4年次）がある。開講されている各種目の合理的実践を通して、身体運動、特に各スポーツ種目特有の技術の仕組みやその理論を深めるとともに、技術の向上を図ることをねらいとしている。施設などを勘案してA、B、Cの合同授業としている。

ウ) 「身体と運動」（講義：選択科目）世田谷キャンパスで開講する。

・授業の内容

講義を中心として行われる授業（1年次・2年次開設の選択科目）であり、身体や身体運動の基本的な方法論とその機能的側面や歴史的・社会的・文化的側面に関する理論を教授し、それを通して学問的な思考態度を養うことをねらいとしている。

[身体と運動A]は自然科学系、[身体と運動B]は社会科学系の内容である。シラバスで内容を確認してから履修すること。

③「体育実習」の履修要領と評価要領

1) 「体育実習」の履修要領

・「体育実習」の履修年次

〔体育実習〕2単位（通年）は、1年次に開設されている選択科目であり、開講される種目の中から一つの種目を選択し履修する。

「体育実習」の開講種目と定員及び準備する衣服・用具

種目コード	種目名	定員	準備する衣服・用具
01	柔道	20	柔道着
04	剣道	15	剣道着・袴
06	合気道	20	合気道着（柔道着可）
37	空手道	20	空手道着
12	サッカー	40	サッカーを行うのに相応しいウエアとシューズ
14	バレーボール	30 (40)	バレーボールを行うのに相応しいウエアとシューズ
15	バスケットボール	33	バスケットボールを行うのに相応しいウエアとシューズ
16	バドミントン	30	バドミントンを行うのに相応しいウエアとシューズ
17	卓球	40	卓球を行うのに相応しいウエアとシューズ
26	ニュー スポーツ	26	運動を行うのに相応しいウエアとシューズ
31	T. E.	若干名	運動を制限されている学生の授業（個々の身体的条件に適する諸運動を行う）
32	フィジカルコンディショニング (ボディメイクエクササイズ)	32	運動を行うのに相応しいウエアとシューズ
38	アクアフィットネス	25	水着、スイミングキャップ、ゴーグル
39	ダンスエクササイズ	35	運動を行うのに相応しいウエアとシューズ
40	ピラティクス (呼吸法・体幹エクササイズ)	32	運動を行うのに相応しいウエアとシューズ
41	ヘルスケアトレーニング	25	運動を行うのに相応しいウエアとシューズ、タオル(2枚)
42	フィジカルトレーニング	40	運動を行うのに相応しいウエアとシューズ、タオル(2枚)

() の定員は体育武道館3階アリーナで開講する場合の定員

・「体育実習」の種目選択の方法

体育実習時間割（別途配布）の中から、各個人の希望により自由に選択することが出来るが、諸事情を勘案して設けられた各種目の定員の関係から、希望の種目を希望する時限で履修できず、第2、第3希望の種目・時限になる場合もある。

種目の選択にあたっては、「体育実習時間割（世田谷）」を参照し、他の履修科目と重複しないように種目・時限（曜日）を選択する。

ただし、「T. E.」については、診断書を提出するとともに、自己の身体状況を詳細に説明すること。

種目選択の方法については、Web 上で希望する曜日・時限・種目を登録し、定員を超えた場合、抽選となる。希望種目の登録、種目決定、及びその確認までの手順等の詳細については、学部ガイダンスまたは教務課学部担当窓口で配布されるプリントを参照し、指示に従うこと。

・ガイダンス

体育実習ガイダンス (第1回授業時)	4月の授業開始第1週目の授業は、体育実習のガイダンスを行う。各種目内容の具体的説明、体育実習カード記入上の説明などもあるので、写真(3.5×4.5cm以内)と筆記用具(ボールペン)を準備して指定された場所に集合すること(別途配布)。欠席した場合は、次週以降の授業で担当教員の指示を仰ぐこと。
-----------------------	---

2) 評価要領

・評価方法

「体育実習」の評価は、技能程度・進歩度・理解（ペーパーテスト）、態度、運動の実践状況等によって総合評価する。

・出席の重視

「体育実習」は特に出席（運動の実践、そのための事前準備）を重視している。体調を整え、全出席するように努めること。

・諸注意事項

a 欠席等の届け出について

「体育実習」をやむを得ず欠席（公欠）や見学、遅刻、早退するときは、学部所定の届出用紙によって、直接担当教員に届けること。なお、親族の冠婚葬祭、天災、学部行事、及び大学を代表して大会等へ出場するなどの理由によって欠席する場合は、公欠として認める。

b 更衣について

MCH 3階の更衣室を使用すること。荷物は各自授業実施教場に持参すること。

c 貴重品の保管について

貴重品類は、衣服とともにスポーツバッグなどに入れて授業実施場所に持って出る等の方法で、各自で管理すること。更衣室、その他自分の目の届かない場所には絶対に置かないようにすること。腕時計、眼鏡は安全及び破損防止のため、可能な限り身につけないようにすること。

また、ガイダンス時は、靴等を間違える恐れがあるので、靴はシューズバッグや袋などに入れて携帯すること。

④「スポーツ実習」の履修要綱

1)「スポーツ実習」の履修年次

〔スポーツ実習 A (2 年次)、B (3 年次)、C (4 年次)〕2 単位 (通年) は、2 ~ 4 年次に開講されている選択科目であり、開講される種目の中から一つの種目を選択する。「スポーツ実習」は、毎年履修することが出来る。

「スポーツ実習」の開講種目と定員及び準備する衣服・用具

種目コード	種目名	定員	準備する衣服・用具
01	柔道	20	柔道着
04	剣道	15	剣道着・袴
06	合気道	20	合気道着 (柔道着可)
12	サッカー	45	サッカーを行うのに相応しいウエアーとシューズ
14	バレーボール	(45)	バレーボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
15	バスケットボール	35	バスケットボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
16	バドミントン	(40)	バドミントンを行うのに相応しいウエアーとシューズ
17	卓球	40	卓球を行うのに相応しいウエアーとシューズ
22	スキー (秋期から学内で授業 + 集中授業)	20	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
32	フィジカルコンディショニング	32	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
38	アクアフィットネス	25	水着、スイミングキャップ、ゴーグル

() の定員は体育武道館 3 階アリーナで開講する場合の定員

01	柔道	40	柔道着
11	テニス	32	テニスを行うのに相応しいウエアーとシューズ
12	サッカー	40	サッカーを行うのに相応しいウエアーとシューズ
14	バレーボール	40	バレーボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
15	バスケットボール	40	バスケットボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
16	バドミントン	40	バドミントンを行うのに相応しいウエアーとシューズ
20	ゴルフ	25	ゴルフを行うのに相応しいウエアーとシューズ
22	スキー (秋期から学内で授業 + 集中授業)	20	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
34	複合スポーツ	30	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ

は町田キャンパスのみ開講種目

3)「スポーツ実習」の種目選択の方法

「スポーツ実習時間割」(別途配布)の中から、各個人の希望により自由に選択することが出来るが、諸事情を勘案して設けられた各種目の定員の関係から、希望の種目を希望する時限で履修できず、第 2、第 3 希望の種目・時限になる場合もある。

種目選択の方法については、Web 上で希望する曜日・時限・種目を登録し、定員を超えた場合、抽選となる。希望種目の登録、種目決定、及びその確認までの手順等の詳細については、学部ガイダンスまたは5号館1階各学部担当窓口で配布されるプリントを参照し、指示に従うこと。

(2) ボランティア活動に対する単位認定

大学又は学部が認めた「ボランティア活動」に対して、年度ごとに指定された期日までに所定の手続きを行ったうえで活動を行うことにより、単位を認定する。

① 認定する科目名と成績評価・単位

「ボランティア実践Ⅰ」「ボランティア実践Ⅱ」

「ボランティア実践Ⅲ」「ボランティア実践Ⅳ」 各1単位

※認定できる単位数は、年間1単位とし、在籍期間中最大4単位までとする。

※数字のⅠ～Ⅳは、活動申請回数によって付加する。

※履修上限単位からは除外する。

※成績評価は「認定」とし、卒業所要単位（総合教育科目）に含める。

② 認定の対象となる活動

1) 大学が組織的取組として参加を認める活動：「災害関連」

2) 学部が認める活動

※活動の詳細は、掲示やホームページ等で確認すること。

③ 認定にあたっての注意事項

1) 当年度4月から1月末までの期間に参加した活動を対象とする。なお、2月から3月末までの期間に参加した活動については、次年度に単位認定するため、次年度に手続きを行うこと。また、4年次学年末（春期休業期間中）に参加した活動については、単位認定しない。

2) 指定の手続きが完了しなければ、単位認定はされないので注意すること。

詳細の活動内容や具体的な手続き方法・期限については、年度ごとに掲示またはホームページを通じて周知するので、希望者は必ず確認すること。

2 外国語科目

(1) 外国語科目のねらい

外国の言葉を知ることは、自分の国やその中で育った自分を違った角度から見つめることとなる。大学に入学したのを機に、さらに英語の力に研ぎをかけるとともに、ぜひ他の言語にも触れることを強く勧める。それによって、より一層、多角的な視点を身につけることができよう。また、外国語の力を養うことで、外国で発信された経営や政治・経済に関する様々な情報を入手することが可能になり、専門領域における知識を深めることにもなる。

これらのことを頭に入れ、以下の外国語の履修要領やシラバスを参考に、履修する科目を選んでほしい。

(2) 外国語科目の履修要領

①単位

外国語科目を最低 8 単位修得することが卒業の条件となる。そのうち 4 単位は [英語 1～4] (留学生の場合は日本語科目) が必修となる。なお、1 年間で履修できる外国語の単位数に制限はないが、無理のない履修計画を立てるよう心がけよう。

必修単位 英語 4 単位 (留学生：日本語 4 単位)	+	選択単位 4 単位	=	卒業所要単位 8 単位	(注 8 単位を超えた単位は卒業所要単位には算入されない)
--	---	-------------------------	---	---------------------------	-------------------------------

②言語コース

1 言語 (英語) コースか 2 言語 (英語 + 第二外国語) コースを選択する。

1 年次に指定した言語コースは原則として変更できない。^(注)

	履修外国語の組み合わせ
一般の学生	英語のみ (必修 + 選択)
	必修英語 + 第二外国語 (必修 + 選択)
留学生	日本語のみ (必修 + 選択)
	必修日本語 + 選択英語
	必修日本語 + 第二外国語 (必修 + 選択)

※留学生の第二外国語は母語以外とする。

(注 1 年次春期に選択した言語コース・組み合わせは、1・2 年次には変更できない。3 年次以降、正当な理由がある場合に限り、1 回の変更を認める。なお、言語コース・組み合わせの変更を希望する場合には、あらかじめ外国語科目専任教員または学部担当教員 (学年担任等) に相談のうえ、教務課で申請手続きを行うこと。

(1 言語コース)

「英語（必修＋選択）」のみで8単位を修得する。

留学生の場合は「日本語（必修＋選択）」のみで8単位を修得する。

英語または日本語			
必修科目 4 単位		選択科目 4 単位	
英語 1・2・3・4		必修以外の英語科目 (P.21～22) から4単位	
留学生	日本語リーディング 1・2 日本語ライティング 1・2	留学生	必修以外の日本語科目 (P.25) から4単位

(2 言語コース)

「必修英語 1・2・3・4」4単位と「第二外国語（必修＋選択）」（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語いずれか）4単位で、計8単位を修得する。

「第二外国語（必修＋選択）」は、2年間で4単位を修得する通常クラスと1年間で4単位を修得する速修クラスの2種類があり、いずれかを選択できる。

英語	第二外国語		
必修科目 4 単位 (英語 1・2・3・4)	必修科目 2 単位		選択科目 2 単位
	通常クラス	〇〇語 1・2	〇〇語 3・4、〇〇語会話 1・2・3・4
	速修クラス	〇〇語インテンシヴ 1	〇〇語インテンシヴ 2

留学生の場合は、次の表のように日本語必修科目4単位を修得する。その他に「選択英語」（英語 1・2・3・4 以外）または「第二外国語（必修＋選択）」の中から4単位を修得する。「必修日本語」4単位および「選択英語」4単位、または「必修日本語」4単位および「第二外国語（必修＋選択）」4単位のいずれか合計8単位を修得する。その際、母語を選択することはできない。「英語」を選んだ場合は「選択英語」科目から4単位を修得し、「第二外国語」を選んだ場合は必修科目2単位、選択科目2単位の合計4単位を修得する。

日本語	英語または第二外国語			
日本語 必修科目 4 単位 (日本語リー ディング 1・2、 日本語ライ ティング 1・2)	英語を選んだ場合	選択英語科目 4 単位 (英語 1・2・3・4 以外)		
	第二外国語を 選んだ場合	必修科目 2 単位		
		通常クラス	〇〇語 1・2	〇〇語 3・4、 〇〇語会話 1・2・3・4
		速修クラス	〇〇語インテンシヴ 1	〇〇語インテンシヴ 2

※留学生の第二外国語は母語以外とする。

③言語別の履修の方法 〔英語〕

履修単位数・登録方法

英語1言語コースの場合は、〔英語1～4（必修）〕を4単位および「英語」の選択科目を4単位、2言語コースの場合は、〔英語1～4（必修）〕を4単位履修する。以下の科目は、TOEIC Bridgeのスコアによりクラスが指定されている。指定されたクラスで履修すること。

クラス指定科目	
1年次	2年次
英語1・2	英語3・4

なお「英語1～4」についてはそれぞれ上級クラス「英語1～4（アドバンスト）」も設置されている。受講希望者は選抜試験を受けること。「英語1～4（アドバンスト）」は「英語1～4（クラス指定）」の代わりとなり、両方を履修することはできない。

英語選択科目を履修する場合は、履修登録時、履修希望者が定員を超えた場合は、抽選となる。いずれの英語科目にも先修条件（履修するために必要な条件）はない。

各自の指定クラスについては、新入生オリエンテーションの配付資料ないし manaba のお知らせで必ず確認すること。

1年次配当科目（1～4年次履修可）

授業科目		単位
必修	英語1 ^{〔注1〕}	1
	英語2 ^{〔注1〕}	1
選択	経営 TOEIC 英語1 ^{〔注3〕}	1
	経営 TOEIC 英語2 ^{〔注3〕}	1
	経営 TOEIC 英語3 ^{〔注3〕}	1
	経営 TOEIC 英語4 ^{〔注3〕}	1
	英会話1	1
	英会話2	1
	TOEIC 英語1	1
	TOEIC 英語2	1

2年次配当科目（2～4年次履修可）

授業科目		単位
必修	英語3 ^{〔注2〕}	1
	英語4 ^{〔注2〕}	1
選択	英会話3	1
	英会話4	1
	TOEIC 英語3	1
	TOEIC 英語4	1

1～4年次配当科目

授業科目		単位
選択	英語スキルアップA	1
	英語スキルアップB	1
	英語スキルアップC	1
	英語スキルアップD	1

〔注1〕 クラス指定あり。必修は必ず1年次で履修すること。

〔注2〕 クラス指定あり。必修は必ず2年次で履修すること。

〔注3〕 経営 TOEIC 英語1・2・3・4は、経営学部単独科目である。TOEIC 英語1・2・3・4とは別科目なので注意すること。

【経営 TOEIC 英語 1・2・3・4】【TOEIC テスト】スコアによる単位認定

- 1) 【TOEIC テスト】で所定のスコアを取得した者に対して、そのスコアに応じて下記科目の単位認定を行う（合計 4 単位、各 90 点付与）。

スコア	認定単位数		必選	点数
400 点～ 449 点	経営 TOEIC 英語 1	1 単位	選択	90 点
450 点～ 499 点	経営 TOEIC 英語 1	1 単位	選択	90 点
	経営 TOEIC 英語 2	1 単位	選択	90 点
500 点～ 549 点	経営 TOEIC 英語 1	1 単位	選択	90 点
	経営 TOEIC 英語 2	1 単位	選択	90 点
	経営 TOEIC 英語 3	1 単位	選択	90 点
550 点以上	経営 TOEIC 英語 1	1 単位	選択	90 点
	経営 TOEIC 英語 2	1 単位	選択	90 点
	経営 TOEIC 英語 3	1 単位	選択	90 点
	経営 TOEIC 英語 4	1 単位	選択	90 点

- 2) 単位認定にあたっては当該科目の履修が必須となる。

なお、スコアが認定基準を上回った場合には翌年度以降に当該科目を履修すれば単位認定となる（ただし、公式認定証の再提出が必要）。

（例）経営 TOEIC 英語 1・2 を履修し、スコアが 600 点だった場合、当年度は経営 TOEIC 英語 1・2 の単位を認定する。翌年度以降に経営 TOEIC 英語 3・4 を履修し、公式認定証を再提出すれば経営 TOEIC 英語 3・4 の単位を認定する。

- 3) 校費で実施する TOEIC テスト団体受験（前もって授業中および manaba にて連絡）については、それぞれのスコアに基づき、履修者には単位認定を行う（ただし公式認定証の提示が条件）。上記の団体受験以降、各自 TOEIC テストを受験し、団体受験時よりも高いスコアを取得し、あるいはそれよりもさらに高いスコアを取得して単位認定を申請する場合（スコア 550 点以上に達するまで）、公式認定証を各自提示しなければならない。その公式認定証の提出期限は、単位認定を申請する各年度内の 1 月末までとする。

- 4) 本学入学前に取得したスコアは、対象外とする。

- 5) 外国語科目の【TOEIC 英語】は、【経営 TOEIC 英語】と別の科目であり、当該単位認定の対象ではない。

- 6) TOEIC Bridge のスコアは認定の対象外なので、注意すること。

〔第二外国語〕（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語）

必修科目

必修科目とは、「第二外国語」を選んだ場合に必ず履修しなければならない科目である。

通常クラスでは [〇〇語 1] と [〇〇語 2]、速修クラスでは [〇〇語インテンシヴ 1] が必修となる。速修クラスの「インテンシヴ 1」と通常クラスの「〇〇語 1」「〇〇語 2」の両方を履修することはできない。

また、[〇〇語 2] は、[〇〇語 1] の単位を修得済みであることが履修の条件となる。[〇〇語 1] が不合格となると、[〇〇語 2] を履修できないので、十分に注意すること。同様に、[〇〇語 3] [〇〇語 4] [インテンシヴ 2] [〇〇語会話 3・4] にも先修条件がある。

選択科目

2言語コースの「第二外国語」では、必修科目以外に選択科目を2科目・2単位履修する。速修クラスの「インテンシヴ 2」と通常クラスの「〇〇語 3」「〇〇語 4」の両方を履修することはできない。

なお、クラス指定はないので、履修登録時、希望者が定員を超えた場合は、抽選となる。

先修条件

「第二外国語」の科目には、単位を修得するために必要な条件（先修条件）が次のように設定されている。履修の際には十分気をつけること。

科目名	先修条件（以下の単位が修得済みであること）
〇〇語 2	〇〇語 1
〇〇語 3	〇〇語 2 または インテンシヴ 1
〇〇語 4	〇〇語 3
インテンシヴ 2	〇〇語 2 または インテンシヴ 1
〇〇語会話 1・2	先修条件なし
〇〇語会話 3・4	〇〇語 2

再履修

[〇〇語 1] [〇〇語 2] [〇〇語 3] [〇〇語 4] のいずれかが不合格となった場合、次の半期に同じ科目を再履修することができる。秋期には [〇〇語 1] [〇〇語 3]、春期には [〇〇語 2] [〇〇語 4] の再履修クラスが設置されている。

1 年次配当科目

授業科目		単位	
必修	通常クラス	〇〇語 1	1
		〇〇語 2	1
	速修クラス	〇〇語インテンシヴ 1	2
選択	通常クラス	〇〇語会話 1	1
		〇〇語会話 2	1
	速修クラス	〇〇語インテンシヴ 2	2

- ・通常クラスは、週 1 時間の授業で 1 年間かけて必修 2 単位が修得できる。
- ・速修クラスは、週 2 時間で 1 セットの授業になっており、半期で必修 2 単位が修得できる。引き続き選択科目として [インテンシヴ 2] を履修すれば、1 年間で 4 単位が修得できる。

2 年次配当科目

授業科目		単位
選択	〇〇語 3	1
	〇〇語 4	1
	〇〇語会話 3	1
	〇〇語会話 4	1

- ・2 年次配当科目は、[〇〇語 1] と [〇〇語 2] の単位が修得済みであることが履修の条件となる。

2～4 年次配当科目

授業科目		単位
選択	スキルアップ〇〇語 A	1
	スキルアップ〇〇語 B	1
	スキルアップ〇〇語 C	1
	スキルアップ〇〇語 D	1

- ・必修科目を含む合計 4 単位をすでに修得済みであることが履修の条件となる。
- ・修得単位 8 単位を超える場合、単位は修得できるが、卒業要件にはならないので注意すること。

〔日本語〕 *留学生を対象とする科目

必修科目

1年次に〔日本語リーディング1〕〔日本語リーディング2〕〔日本語ライティング1〕〔日本語ライティング2〕の4科目4単位が必修となる。

選択科目

日本語1言語コースの場合は、必修科目（4単位）に加えて選択科目を4科目・4単位履修する。

1年次配当科目

授業科目		単位
必修	日本語リーディング1	1
	日本語リーディング2	1
	日本語ライティング1	1
	日本語ライティング2	1

1～4年次配当科目

授業科目		単位
選択	日本語スピーキング1	1
	日本語スピーキング2	1

2～4年次配当科目

授業科目		単位
選択	時事日本語1	1
	時事日本語2	1
	ビジネス日本語1	1
	ビジネス日本語2	1
	日本語スキルアップ1	1
	日本語スキルアップ2	1

(3) 海外演習

国際交流センターが実施する「海外研修」に参加し所定の成績を収めた場合、選択科目2単位として認定する。

研修先は、研修したい言語に合わせて、カナダ、オーストラリア、アメリカ（以上、英語）、中国（中国語）、韓国（韓国語）の中から選択する。ただし、オーストラリア研修、アメリカ研修は、春季休業期間に実施されるため、4年次で参加しても選択科目の単位として認定されない。

1～4年次配当科目

授業科目名		単位
外国語選択科目	海外演習（〇〇語）	2

4) 外国語科目の配当表

		1年次		2年次		3年次		4年次		卒業所 要単位
		科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	
外国語科目	英語	必修	英語 1	1	英語 3	1				
			英語 2	1	英語 4	1				
		選択	経営 TOEIC 英語 1	1						
			経営 TOEIC 英語 2	1						
			経営 TOEIC 英語 3	1						
			経営 TOEIC 英語 4	1						
			英会話 1	1						
			英会話 2	1						
			TOEIC 英語 1	1						
			TOEIC 英語 2	1						
	英語スキルアップ A・B・C・D								各1	
	海外演習（英語）								2	
	ドイツ語	必修	通常	ドイツ語 1	1					
			通常	ドイツ語 2	1					
速修			ドイツ語インテンシブ1	2						
速修			ドイツ語インテンシブ2	2						
選択		ドイツ語会話 1	1	ドイツ語 3	1					
		ドイツ語会話 2	1	ドイツ語 4	1					
				ドイツ語会話 3	1					
				ドイツ語会話 4	1					
ドイツ語スキルアップ A・B・C・D								各1		

外国語科目	フランス語	必修	通常	フランス語 1	1					
			速修	フランス語 2	1					
			速修	フランス語インテング1	2					
		選択	速修	フランス語インテング2	2				フランス語 3	1
			通常	フランス語会話 1	1				フランス語 4	1
			通常	フランス語会話 2	1				フランス語会話 3	1
			通常						フランス語会話 4	1
	フランス語スキルアップ A・B・C・D						各 1			
	中国語	必修	通常	中国語 1	1					
			速修	中国語 2	1					
			速修	中国語インテング1	2					
		選択	速修	中国語インテング2	2				中国語 3	1
			通常	中国語会話 1	1				中国語 4	1
			通常	中国語会話 2	1				中国語会話 3	1
			通常						中国語会話 4	1
	中国語スキルアップ A・B・C・D						各 1			
	韓国語	必修	通常	韓国語 1	1					
			速修	韓国語 2	1					
			速修	韓国語インテング1	2					
		選択	速修	韓国語インテング2	2				韓国語 3	1
通常			韓国語会話 1	1	韓国語 4				1	
通常			韓国語会話 2	1	韓国語会話 3				1	
通常					韓国語会話 4				1	
韓国語スキルアップ A・B・C・D						各 1				
日本語(留学生のみ)	必修	通常	日本語リーディング1	1						
		速修	日本語リーディング2	1						
		速修	日本語ライティング1	1						
		速修	日本語ライティング2	1						
	選択	日本語スピーキング 1						1		
		日本語スピーキング 2						1		
		時事日本語 1						1		
		時事日本語 2						1		
		ビジネス日本語 1						1		
		ビジネス日本語 2						1		
日本語スキルアップ 1						1				
日本語スキルアップ 2						1				

8 単位

3 専門科目

専門科目は、経営学部目標である「ビジネス人基礎力」の修得において根幹をなす科目群であり、【基盤科目】、【主要科目】、【関連科目】から系統的に構成されている。

【基盤科目群】は、1年次の《必修・履修必修科目》として配置されている。必修科目は〔経営学総論Ⅰ・Ⅱ〕（企業の理論、経営の理論、経営管理の諸機能などを学習）、〔会計学総論Ⅰ・Ⅱ〕（会計の仕組みや会計制度、会計情報の利用、会計の歴史などを学習）である。選択必修科目は〔フレッシュマンゼミナール・ゼミナール入門〕（大学生として経営学を学ぶための意識変革を促進させる専門科目導入演習を行う）からなる。経営学を初めて学ぼうとする学生が、経営学はどのようなことを学ぶのか、経営学の基礎的な内容や範囲はどのようになっているのかを理解し、経営学の総合的・発展的学習の基盤となる知識の習得、経営学の基礎的な各分野の主要論点の学習、および4年間を通じて系統的に履修するための「学習基盤」づくりを行うことが狙いである。

【主要科目群】は、1～4年次の《選択必修科目》（当科目群全体から一定数以上の単位修得を義務付ける制度）として、当学部の教育目標である「ビジネス人基礎力」修得上、特に重要度の高い科目群として配置されている。経営学領域および会計学領域の重点科目と、そうした科目群の中から専門性を追求する〔専門ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ〕〔卒業論文〕から構成され、企業経営全般にわたる各重要分野の理論的・実証的な教育を行う。例えば、〔専門ゼミナールⅠ・Ⅱ〕は3年次に各週2時限の演習授業を行い、少人数による専門教育の徹底化をはかり、4年次の〔専門ゼミナールⅢ〕につなげるとともに〔卒業論文〕において大学生生活の集大成をはかる重要な科目である。

経営学領域および会計学領域の重点科目と〔専門ゼミナール・卒業論文〕の導入教育として2年次に〔基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ〕を配置する。また、〔プロフェッショナル・ビジネスセミナー〕及び〔プロフェッショナル・キャリアセミナー〕は、日本を代表する企業の経営管理者を講師としたオムニバス形式の講義科目で、現場の実践的観点から、さまざまな産業の構造と企業の戦略、並びにマーケティング部門や人材開発部門などでのキャリア形成プロセスとそれに求められるスキルについて学ぶ産学連携講座である。〔優良中堅・中小企業講座〕では、日本の隠れた優良中堅・中小企業（各業界でトップシェアをとった企業等）の経営者が登壇し、その優位性の源泉や、自身の「経営哲学」や「経営論」などを講義する。〔起業家教育講座〕では、実際に事業を興した「起業家」やその支援者を招聘し、「なぜ起業したのか?」「どのように事業を軌道に乗せていったのか?」などについて、自身の経験を交えながら講義する。起業のプロセスやマネジメントの実践的な理解を目指すとともに、受講者の起業家意識を醸成する。

【関連科目群】は、1～4年次の《選択科目》として配置し、基盤科目群および主要科目群と直接関連をもち、それぞれを関連付け連動させて履修・学習することを指導する科目群である。

必修科目

授業科目	1年次	2年次	3年次	4年次
経営学総論Ⅰ	2			
経営学総論Ⅱ	2			
会計学総論Ⅰ	2			
会計学総論Ⅱ	2			

優良中堅・中小企業講座				2
起業家教育講座				2
企業戦略論				2
競争戦略論				2
イノベーション論 A				2
イノベーション論 B				2

選択必修科目

授業科目	1年次	2年次	3年次	4年次
フレッシュマンゼミナール（履修必修）	2			
ゼミナール入門（履修必修）	2			
入門簿記		2		
初級簿記		2		
基礎ゼミナールⅠ（履修必修）		2		
基礎ゼミナールⅡ（履修必修）		2		
専門ゼミナールⅠ			4	
専門ゼミナールⅡ			4	
専門ゼミナールⅢ				4
卒業論文				4
企業システム			2	
コーポレート・ガバナンス			2	
組織理論			2	
組織行動			2	
経営戦略			2	
事業戦略			2	
人的資源管理			2	
雇用システム			2	
流通			2	
マーケティング			2	
マーケティングデータ解析			2	
マーケティングデータサイエンス			2	
生産管理			2	
生産システム			2	
企業活動と情報			2	
経営情報システム			2	
情報システム			2	
情報セキュリティ・マネジメント			2	
経営財務			2	
ファイナンス			2	
中小・ベンチャー経営			2	
事業創造			2	
グローバルビジネス			2	
国際経営			2	
経営史			2	
日本経営史			2	
経営学史			2	
技術経営史			2	
ビジネス英語			2	
時事英語			2	
中級商業簿記			2	
上級商業簿記			2	
財務会計			2	
制度会計			2	
国際会計			2	
連結会計			2	
原価計算			2	
原価管理			2	
意思決定会計			2	
業績管理会計			2	
財務分析			2	
企業分析			2	
外国会計史			2	
日本会計史			2	
監査の意義と役割			2	
監査の実施と報告			2	
プロフェッショナル・ビジネスセミナー			2	
プロフェッショナル・キャリアセミナー			2	

選択科目

授業科目	1年次	2年次	3年次	4年次
経営学演習Ⅰ				2
経営学演習Ⅱ				2
ビジネスゲーム				2
経営数学				2
経営科学				2
データ解析				2
多変量解析				2
税務会計				2
租税法				2
法人税法				2
所得税法				2
相続税法				2
ミクロ経済学（消費者分析）				2
ミクロ経済学（生産者分析）				2
マクロ経済学（基礎）				2
マクロ経済学（構造と分析）				2
日本経済論（基礎）				2
日本経済論（各論）				2
経済統計学（基礎）				2
労働経済論（基礎理論）				2
会社法A				2
会社法B				2
商法A				2
商法B				2
労働法A				2
労働法B				2
ビジネス情報				2
情報メディア概論				2
情報社会及び情報倫理				2
産業と職業（情報分野A）				2
産業と職業（情報分野B）				2
労働問題A				2
労働問題B				2
経営学特論Ⅰ				2
経営学特論Ⅱ				2
経営学特論Ⅲ				2
経営学特論Ⅳ				2
経営学特論Ⅴ				2
経営学特論Ⅵ				2
経営学特論Ⅶ				2
経営学特論Ⅷ				2
経営学特論Ⅸ				2
経営学特論Ⅹ				2
特別講義Ⅰ			2	
特別講義Ⅱ			2	
特別講義Ⅲ				2
特別講義Ⅳ				2
特別講義Ⅴ				2
特別講義Ⅵ				2
特別講義Ⅶ				2
特別講義Ⅷ				2
特別講義Ⅸ				2
特別講義Ⅹ				2

(1) 専門科目 履修上の注意事項

① [経営学総論 I (春期)・II (秋期)]

- 1) 開講曜日時限が指定されている。
- 2) オムニバス方式授業 (単元ごとに専門分野の教員が順次担当)。
- 3) 授業を妨げた学生については、学籍番号等を記録し退室させ、成績評価を引き下げる。
- 4) 補講期間、試験期間において通常授業を実施することがある。

② [会計学総論 I (春期)・II (秋期)]

- 1) 開講曜日時限が指定されている。
- 2) オムニバス方式授業 (単元ごとに専門分野の教員が順次担当)。
- 3) 授業を妨げた学生については、学籍番号等を記録し退室させ、成績評価を引き下げる。
- 4) 補講期間、試験期間において通常授業を実施することがある。

③ [フレッシュマンゼミナール (春期)・ゼミナール入門 (秋期)]

- 1) クラス指定制 (指定クラス以外の履修はできない)。
- 2) [フレッシュマンゼミナール・ゼミナール入門] は同一曜日・時限、同一クラス。
- 3) 履修を必修とし、単位が修得できなかった場合は再履修できない (履修必修)。

④ 【簿記検定 3 級】合格者に対する [入門簿記・初級簿記] の単位認定方法

- 1) 【簿記検定 3 級】に合格した者は、下記科目の単位認定を行う (合計 4 単位、各 90 点付与)。
[入門簿記] (2 単位) ← 選択必修科目
[初級簿記] (2 単位) ← 選択必修科目
- 2) 単位認定にあたっては当該科目の履修が必須となる。また、単位認定は当該科目の履修年度のみとする。
- 3) [入門簿記・初級簿記] の評価が 90 点未満の場合、それ以降に【簿記検定 3 級】に合格したならば、上記科目の評価を 90 点に更改する。
- 4) 合格証書の提示を条件とする。年度内の 1 月末までに合格証書を提示すれば、当年度の成績評価において単位認定および評価更改を行う。
- 5) 上記諸規定の適用は、日本商工会議所【簿記検定 3 級】合格に限る (他の検定は対象外)。なお、本学・経営学部入学前の合格は対象外とする。

- ⑤【簿記検定2級】合格者に対する〔中級商業簿記・上級商業簿記〕・〔原価計算〕の単位認定方法
- 1) 【簿記検定2級】に合格した者は、下記科目の単位認定を行う（合計6単位、各90点付与）。
〔中級商業簿記〕（2単位）←選択必修科目
〔上級商業簿記〕（2単位）←選択必修科目
〔原価計算〕（2年次春期、2単位）←選択必修科目
 - 2) 単位認定にあたっては当該科目の履修が必須となる。また、単位認定は当該科目の履修年度のみとする。
 - 3) 〔中級商業簿記・上級商業簿記〕・〔原価計算〕の評価が90点未満であった場合、それ以降に【簿記検定2級】に合格したならば、上記該当科目の評価を90点に更改する。
 - 4) 合格証書の提示を条件とする。年度内の1月末までに合格証書を提示すれば、当年度の成績評価において単位認定および評価更改を行う。
 - 5) 上記諸規定の適用は、日本商工会議所【簿記検定2級】合格に限る（他の検定は対象外）。なお、本学・経営学部入学前の合格は対象外とする。
- ⑥【マネジメント検定試験（初級）】合格者に対する〔経営学演習Ⅰ・Ⅱ〕の単位認定方法
- 1) 【マネジメント検定試験】に合格した者は下記科目の単位認定を行う（合計4単位、各90点付与）。
〔経営学演習Ⅰ〕（2単位）←選択科目
〔経営学演習Ⅱ〕（2単位）←選択科目
 - 2) 単位認定にあたっては当該科目の履修が必須となる。また、単位認定は当該科目の履修年度のみとする。
 - 3) 〔経営学演習Ⅰ・Ⅱ〕の評価が90点未満であった場合、それ以降に【マネジメント検定試験】に合格したならば、上記科目の評価を90点に更改する。
 - 4) 合格証書の提示を条件とする。年度内の1月末までに合格証書を提示すれば、当年度の成績評価において単位認定および評価更改を行う。
 - 5) 上記諸規定の適用は、日本経営協会【マネジメント検定試験】合格に限る（他の検定は対象外）。なお、本学・経営学部入学前の合格は対象外とする。
- ⑦〔基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ〕
- 1) ⅠおよびⅡは2年次に履修する。
 - 2) クラス指定制（指定クラス以外の履修はできない）。
 - 3) 履修を必修とし、単位が修得できなかった場合は再履修できない（履修必修）。
- ⑧〔専門ゼミナールⅠ・Ⅱ〕
- 1) ゼミの募集・選考方法等は2年次に発表されるので、必ず確認すること。
 - 2) ⅠおよびⅡは連続履修し、かつ担当教員を変更できない。
 - 3) 成績評価は、Ⅰ・Ⅱそれぞれについて行われる。
- ⑨〔専門ゼミナールⅢ〕・〔卒業論文〕
- 1) 卒業論文の履修を希望する場合、両科目を必ず同時に履修しなければならない。
 - 2) 卒業論文は、専門ゼミナールⅢの単位認定（合格）を前提とする。すなわち、単位認定は専門ゼミナールⅢのみの4単位あるいは両科目とも認定の8単位のいずれかとなる。
 - 3) 両科目の履修は、3年次に〔専門ゼミナールⅠ・Ⅱ〕を履修していることが条件となる。（単位修得は条件ではない。）ただし、〔専門ゼミナールⅠ・Ⅱ〕の単位未修得者は、指導教員の

許可がなければ履修できない。

- 4) [専門ゼミナールⅠ・Ⅱ] との同時履修はできない。
- 5) **両科目の指導教員は、原則として[専門ゼミナールⅠ・Ⅱ]と同じでなければならない。**
- 6) 卒業論文の提出方法等については、別途定める。

⑩ [経営学特論Ⅰ～Ⅹ]

経営学を学ぶ者にとって重要な現代的課題から10分野を選定して開講する科目。選択必修科目等には配置していないが特徴のある科目であり、学習しておくことを勧める。各科目の授業テーマや内容が見直される年度もあるので、シラバスを確認して履修すること。

⑪ [特別講義Ⅰ～Ⅹ]

[特別講義Ⅰ～Ⅹ] は、その時代のニーズに応じた授業を提供する科目で、世田谷6大学コンソーシアム連携授業^(注1)や経営学部独自の寄附講座、その他、年度ごとに様々な授業を開講する。各科目の授業テーマは年度ごとに内容が見直されるので、シラバスを確認して履修すること。

(注1 世田谷6大学コンソーシアム連携授業については、P. 37参照。)

4 教職科目

教職課程

教職課程の履修については、4月に行なわれる「教職履修ガイダンス」に出席し、「教職課程履修要項」を受け取り、各自で確認すること。質問等については、5号館1階教務課（教職担当窓口）に問い合わせること。

細部は「教職課程履修要項」を参照すること。

経営学部で取得できる「教育職員免許状」

経営学科	
中学校	1種「社会」
高等学校	1種「地理歴史」
高等学校	1種「公民」
高等学校	1種「商業」
高等学校	1種「情報」

5 随意科目

授業科目	年次及び単位数			
	1年次	2年次	3年次	4年次
災害とドローン	1			

※随意科目は卒業所要単位にならない。

2

科目ナンバリングについて

科目ナンバリングは、授業科目に適切な番号「科目ナンバー」を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みであり、体系的な学修計画を立てる時の参考となる。

本学では、科目の分類を3桁のアルファベットで表し、科目の段階や学修領域等を5桁の数字で記し、これらを組み合わせ、運用している。

各科目ナンバー及び詳しい説明は、大学ホームページにて公開しているので確認すること。

3

他学部履修

(1) 他学部履修制度

自分が所属する学部で配当されている科目の他に、総合大学である本学の特長を生かし、学習・研究の達成感をより高めるために、他学部専門科目等を履修し、これにより修得した単位が卒業所要単位として認定される制度である。

経営学部にて在籍する学生は、他学部の科目を4単位まで履修できる。経営学部以外の学部で開講されている専門科目を履修する場合、履修したい学部にて履修できるか確認し許可をもらう。履修を希望する学生は教務課学部担当窓口が指定した方法にて申請する。

経営学部では、4単位まで卒業所要単位として認定する。

卒業所要単位の区分（総合教育・外国語・専門科目）は、相手方学部の区分に準拠し、選択科目として取り扱う。

なお、専門科目は「選択科目」として取り扱う。

(2) 手続き

他学部履修をしたい授業科目がある場合は、次の手続きを行うものとする。

- ・履修を希望する科目が開講されている学部の開放科目であるか確認する。
- ・指定された日時までに、教務課学部担当窓口が指定した方法にて申請する。

(3) 履修上の注意

実験・実習などのように履修者数を制限する必要がある授業科目など、他学部履修を受け付けることができない科目がある。また他学部履修希望科目が、在籍学部の必修科目等、卒業に必要な授業科目と重複した場合は、経営学部の科目の履修を優先しなければならない。

また、他学部において上級年次配当科目は履修することができない。同日中に2キャンパスでの履修はできるが、この場合、世田谷・町田・多摩キャンパス間の移動に最低1時限分の移動時間を設定しなければならない。

4

首都圏西部大学単位互換

首都圏西部大学単位互換制度とは、本制度に加盟する他大学の開講科目を履修することができ、修得した単位を所属する大学の単位として認定する制度である。詳細については、教務課で実施する説明会で確認すること。

1. 受講資格

首都圏西部大学単位互換科目を受講するためには、説明会に参加し出願書類の提出が必要。

2. 説明会日程

通年科目及び春期科目：4月のガイダンス期間中

秋期科目：6月中旬頃（予定）

※詳細な日程等は manaba 等で連絡する。

3. 問い合わせ先

世田谷キャンパス 教務部教務課（5号館1階）

E-Mail：tannigokan@kokushikan.ac.jp

経営学部では、4単位まで卒業所要単位として認定する。

卒業所要単位の区分（総合教育・外国語・専門科目）は、協定相手校の区分に準拠する。

専門科目については、「選択科目」として取り扱う。

なお、単位修得した場合、当年度の履修上限単位数を超えたならば、翌年度の履修上限単位はその超過単位数を差し引いた単位数とする。

世田谷6大学 コンソーシアム連携授業

世田谷6大学コンソーシアム連携授業は、世田谷区内に所在する6つの大学で締結されている協定に基づき実施されている。各大学の特色を活かした授業科目を協定大学が相互に提供し、教育・研究の交流による自己啓発と教育の質向上に資することを目的としている。

1. 協定大学

国土館大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学

2. 提供科目

開講される科目は、通常の場合、半期科目で毎年度変更される。詳しくは時間割表等で確認すること。

6

各学年次の履修要項

下記の該当年次に従い、履修すること。

1年間の標準履修単位の上限は40単位。ただし、随意科目と教職課程における教免・資格のための科目（教免資格科目）は、標準履修単位の枠外で別途履修できる。

■第1年次

1年次の履修単位の上限は40単位（履修上限単位）。ただし、随意科目、教免資格科目は除く。

(1) 総合教育科目

[体育実習] 1科目2単位（通年）は、1年次に履修することが望ましい。

2年次から専門科目が多くなることを考慮して、総合教育科目は主に1年次に履修し、2年次までに卒業所要単位である24単位を修得することが望ましい。

(2) 外国語科目

外国語科目については、【1言語（英語）コース】か【2言語（英語＋第2外国語）コース】を選択し履修する。また、外国人留学生は【1言語（日本語）コース】か【2言語（日本語＋英語 or 第2外国語）コース】（母語は選択できない）を選択し履修する。なお、1年次に選択した言語コースは、変更できないので注意すること。

クラス指定がある外国語科目は、指定されたクラスで必ず履修すること（指定クラス以外の履修はできない）。また、クラス指定がない外国語科目で定員を超えた場合は、抽選となる。

(3) 専門科目

1年次に配当されている専門科目を履修する。1年次に配当されている必修・履修必修科目は、必ず1年次に履修すること。[フレッシュマンゼミナール・ゼミナール入門] はクラス指定、[経営学総論Ⅰ・Ⅱ][会計学総論Ⅰ・Ⅱ] は曜日時限がそれぞれ指定されているので、指示に従って履修すること。

■第2年次

2年次の標準履修単位の上限は40単位。ただし、随意科目、教免資格科目は除く。

卒業所要単位の合計が80単位となるように履修する。ただし、年間48単位を超えて履修することはできない。詳細は次の表のとおりとなる。

1年次終了時の修得単位数	2年次履修可能単位数
39単位以上	40単位（春20単位、秋20単位）
38, 37単位	42単位（春21単位、秋21単位）
36, 35単位	44単位（春22単位、秋22単位）
34, 33単位	46単位（春23単位、秋23単位）
32単位以下	48単位（春24単位、秋24単位）

なお、2年次終了時に卒業所要単位40単位以上を修得していない者は、留年となる（3年次に進級できない）。

(1) 総合教育科目

1・2年次に配当されている科目を履修できる。

卒業所要単位の合計が24単位となるように履修する。

(2) 外国語科目

1・2年次に配当されている科目を履修できる。

1年次に選択した言語コースにより、卒業所要単位の合計が8単位となるように履修する。

(3) 専門科目

1・2年次に配当されている科目を履修できる。なお、必修科目を修得できなかった者は必ず再履修する。[基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ]（履修必修）は、クラス指定に従って履修すること。

3年次配当の[専門ゼミナールⅠ・Ⅱ]は、2年次に履修を申し込むので掲示板等を確認すること。選択必修科目群の中から40単位以上を2～4年次において計画的に履修すること。

■第3年次

3年次の標準履修単位の上限は40単位。ただし、随意科目、教免資格科目は除く。

卒業所要単位の合計が120単位となるように履修する。ただし、年間48単位を超えて履修することはできない。詳細は次の表のとおりとなる。

2年次終了時の修得単位数	3年次履修可能単位数
79単位以上	40単位（春20単位、秋20単位）
78, 77単位	42単位（春21単位、秋21単位）
76, 75単位	44単位（春22単位、秋22単位）
74, 73単位	46単位（春23単位、秋23単位）
72単位以下	48単位（春24単位、秋24単位）

なお、3年次終了時に卒業所要単位64単位以上を修得していない者は、留年となる（4年次に進級できない）。

また、4年次においても年間48単位を超えて履修することはできないため、76単位以上修得して進級しないと卒業できない。

(1) 総合教育科目・外国語科目

1～3年次に配当されている科目を履修できる。

卒業所要単位の合計が必要単位数（総合教育科目24単位、1年次に選択した言語コースにより外国語科目8単位）を満たすように履修する。

(2) 専門科目

1～3年次に配当されている科目を履修できる。なお、必修科目を修得できなかった者は必ず再履修する。

卒業所要単位の合計が必要単位数（必修科目8単位、選択必修科目40単位、選択科目44単位）に近づくように履修する。

「専門ゼミナール」を履修する場合、[専門ゼミナールⅠ・Ⅱ]をセットで履修する。なお、履修許可をもらった担当教員の「専門ゼミナール」を履修すること。

■第4年次

4年次の標準履修単位の上限は40単位。ただし、随意科目、教免資格科目は除く。

卒業所要単位の合計が124単位となるように履修する。ただし、年間48単位を超えて履修することはできない。詳細は次の表のとおりとなる。

3年次終了時の修得単位数	4年次履修可能単位数
119単位以上	40単位（春20単位、秋20単位）
118、117単位	42単位（春21単位、秋21単位）
116、115単位	44単位（春22単位、秋22単位）
114、113単位	46単位（春23単位、秋23単位）
112単位以下	48単位（春24単位、秋24単位）

また、4年次においては、卒業所要単位の合計に関わらず、選択必修科目（専門科目）を8単位以上修得しなければならない（[専門ゼミナールⅢ]（4単位）と[卒業論文]（4単位）の修得で可）。

さらに、卒業所要単位の合計に関わらず、修学年数が4年以上になるように科目を履修しなければならない。

なお、4年次終了時に卒業所要単位124単位以上を修得していない者、または決められた修得条件・修学条件を満たしていない者は、留年となる（卒業できない）。

(1) 総合教育科目・外国語科目

1～4年次に配当されている科目を履修できる。

卒業所要単位の合計が必要単位数（総合教育科目24単位、1年次に選択した言語コースにより外国語科目8単位）を満たすように履修し、修得しなければならない。

(2) 専門科目

卒業所要単位の合計が必要単位数（必修科目8単位、選択必修科目40単位、選択科目44単位）を満たすように履修し、修得しなければならない。また、4年次に必要な卒業所要単位数（選択必修科目8単位以上）を履修し、修得しなければならない。

[専門ゼミナールⅢ][卒業論文]の履修にあたっては、3年次の[専門ゼミナールⅠ・Ⅱ]と同一教員のゼミナールを履修しなければならない。

7

副専攻

所属する学部・学科等の学び（主専攻）に加え、多様な関心や目的に応じて学部等の枠を超えた様々な知識や技能を体系的に幅広く修得することができる制度で、各副専攻において所定の要件を満たすと卒業時に修了証が発行できます。

【開設している副専攻】

◆防災リーダー副専攻

災害に対応するための知識と技術を習得し、震災に際し迅速な初期行動や被災支援活動が行えることができるとともに、地域社会への貢献ができるリーダー的人材を養成することを目的としています。

◆AI・データサイエンス副専攻

AIやデータサイエンスの知識と技能、創造的思考力を身につけ、卒業後の社会におけるAIやデータサイエンス活用の基礎力を育成します。また、統計学、プログラミング、データサイエンスについての基礎的な教養を基礎として、データに基づく問題解決の手法を学ぶことを目的とします。

【副専攻の受講方法】

副専攻の受講を希望する学生は、あらかじめ申請が必要です。詳しくは、学生ポータルサイト（Kaede-i）や講義支援システム（manaba）に掲載するお知らせや、年度初めのガイダンス等の説明資料で確認してください。



学籍と学費

1 休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学

1. 休学
2. 復学
3. 退学
4. 除籍
5. 復籍
6. 再入学

2 願出・届出の手続きについて

1. 学籍異動に関する願出
2. 身上項目変更の届出

3 学費の納入

1. 納入期限
2. 納入方法
3. 延納制度について
4. 納入金

休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学

学期は下記の通り定められている。

春期：4月1日から9月15日まで 秋期：9月16日から3月31日まで

※国士館大学学則第6条参照

1 休学

病気その他やむを得ない理由のため1ヶ月以上にわたり欠席する場合は「休学」することができる。休学するためには「休学願」を教務課学部担当窓口へ提出し、学長の許可を得なければならない。休学の期間は、当該学年のうち1年または学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。なお、休学期間は在学年数に含まれないため、半年または1年間休学すると卒業が半年以上遅れることになる。

※国士館大学学則第18条、国士館大学学籍管理規程第7条、国士館大学納入金規程第6条・第7条参照

【休学時の学費と休学費】

休学期間	休学願の提出	前期学費等	後期学費等	休学費
年間	学期の開始から1ヶ月以内	免除	免除	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	免除	20,000円
半期休学 春期	学期の開始から1ヶ月以内	免除	全額納入 (秋期復学の場合)	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入 (秋期復学の場合)	—
半期休学 秋期	学期の開始から1ヶ月以内	全額納入	免除	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入	—

2 復学

休学していた者は、休学期間を満了する次の期に「復学」することができる。復学する場合には、休学期間満了前に「復学願」を教務課学部担当窓口へ提出しなければならない。

※国士館大学学則第18条、国士館大学学籍管理規程第7条、国士館大学納入金規程第6条・第7条参照

3 退学

病気その他理由により大学を辞めることを「退学」という。健康上の理由や経済的理由、進路変更などにより退学する場合には「退学願」を教務課学部担当窓口へ提出し、学長の許可を得なければならない。なお、退学する場合でも、退学が許可された時期に応じて学費を納入しなければならない。学費が納入されていない場合は「除籍」となる。

退学願の提出	学費等の納入
春期開始後 1 ヶ月以内	全額免除 (新入生・再入学生・復籍者及び当該年度に 編転入学・転部等した者を除く)
春期開始後 1 ヶ月以降から 秋期開始後 1 ヶ月以内	後期学費等は免除 (前期学費は納入)
秋期開始後 1 ヶ月以降	全額納入

学生が本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をした時は、懲戒処分として退学させられることがある。

※国土館大学学則第 19 条・第 73 条、国土館大学学籍管理規程第 8 条、国土館大学納入金規程第 8 条・第 9 条参照

4 除籍

下記に該当する場合は、「除籍」となり学籍を失うことになる。

- ①在学年限が 8 年を超えた者
- ②休学期間を超えた者
- ③正当な理由がなく、無届で 3 月以上連続して欠席した者
- ④正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者

※国土館大学学則第 20 条、国土館大学学籍管理規程第 9 条参照

5 復籍

除籍（上記 4 の③の場合のみ）された者が復籍を願い出る場合は、除籍日から 2 ヶ月以内に「復籍願」を教務課学籍担当窓口へ提出し、学長から許可された者は復籍が認められる。

なお、除籍日から 2 ヶ月を超えた学生の願い出については、再入学の取扱いとなり、学長の許可を得なければならない。

※国土館大学学則第 20 条、国土館大学学籍管理規程第 8 条・第 9 条、国土館大学納入金規程第 11 条参照

6 再入学

退学・除籍となった者が、再入学を希望する場合は、学年が始まる 2 ヶ月前までに「再入学願」を教務課学部担当窓口へ提出し、選考の上、学長の許可を得なければならない。（ただし、退学の理由や修学的意思等を審議するため、必ず認められるとは限らない。）

再入学が認められた場合は、指定された期日までに再入学する年度の入学金及び学費を納入するものとする。また、これまでに修得した単位は有効であり、退学・除籍時の学年に戻ることができる。（ただし、単位は一部認められない場合もある。）

※国土館大学学則第 19 条、国土館大学学籍管理規程第 8 条、国土館大学納入金規程第 8 条、第 9 条参照

2

願出・届出の手続きについて

1 学籍異動に関する願出

学生が身分の変更（学籍異動）を希望する場合、次に示すとおり願出しなければならない。

異動項目	願出書類	出願方法
休学 ↑ ↓ 復学	休学願	学部担当窓口で願出書を受領（またはホームページからダウンロード） ↓
	復学願	願出書に必要事項を記入・押印の上、学部担当窓口へ提出 ↓ ※理由が病気・けがの場合は診断書を添付
退学 ↑ ↓ 再入学	復学願	学生主任または学年担任と面談 ↓
	再入学願	教授会で審議 ↓ ※内容によっては承認されない場合もある
除籍 ↕ 復籍	復籍願	保証人へ通知（除籍のみ） 異動期間、納入等に関する詳細は、「学則」「国士館大学学籍管理規程」及び「国士館大学学籍管理規程施行細則」を参照のこと

（注意）復学者で、入学時と復学時の教育課程に相違のある場合、既履修科目の単位の認定及び復学後履修する科目の指定は、教務主任がこれを行う。再入学者、編入学者についても復学者に準じる。

2 身上項目変更の届出

異動項目	届出書類	届出方法
保証人・学費納入者・学生住所の変更 納入者氏名の変更		各自で、Kaede-i 上のプロフィールを更新
本籍地の変更 学生・保証人氏名 変更	本籍地変更届 学生・保証人氏名 変更届	学部担当窓口で届出書を受領 （またはホームページからダウンロード） ↓
		届出書に必要事項を記入・押印の上、学部担当窓口へ提出 ↓ 教務課で学生証の訂正 （学生氏名変更の場合のみ） ↓
		手続き完了

1 納入期限

	1 回目（年間分または前期分）	2 回目（後期分）
新入生 （転部・再入学 含む）	入学手続き時に納入済	10月1日 （延納制度を利用した場合 1月15日）
在学生	5月1日 （延納制度を利用した場合 8月15日）	10月1日 （延納制度を利用した場合 1月15日）

※納入期限が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日までに手続きをすること。

2 納入方法

大学所定の「振込依頼書」を使用して金融機関窓口から電信扱いで納入する。

※現金書留等による送金や、大学窓口での現金納入はできない。

ATM・インターネットバンキングを利用する場合は、「振込依頼書」左側中央部の太枠内に記載されている（1）識別番号および（2）学生氏名を振込依頼人名に必ず入力すること。払出口座の名義のみで振り込まれた場合、学生個人を特定できず未納扱いの原因となるので注意すること。

※（1）識別番号は、振込依頼書に記載されている「7」で始まる10桁の数字を指す。入力の際は注意すること。

※領収書が発行されないため、ATMを利用された場合はATM利用控え、インターネットバンキングの場合は、振込手続き完了画面等を印刷し保管すること。

3 延納制度について

学業を継続する意思があり、やむを得ない事情等で納入期限までに納入できない場合は、延納制度を利用すると納入期限を下記の通り延ばすことができる。（ただし、新入生（転部・再入学含む）の前期分学費は対象とならない。）

【延納制度を利用した納入期限】

前期分	後期分
8月15日	1月15日

○延納の手続方法

各期の納入期限までに「学費延納願」を学生・納入者の連名・押印の上、教務課学部担当窓口へ提出すること。「学費延納願」の用紙は、学生本人が教務課学部担当窓口にて請求または大学ホームページからダウンロードすること。

※各期の納入期限を過ぎて手続きを行った場合、延納は認められない。

※前期に延納願を提出している場合でも、後期分の延納を希望する場合は、後期分の延納願を改めて提出すること。

※延納が認められた場合、納入期限を延長した振込依頼書を、前期分は6月中旬頃、後期分は11月中旬頃に教務課から再送する。

4 納入金

納入金は大学ホームページに掲載されている。下記ページから確認すること。

アクセス方法：「学生生活」→「学費等の納入について」

URL： https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/payment/

IV

学則及び諸規程

- 1 国士舘大学学則
- 2 国士舘大学学籍管理規程
- 3 国士舘大学学籍管理規程施行細則
- 4 国士舘大学科目等履修生規程
- 5 国士舘大学聴講生規程
- 6 国士舘大学研究生規程
- 7 国士舘大学納入金規程
- 8 諸資格取得のための受講料等に関する内規
- 9 公欠に関する取扱要領
- 10 自然災害等に対する
全学的休講措置の申し合わせ

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 通則（第5条～第39条）

- 第1節 学年・学期及び休業日（第5条～第7条）
- 第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等（第8条～第20条）
- 第3節 入学検定料及び入学金等（第21条～第24条）
- 第4節 教職員組織（第25条～第29条）
- 第5節 教授会、学部長会及び委員会（第30条～第36条）
- 第6節 附属施設等（第37条・第38条）
- 第7節 附置研究所等（第39条）

第3章 学部（第40条～第75条）

- 第1節 修業年限及び授業科目（第40条・第41条）
- 第2節 履修方法、試験及び単位認定（第42条～第51条）
- 第3節 卒業及び学位（第52条・第53条）
- 第4節 教科・教職に関する科目（第54条～第56条）
- 第5節 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生（第57条～第68条）
- 第6節 外国人留学生及び交換留学生（第69条～第70条）
- 第7節 公開講座（第71条）
- 第8節 賞罰（第72条・第73条）
- 第9節 奨学制度（第74条）
- 第10節 学生寮（第75条）

第4章 定型約款（第76条）

第5章 雑則（第77条）

附則

■目的

第1条 国士舘大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を錬磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

■自己点検・評価

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び、運営等については別に定める。

■組織

第2条 本大学に次の大学院研究科、学部及び学科を置く。

大学院

政治学研究科
 経済学研究科
 経営学研究科
 スポーツ・システム研究科
 救急システム研究科
 工学研究科
 法学研究科
 総合知的財産法学研究科
 人文科学研究科
 グローバルアジア研究科

政経学部

政治行政学科
 経済学科

体育学部

体育学科
 武道学科
 スポーツ医科学科
 こどもスポーツ教育学科

理工学部

理工学科

法学部

法律学科
 現代ビジネス法学科

文学部

教育学科
 史学地理学科
 文学科

21世紀アジア学部

21世紀アジア学科

経営学部

経営学科

■大学院の規定

第3条 大学院については、別に定める。

■学生定員

第4条 各学部における学科等の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員(人)	3年次編入学定員(人)	収容定員(人)
政経学部	政治行政学科	175	—	700
	経済学科	360	—	1,440
体育学部	体育学科	220	—	880
	武道学科	90	—	360
	スポーツ医科学科	150	15	630
	こどもスポーツ教育学科	80	—	320
理工学部	理工学科	335	—	1,340
法学部	法律学科	200	—	800
	現代ビジネス法学科	200	—	800
文学部	教育学科	中等教育課程	80	—
		初等教育課程	40	—
	史学地理学科	170	—	680
	文学科	100	—	400
21世紀アジア学部	21世紀アジア学	350	—	1,400
経営学部	経営学科	270	—	1,080
計		2,820	15	11,310

第2章 通則

第1節 学年・学期及び休業日

■学年

第5条 春期入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋期入学者の学年は、9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

■学期

第6条 学年は、次の2期に分ける。

春 期 4月1日から9月15日まで

秋 期 9月16日から翌年3月31日まで

2 前項の期日は、必要に応じ、変更することができる。

■休業日

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 11月4日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の休業期間及び期日は、授業又は行事等の都合により、変更することができる。

3 第1項に定める休業日のほか、必要に応じ、臨時に休業日を設けることができる。

第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等

■入学時期

第8条 本大学の入学は、第6条に規定する各期の始めとする。

■入学資格

第9条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課

程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により、文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

■選考の方法

第10条 前条による入学志願者について、教授会の意見を聴き、学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者に入学を許可する。

2 選考の方法は、別に定める。

■編入学・転入学

第11条 次の各号の一に該当する者で、本大学へ編入学又は転入学を志願する者について、学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者に相当年次への編入学又は転入学を許可するものとする。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了若しくは卒業した者

(4) 学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(5) 学校教育法第58条の2に定める高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基

準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

- 2 他の大学に在籍する者が、本大学に転入学を希望するときは、その大学の承認を得なければならない。
- 3 選考の方法は、別に定める。

■入学手続

- 第12条 合格通知を受け入学を希望する者は、指定期日までに、本大学所定の書類を提出し、かつ、第22条に定める入学金及び学費(以下「入学金等」という。)を納入しなければならない。
- 2 指定の期日までに手続を完了しないときは、入学を許可しない。

■保証人

- 第13条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。
- 2 保証人は、学生の父又は母とし、その双方を欠くときは、これに準ずる者とする。
 - 3 保証人は、その保証する学生が在学中に遵守すべき事項について責任を負うものとする。
 - 4 保証人は、その住所等に異動があったときは、直ちに届出なければならない。
 - 5 保証人を変更するときは、速やかに届出なければならない。

■他大学への入学等

- 第14条 学生が他大学へ入学又は転入学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。

■転学部・転学科

- 第15条 学生が転学部、転学科を志望するときは、春期の始めに限り、学部で選考の上、学長が許可するものとする。

■外国留学

- 第16条 学生が外国の大学又は短期大学に留学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。
- 2 外国の大学及び短期大学において修学する期間は、原則として1年とする。
 - 3 留学の許可を得た者が、留学した大学又は短期大学において修得した単位については、教

授会の議を経て、60単位を限度として本大学において修得したものとみなすことができる。

- 4 学生の外国留学については、前3項によるほか、必要な事項は別に定める。

■欠席届

- 第17条 学生が病気その他やむを得ない理由のため欠席するときは、理由を付して、届出るものとする。
- 2 欠席が7日以上にわたるときは、理由を付して、保証人と連署の上、届出るものとする。

■休学及び復学

- 第18条 学生が病気その他やむを得ない理由のため1月以上にわたり欠席する場合は、許可を得て休学することができる。
- 2 休学しようとするときは、休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
 - 3 休学期間は、在学年数に算入しない。また、休学は通算8回を超えることができない。
 - 4 休学は、その学年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、許可を得て引続き1年もしくは第6条に規定する春期又は秋期まで延長することができる。
 - 5 復学の時期は、第6条に規定する各期の始めとする。
 - 6 復学の手続については、第2項の規定を準用する。

■退学及び再入学

- 第19条 学生が病気その他の理由により退学しようとするときは、保証人と連署の上、理由を付して退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 2 前項の規定によって退学した者が、再入学を願い出たときは、学長の許可を得なければならない。
 - 3 第73条第2項の規定によって退学処分を受けた者の再入学については、特に反省が顕著であると認められる場合に限り、学長が再入学を許可するものとする。
 - 4 再入学の時期は、第6条に規定する各期の始めとする。
 - 5 再入学の手続については、第12条及び第13条の規定を準用する。

■除籍及び復籍

第20条 学生が、次の各号の一に該当するとき
は、学長が除籍する。

- (1)第41条に規定する在学年限を超えた者
 - (2)第18条第4項に規定する休学期間を超えた者
 - (3)正当な理由がなく、無届で3月以上連続して欠席した者
 - (4)正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者
- 2 除籍の場合は、保証人に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により除籍された者が、復籍を願い出たときは、第3号の場合のみ事情を調査の上、学長が復籍を許可するものとする。
- 4 復籍の手続については、別に定める。

第3節 入学検定料及び入学金等

■入学検定料

第21条 本大学に入学を志望する者は、別表第12に定める入学検定料を納入しなければならない。

■納入金

- 第22条 納入金とは、別表第13から別表第16に定める入学金等及び別に定める諸費をいう。
- 2 納入金は、別に定めるところにより、所定の期日までに納入しなければならない。
 - 3 高学年学生（5年次生以上）の学費は、別に定めるところにより、減免する。

■納入金の改定

第23条 納入金の改定が行われた場合、在学生には適用しないものとする。ただし、諸費については、特別の事情があるときは、在学生にも適用することができる。

■入学検定料及び入学金等の返還

第24条 既に納入した入学金は返還しない。ただし、入学検定料、学費及び諸費等については、特別な場合に限り返還することができる。

第4節 教職員組織

■学長

第25条 本大学に、学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

■副学長

第26条 本大学に、副学長を置くことができる。

- 2 副学長は、教学全般について学長を補佐する。
- 3 副学長の選任等については、別に定める。

■学部長等

第27条 各学部に学部長を置く。

■教員

第28条 本大学に教授、准教授及び講師を置く。

- 2 本大学に助教を置くことができる。
- 3 本大学に別に定めるところにより、特任教授を置くことができる。
- 4 本大学に別に定めるところにより、客員教授を置くことができる。

■名誉教授

第28条の2 本大学に、多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

■職員

第29条 本大学に事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第5節 教授会、学部長会及び委員会

■教授会の構成

第30条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授をもって構成する。ただし、必要と認められる場合は、准教授及び専任講師を加えることができる。

- 2 学長及び副学長は、教授会に出席することができる。

■教授会の招集

第31条 教授会は、学部長が招集し、議長となる。

- 2 学部長等は、所属教授会構成員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して教授

会の開催を求められた場合には、教授会を招集しなければならない。

■教授会の成立及び議決

第32条 教授会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席者の過半数による。

■教授会の検討事項

第33条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

■学部長会

第34条 本大学に、学部長会を置く。

- 2 学部長会は、学長、副学長、各学部長をもって構成し、2学部以上にわたる教学に関する共通事項について協議し、各学部等相互の意見の調整をはかるものとする。
- 3 学部長会の運営については、別に定める。

■委員会

第35条 本大学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

■応急措置

第36条 学長は、非常変災その他急迫の事情があるときには、教学に関して臨機の措置をとることができる。このときは、速やかに教授会に報告するものとする。

第6節 附属施設等

第37条 削除

■国際交流センター

第37条の2 本大学に、国際交流センターを置く。

- 2 国際交流センターについては、別に定める。

■図書館・情報メディアセンター

第37条の3 本大学に、図書館・情報メディアセンターを置く。

- 2 図書館・情報メディアセンターについては、別に定める。

■健康管理室

第38条 本大学に、健康管理室を設け、教職員及び学生の保健管理に関する業務のほか、健康増進に関する指導を行う。

- 2 健康管理室の運営については、別に定める。

第7節 附置研究所等

■附置研究所及び附属研究施設等

第39条 本大学に、防災・救急救助総合研究所を附置する。

- 2 前項に規定するもののほか本大学の学部、必要に応じて附属研究施設及び学会を置くことができる。
- 3 第1項に規定された附置研究所及び第2項に示す附属研究施設等については、別に定める。

第39条の2 削除

第39条の3 削除

■地域連携・社会貢献推進センター

第39条の4 本大学に、地域連携・社会貢献推進センターを置く。

- 2 地域連携・社会貢献推進センターについては、別に定める。

■ウエルネス・リサーチセンター

第39条の5 本大学に、ウエルネス・リサーチセンターを置く。

- 2 ウエルネス・リサーチセンターについては、別に定める。

■デジタルアーカイブセンター

第39条の6 本大学に、デジタルアーカイブセンターを置く。

- 2 デジタルアーカイブセンターについては、別に定める。

第1節

教育課程の教育研究上の目的、 授業科目及び修業年限・在学年限

■教育研究上の目的・授業科目

第40条 本大学が設置する学部等の教育研究上の目的並びに学部において開設する授業科目、単位数及び開設年次等は、次のとおりとする。

- (1)政経学部は、別表第1
 - (2)体育学部は、別表第2
 - (3)理工学部は、別表第3
 - (4)法学部は、別表第4
 - (5)文学部は、別表第5
 - (6)21世紀アジア学部は、別表第6
 - (7)経営学部は、別表第7
- 2 授業科目について、特別の事情があるときは、学部の定めるところにより他学部又は他学科に属する科目をもって充てることができる。
- 3 第1項の別表第1から同第7に定める授業科目のほか、必要に応じて特別講義、演習又は随意科目を開設することができる。

■修業年限・在学年限

第41条 学部の修業年限（修業期間）は、4年（8期）とする。ただし、8年（16期）を超えて在学することはできない。

- 2 編入学及び転入学した者は、当該修業年限（修業期間）の2倍に相当する年数（期数）を超えて在学することはできない。
- 3 再入学した者は、再入学以前の在学年数（在学期数）を加えて8年（16期）を超えることはできない。

第2節 履修方法、試験及び単位認定

■履修要領

第42条 第40条に定める各授業科目の履修要領及び卒業所要単位は、別表第8に定めるところとする。

- 2 学生が、第40条第2項のほかに科目の履修を希望するときは、当該学部に申し出て承認を得た後履修することができ、修得した単位は卒業所要単位に算入することができる。
- 3 学生は、第40条に定める各授業科目の中か

ら指定された特定分野の授業科目を副専攻科目として、別に定めるところにより、履修することができる。

■他の大学又は短期大学における授業科目の履修

- 第43条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、本大学の学生の当該大学又は短期大学の授業科目の履修を認めることができる。また、当該大学又は短期大学の学生を本大学において特別聴講生として履修させることができる。
- 2 本大学の学生が前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本大学において修得したものとみなすことができる。

■大学以外の教育施設等における学修

- 第43条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、第16条第3項及び前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

■外国で教育を受けた学生に対する履修の特例

- 第44条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育を受けた者の教育について必要があると認めるときは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設し、履修させることができる。

■教員免許状及び諸資格

第45条 教育職員の免許状を得ようとする者の履修要領は、第54条、第55条及び第56条による。

- 2 司書、司書教諭、学校司書、博物館学芸員及び社会教育主事補の資格を得ようとする者は、それぞれ別表第9及び第9の2に定める科目の単位を修得しなければならない。
- 3 測量士補の資格を得ようとする者は、別に定

める科目の単位を修得しなければならない。

追試験を受けることができる。

■履修届

第46条 学生は、春期の始めに、当該学年に履修する科目を選定して届出なければならない。ただし、第6条に規定する秋期の始めとすることができる。

■単位の基準

第47条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2)演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とし、外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3)実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

■多様なメディアによる授業の方法

第47条の2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業方法により与えることができる単位数は60単位を超えないものとする。

■試験

第48条 履修した授業科目については、定期に試験を行う。ただし、授業科目によっては、平常の成績をもって試験にかえることができる。

2 やむを得ない理由によって定期の試験を受けなかった者については、教授会の承認を得て、

■成績評価

第49条 各授業科目は、成績によって合格、不合格を決める。

2 成績評価は、秀、優、良、可、不可及び欠席と表記し、秀、優、良、可を合格、不可、欠席を不合格とする。また、単位認定を認と表記することができる。

3 評価基準は100点を満点とし、90点から100点を秀、80点から89点を優、70点から79点を良、60点から69点を可とし、59点以下は不可とする。

4 学業成績を総合的に判断する指標として、Grade Point Average（以下「GPA」という。）を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

■単位認定及び再履修

第50条 各授業科目の試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。ただし、各授業科目について出席すべき時間数（試験時間数を含む。）の3分の2以上の出席がなければならない。

2 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければ受験することができない。

■入学前の既修得単位等の認定

第51条 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業し、あるいは中途退学して新たに第1年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。ただし、このことによって修業年限を短縮することはできない。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、本大学の学生が本大学に入学する前に行った第43条の2第1項に規定する学修を本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本大学において修得した単位

以外のものについては、第 16 条第 3 項及び第 43 条第 2 項並びに第 43 条の 2 第 2 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 3 節 卒業及び学位

■卒業

第 52 条 本大学に 4 年（8 期）以上在学して、所定の授業科目を履修し、定められた単位数を修得した者は、卒業とする。

- 2 卒業の時期は、第 6 条に規定する各期の終りとする。

■学位

第 53 条 本大学を卒業した者には、次の区分により学士の学位を授与する。

政経学部

政治行政学科 学士（政治学）

経済学科 学士（経済学）

体育学部

体育学科 学士（体育学）

武道学科 学士（武道学）

スポーツ医科学科

学士（スポーツ医科学）

こどもスポーツ教育学科

学士（体育学）

理工学部

理工学科 学士（工学）、

学士（理学）

法学部

法律学科 学士（法学）

現代ビジネス法学科

学士（法学）

文学部

教育学科 学士（文学）

史学地理学科 学士（文学）

文学科 学士（文学）

21 世紀アジア学部

21 世紀アジア学科

学士（アジア学）

経営学部

経営学科 学士（経営学）

第 4 節 教科・教職に関する科目

■教職科目の設置

第 54 条 本大学各学部、学科に、教員免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く。

- 2 課程の認定を受けた学部、学科における免許状の種類及び各免許教科は、別表第 10 のとおりとする。

■教職科目の履修

第 55 条 前条第 2 項に示す教員免許状を得ようとする者は、所属する学部、学科において開設する教員免許状の取得に必要な授業科目について、本大学で定める所定の単位を修得しなければならない。

■教職科目の配当

第 56 条 本大学で開設する教職課程科目は、別表第 11 のとおりとする。

- 2 別表第 1 から別表第 7 に規定する授業科目のうち、別表第 10 の教員免許状の取得に係る授業科目については、備考欄に下表のとおり表記する。

表記	左欄表記が示す教育職員免許法施行規則に規定する科目
幼	領域に関する専門的事項に関する科目
小、国、社、数、理、保、技、英、地、公、書、情、工、商	小は小学校、国は国語、社は社会、数は数学、理は理科、保は保健体育、技は技術、英は英語、地は地理歴史、公は公民、書は書道、情は情報、工は工業、商は商業の教科に関する専門的事項に関する科目
養	養護に関する科目
職	教育職員免許法施行規則第 2 条から第 5 条に定める第 2 欄（指導法に係る部分に限る）から第 5 欄及び第 9 条に定める第 3 欄から第 5 欄の科目
独自	大学が独自に設定する科目
特支	特別支援教育に関する科目
教免要件	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

第 5 節 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生

■科目等履修生の入学

第 57 条 本大学の学生以外の者で、一又は複数

の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）が本大学に開設された授業科目について、受講を願ひ出たときは、当該学部で選考の上、正規の課程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が入学を許可するものとする。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

■科目等履修生の単位の認定

第58条 科目等履修生が、履修科目の受講を修了し所定の試験に合格（試験によらない場合の成果の評価を含む。）したときは、その科目の単位を認定し、単位認定書を授与する。

■科目等履修生の在学年限

第59条 科目等履修生として在学した年限は、正規の課程の在学年限（在学期限）に算入することはできない。

■科目等履修生の教免申請

第60条 学部を卒業して科目等履修生となった者が、第55条に規定する単位を修得した場合は、教員免許状を申請することができる。

■科目等履修生の規定の準用

第61条 科目等履修生に関して、第57条から前条までに規定した以外の事項で、科目等履修生に関して必要な事項は、当該学部の正規の課程の学生に適用する規定を準用する。

■聴講生

第61条の2 本大学で開講している授業科目の聴講を希望する者（以下「聴講生」という。）があるときは、当該学部で選考の上、正規課程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が聴講を許可するものとする。

- 2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

■研究生の入学

第62条 本大学で特定の課題について研究をすすめようとする希望する者があるときは、当該学部で選考の上、正規の学生の学修を妨げない範囲において、学長が研究生として入学を許可するものとする。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

■研究生の聴講

第63条 研究生は、指導教授の承認を得て、学部の講義、演習及び実験等を聴講することができる。

■研究証明

第64条 研究生として相当の成績をおさめた者には、研究証明書を与える。

■研究期間

第65条 研究生の研究期間は、1年もしくは第6条に規定する春期又は秋期とする。ただし、事情によって期間の延長を願ひ出ることができる。

■研究生の規定の準用

第66条 第62条から第65条までの規定及び研究生に関する他の規定以外の事項で、研究生に関して必要な事項は、当該学部の正規の学生に適用する規定を準用する。

■委託学生の入学

第67条 委託学生とは、官公庁その他の団体等の委託に基づき、第10条の規定によらないで、本大学において学修を許可された学生をいう。

- 2 委託学生として入学を希望する者に対しては、正規の学生の学修を妨げない範囲で、当該学部で選考の上、学長が許可するものとする。

■委託学生の取扱

第68条 前条の規定による委託学生で、正規の課程の履修を希望する者は、第9条の規定による入学資格を有するものでなければならない。この場合の履修要領及び卒業等については、正規の課程の学生に適用する規定による。

- 2 前条の規定による委託学生で、科目等履修生として入学を希望する者は、第57条から第61条までの規定を準用する。ただし、第57条に定める入学資格のない者であっても、科目等履修生として入学を許可することができる。

第6節 外国人留学生及び交換留学生

■外国人留学生の入学

第69条 外国人留学生で本大学に入学を志願する者に対しては、選考の上、所定の手続を経た者に入学を許可する。

■交換留学生

第69条の2 本大学は、本大学との協定に基づき、外国の大学又は短期大学の学生が本大学の授業科目を履修する場合は、交換留学生として受け入れることができる。

2 交換留学生について、必要な事項は別に定める。

■外国人留学生の取扱

第70条 外国人留学生で、前条の規定により正規の課程に入学を希望する者は、第9条による入学資格を有するものでなければならない。

2 前項に定める外国人留学生の履修要領及び卒業等については、正規の学生に適用する規定による。

3 外国人留学生の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

第7節 公開講座

■公開講座

第71条 本大学は、正規の授業科目以外に、必要に応じて特別の講座を設けて、一般に公開することができる。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

第8節 賞 罰

■表 彰

第72条 本大学の学生で、人物及び学業の優秀

な者又は表彰に該当する行為のあった者は、学長が表彰する。

■懲 戒

第73条 学生が、本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をしたときは、その都度懲戒委員会を設けて審議し、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とし、退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められるもの

(2) 学業を怠り、成業の見込がないと認められるもの

(3) 正当な理由がなく、出席が常でないもの

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したものの

3 前項の規定によって停学又は退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。

4 懲戒委員会の構成等については、別に定める。

第9節 奨学制度

■奨学制度

第74条 本大学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関しては、別に定める。

第10節 学生寮

■学生寮

第75条 本大学に学生寮を置く。

2 学生寮に関しては、別に定める。

第4章 定型約款

■定型約款

第76条 この学則及び本学が定めるその他諸規則（以下、「本約款」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

2 本約款は、民法第548条の4の規定により、

変更することがある。

3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学ホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。

第5章 雑則

■雑則

第77条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 本学則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 9 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 12 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 13 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 14 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 15 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 16 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 17 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 18 本学則は、平成2年4月1日から施行する。
ただし、平成2年度から平成5年度において政経学部二部の総定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度
政治学科	850	900	950	1,000
経済学科	650	700	750	800

- 19 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
ただし、平成3年度から平成11年度の間に
おける工学部及び法学部の入学定員につ
いては、第4条の規定にかかわらず、下
表のとおりとする。

工学部				法学部
機械工学科	電気工学科	土木工学科	建築学科	法律学科
80	80	80	80	300

また、学則第54条、第55条及び第56条の規定は、平成2年度入学生から適用する。

- 20 本学則は、平成3年9月18日から施行する。
ただし、第53条の規定は、平成3年7月1
日から適用する。
- 20-2 平成3年3月以前の本学卒業生に対する学
士の称号は、第53条の規定による学士の学
位とみなす。
- 21 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
ただし、平成4年度から平成11年度の間に
おける政経学部一部、体育学部及び文学部
の入学定員については、第4条の規定にか
かわらず、下表のとおりとする。

政経学部一部	経済学科	300人
	経営学科	250人
体育学部	体育学科	300人
文学部	教育学科 倫理学専攻	30人
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70人 40人 60人
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30人 70人

- 22 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 23 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 24 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 25 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、改正後の第41条1項と3項の別表
第1、第2、第3、第4、第5、第6及び第42
条1項、第44条、第51条の定めにかかわ
らず、平成7年4月1日以前の入学生につ
いては、なお従前の例による。
- 26 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 27 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 28 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学
部の学科等の平成12年度から平成16年度間
における入学定員については、次の表のと
お

りとする。

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部 一部	経済学科	280	260	240	220	200
	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150
工学部	機械工学科	80	80	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	270	255	240	225
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70	70	70	70	70
		40	40	40	40	40
		60	60	60	60	60
文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30	30	30	30	30	
		70	70	70	70	70

附 則

- この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学部の電気工学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 3 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学則第 4 条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成 13 年度から平成 16 年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部 一部	経済学科	280	260	240	220	200
	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150

工学部	機械工学科	80	80	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	245	230	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70	70	70	70	70
		40	40	40	40	40
		60	60	60	60	60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30	30	30	30	30
		70	70	70	70	70

- 学則第 41 条第 3 項第 4 号に定める別表第 4 電気電子工学科の教職課程教科「情報」に関する科目については、在学生に対し適用し、履修学生の年次以下に開設している科目を履修することができる。

附 則

- この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学部の機械工学科、土木工学科、建築学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 3 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学則第 4 条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成 14 年度から平成 16 年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部 一部	経済学科	240	220	200
	経営学科	190	170	150
体育学部	体育学科	180	165	150
工学部	機械情報工学科	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80
	都市システム 工学科	80	80	80
	建築デザイン 工学科	80	80	80

法学部	法律学科	230	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70	70	70
		40	40	40
		60	60	60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30	30	30
70		70	70	

附 則

- この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 政経学部一部及び政経学部二部の各学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 学則第 4 条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成 15 年度から平成 16 年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部	経済学科 屋間主コース	240	220
	経営学科	230	210
体育学部	体育学科	165	150
工学部	機械情報工学科	80	80
	電気電子工学科	80	80
	都市システム工学科	80	80
	建築デザイン工学科	80	80
法学部	法律学科	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70	70
		40	40
		60	60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30	30
70		70	

附 則

この学則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 文学部の史学地理学科国史学専攻及び地理学専攻並びに文学科中国文学専攻及び国語国文学専攻は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 5 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 法学部の現代ビジネス法学科屋間主コース及び夜間主コースは、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学部の機械情報工学科、電気電子工学科、都市システム工学科及び建築デザイン工学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 3 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成

19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 政経学部の政治学科昼間主コース・夜間主コース及び経済学科昼間主コース・夜間主コースは、改正後の学則第2条、第4条、第40条第1項第1号、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学部 に在籍する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第1から同条同項第5号別表第5の「海外研修」に関する外国語科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第4号別表第4の「スポーツ法学」に関する科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 政経学部の経営学科は、改正後の第2条、第4条、第40条第1項第1号、第53条及び第54条第2項別表10の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学部 に在籍する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学則第40条第1項第5号別表第5の教育学専攻及び日本文学・文化専攻の「教職中免(副免)社会、国語」に関する科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「キャリアアップ実践講座」については在學生に対しても適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第4号別表第4の「国際刑事司法と紛争処理」に関する科目については在學生に対し随意科目として適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「初等教育実習3(事後指導を含む)」については、平成24年度入學生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第2号別表第2の「教職実践演習(小・中・高)」については、平成22年度入學生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第40条第1項第4号別表第4の「キャリアデザイン」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」、「法学特殊講義Ⅰ」、「法学特殊講義Ⅱ」、「法学特殊講義Ⅲ」、「インターンシップ」及び「ボランティア活動」に関する科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 学則第42条別表第8の法学部現代ビジネス法学科については、平成25年度入學生から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「保健体育科教育論Ⅰ」については、平成24年度入學生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第7号別表第7の「経営TOEIC英語1」、「経営TOEIC英語2」、「経営TOEIC英語3」及び「経営TOEIC英語

4] については、平成 26 年度入学生から適用し、科目を履修することができる。又、「経営学史 A」及び「経営学史 B」については平成 23 年度入学生から適用し、科目を履修することができる。

- 4 学則第 56 条別表第 11 の「教職実践演習(小・中・高)」については、体育学部こどもスポーツ教育学科の平成 24 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 2 政経学部政治学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「脳神経外科学」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

- 4 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「コミュニケーション演習Ⅰ」、「コミュニケーション演習Ⅱ」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

- 5 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「寄附講座Ⅰ」、「寄附講座Ⅱ」、「寄附講座Ⅲ」、「寄附講座Ⅳ」及び「寄附講座Ⅴ」は在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

- 6 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「資格・検定(宅地建物取引士)」、「資格・検定(法学検定アドバンスト〈上級〉コース)」及び「資格・検定(法学検定スタンダード〈中級〉コース)」は在学生に対し適用し、資格等を取得した場合認定することができる。

- 7 学則第 40 条第 1 項第 5 号別表第 5 の教育学科倫理学専攻専門科目「ギリシャ哲学研究」、「中世キリスト教哲学研究」、「英米哲学研究」、「フランス哲学研究」、「ドイツ哲学研究」、「日本思想研究」、「中国思想研究」、「インド思想研究」、「イスラム思想研究」及び「仏教思想研究」に付された備考は在学生に対し適用する。

- 8 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「特別

講義Ⅰ」、「特別講義Ⅱ」、「特別講義Ⅲ」、「特別講義Ⅳ」、「特別講義Ⅴ」、「特別講義Ⅵ」、「特別講義Ⅶ」及び「特別講義Ⅷ」は平成 25 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 2 文学部教育学科教育学専攻、倫理学専攻、初等教育専攻、史学地理学科考古・日本史学専攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻、文学科中国語・中国文学専攻及び日本文学・文化専攻は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず平成 29 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 1 の「経済特別講義Ⅴ A」「経済特別講義Ⅴ B」は在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
 3 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「会計史 A」、「会計史 B」、「イノベーション論 A」及び「イノベーション論 B」は平成 28 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。また、「特別講義Ⅸ」及び「特別講義Ⅹ」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 2 のスポーツ医科学科専門科目「救急処置実習 B(病院内実習)」は平成 28 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
 3 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 7 の「ビジネス英語Ⅰ」及び「ビジネス英語Ⅱ」は平成 29 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第1から同条同項第7号別表第7の「ボランティア実践Ⅰ」、「ボランティア実践Ⅱ」、「ボランティア実践Ⅲ」、「ボランティア実践Ⅳ」に関する科目については在學生に対し適用し、本学が派遣を認めるボランティア活動（学部が独自で認めたものを含む）に参加した場合認定することができる。
- 3 学則第40条第1項第4号別表第4の「法学特殊講座Ⅰ」、「法学特殊講座Ⅱ」、「法学特殊講座Ⅲ」に関する科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第40条第1項第4号別表第4の「資格・検定（法学検定ベーシック＜基礎＞コース）」、「資格・検定（ビジネス著作権検定初級）」は在學生に対し適用し、資格等を取付た場合認定することができる。
- 5 学則第40条第1項第4号別表第4の「資格・検定（法学検定アドバンスト＜上級＞コース）」、「資格・検定（法学検定スタンダード＜中級＞コース）」、「資格・検定（ビジネス著作権検定上級）」、「資格・検定（知的財産管理技能検定2級）」、「資格・検定（知的財産管理技能検定3級）」の単位数は在學生に対し適用する。
- 6 学則第40条第1項第4号別表第4の「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」に関する科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 7 平成30年度以前の入學生の学則第40条第1項第4号別表第4の「法研指導ⅠA / ⅠB～法研指導ⅣA / ⅣB」、「寄附講座Ⅰ～寄附講座Ⅴ」は平成31年度より廃止とする。
- 8 平成30年度以前の入學生の学則第40条第1項第4号別表第4の「ボランティア活動」は平成31年度より廃止とする。
- 9 学則第45条第2項別表第9の司書資格取得のための科目は、平成29年度入學生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「アスリート実習3」、「アスリート実習4」は平成31年度入學生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第3号別表第3の「生徒・進路指導論」は平成31年度入學生から適用し、開設科目を履修することができる。また、備考欄の教職課程に関する内容は平成31年度入學生から適用する。
- 4 学則第40条第1項第5号別表第5の「書誌学」は平成31年度入學生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第39条の6の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第20条第3項は、在學生に対し適用する。
- 3 第40条第1項第2号別表第2の「人と宇宙」、「AIとサイエンス」、「数学入門」、「数学（線形代数）」、「数学（微分積分）」は令和3年度入學生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 第47条の2第2項は、在學生に対し適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項及び第39条の4の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第40条第1項第4号別表第4の「ITサポート」は在學生に対し適用し、資格等を取付た場合認定することができる。

国士舘大学学籍管理規程

制定	平成4年1月16日	
改正	平成5年4月1日	平成5年12月24日
	平成13年1月24日	平成14年3月13日
	平成14年12月11日	平成15年5月28日
	平成15年9月17日	平成17年7月28日
	平成18年3月15日	平成19年3月14日
	平成20年3月12日	平成22年3月17日
	平成23年2月23日	平成25年2月27日
	平成25年12月18日	平成27年1月28日
	平成28年1月27日	平成29年3月15日
	令和4年1月26日	

■趣旨

第1条 この規程は、国士舘大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の学生の在学中における学籍の管理について必要な事項を定める。

■学籍管理の対象

第2条 この規程において学籍管理の対象項目は、次のとおりとする。

- (1) 身上項目：氏名、生年月日、性別、国籍、本籍（都道府県名）、出身高校及び同卒業年月日、保証人（氏名、続柄、住所、電話番号）、学費納入者（氏名、住所、電話番号）、学生現住所（住所、電話番号）
 - (2) 所属項目等：学生区分、学部、学科、専攻、学年、学籍番号
 - (3) 異動項目：入学、編入学・転入学（以下「編・転入」という。）、転学部・転学科・転専攻（以下「転部等」という。）、休学、復学、除籍、復籍、入学辞退、退学、再入学、留学、進級、留年、卒業
- 2 学生は、身上項目について変更があった場合は、別に定める様式により、届出なければならない。

■入学等

第3条 本学の入学試験に合格した者で、国士舘大学学則（以下「大学学則」という。）第12

条第1項及び国士舘大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第13条に定める入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

- 2 転部等試験に合格した者で、別に定める転部等手続を完了した者に対し、転部等を許可する。
- 3 学籍上の入学日及び転部日は、4月1日とする。ただし、秋期に入学した場合の入学日は、9月16日とし、必要に応じて変更することができる。

■入学辞退

第4条 第3条第3項に定める入学日の前日までに入学辞退を申し出た場合は、入学辞退として取り扱う。ただし、入学日以降は退学として取り扱う。

■編・転入

第5条 編・転入できる年次は、2年次又は3年次生とする。

■転部等

第6条 転部等を志望する者は、1年次・2年次又は3年次修了（又は見込）者で、各学部の定める受験資格有効認定単位数を修得しているものとする。

■休学及び復学

第7条 休学を願い出る場合は、別に定める休学願を提出するものとする。この際、病気等による休学の場合は、次の書類等を添付しなければならない。

- (1) 病気による休学の場合 医師の診断書
- (2) 出産による休学の場合 「母子手帳」等妊娠もしくは出産を証明できるもの
- (3) 留学による休学の場合 留学先学校の、留学受入に関する証明書

- 2 外国人留学生が病気等により休学する場合

には、次のとおりとする。

- (1)病気による休学の場合
日本の医療機関が発行した診断書。ただし、日本国外で罹病した場合には、当該国または地域の医療機関が発行した診断書とすることができる。
 - (2)出産による休学の場合
「母子手帳」等妊娠もしくは出産に関する証明書
 - (3)兵役による休学の場合
徴兵に関する書類等
- 3 休学の期間は、当該学年の内1年又は大学学則第6条若しくは大学院学則第6条に定める学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。ただし、大学院においては連続1年、通算2年とする。
 - 4 休学期間終了後、引続き休学を希望する場合は、休学期間が終了するまでに改めて休学願を提出しなければならない。
 - 5 休学中の者が休学を許可されてから1月以内に休学事由が解消した場合は、別に定める休学取消願を提出しなければならない。
 - 6 休学者は、休学期間が満了する次の期に復学することができる。ただし、次学年へ復学する場合には、各学部が定めた単位数を修得していなければならない。
 - 7 復学を願い出る場合は、休学期間満了前に別に定める復学願を提出するものとする。この際、病気等の回復によるものは、医師の診断書を添付しなければならない。ただし、外国人留学生在が復学を願い出る場合は、次の書類を提出するものとする。
 - (1)病気による休学の場合
日本の医療機関が発行した診断書及びパスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）並びに復学後の経費支弁に関する計画書。ただし、日本国外で罹病した場合には、当該国または地域の医療機関が発行した診断書とすることができる。
 - (2)兵役による休学の場合
兵役が終了したことを示す証明書等及びパスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）並びに復学後の経費支弁に関する計画書
 - (3)前第1号及び第2号以外の理由で休学の場

合

パスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）及び復学後の経費支弁に関する計画書

■退学及び再入学

- 第8条 退学を願い出る場合は、別に定める退学願を提出するものとする。
- 2 願い出による退学の日付は、願い出た日とする。ただし、退学願に記入された願い出の日以降に学部等が受け付けた場合は、学部等が受け付けた日とする。
 - 3 懲戒による退学の日付は、学長決裁日とする。
 - 4 退学した者が、同じ学部・学科・専攻及び学年・学期に再入学を願出する場合は、再入学を希望する学年もしくは学期が始まる2月前までに、別に定める再入学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
 - 5 再入学の時期は、4月1日とする。ただし、秋期再入学の時期は、9月16日とし、必要に応じて変更することができる。

■除籍及び復籍

- 第9条 除籍日は、学長決裁日とする。ただし、大学学則第20条第1項第4号及び大学院学則第18条第1項第2号に基づき、学費未納により除籍になった場合の日付は、同第2項に基づく除籍日とする。
- 2 国士館大学納入金規程第2条、第5条及び第10条における期限を過ぎて学費未納の者は、大学学則第20条第1項第4号及び大学院学則第18条第1項第2号に基づき、以下の日をもって除籍とする。
 - (1)延納願未提出者の場合 春期は5月31日、秋期は10月31日
 - (2)延納願提出者の場合 春期は8月31日、秋期は1月30日なお、学費未納による除籍日は、納入期日の翌日とし、学費未納の学期の成績は無効とする。また、学費未納により除籍された学生が復籍を希望する場合には、再入学として扱い、前条の規定を準用する。
 - 3 大学学則第20条第3項に基づき、除籍になった者が、同じ学部・学科・専攻及び学年・学期に復籍を希望する場合は、除籍日が

ら2月以内に別に定める復籍願を提出し、学長の許可を受けなければならない。復籍の日付は除籍日の翌日とする。

除籍日から2月を超えた学生が復籍を希望する場合は、再入学として扱い、前条の規定を準用する。

- 4 在学中の学生が死亡した場合は、死亡の日付で学籍を除く。

■卒業

第10条 学籍上の卒業日は、卒業式の日付（大学院については学位授与日）とする。

- 2 卒業所要単位の不足により卒業できない者が、次年度の春期（秋期入学生は秋期）で卒業所要単位を修得し、卒業が認められた場合の卒業日は、原則として9月15日付とする。（秋期入学生は別に定める日）

■身分異動の申請

第11条 学部等は、学生の身上項目、学生区分及び異動項目に変更があった場合は、学長に申請し許可を受けるものとする。

- 2 申請は、別に定める様式による。
3 各学部等は、所属学生について学籍管理の対象項目に変更及び異動が発生した場合は、速やかに教務部教務課長に通知するものとする。

■学籍番号の付与

第12条 在学生に、学籍番号を付与する。

- 2 学籍番号は、入学年度ごとに学生個人別に付与する。
3 学籍番号は、転部等及び再入学の場合を除き、在学期間を通じ原則として変更しない。

■学籍番号の識別

第13条 学籍番号は、7桁からなり、原則として西暦による入学年度の下2桁を最初のコードとし、その他の5桁を次のとおり識別し、その間をハイフンで結ぶ。

学部等識別	当該学部等
1A001～	政経学部 政治学科 昼間主コース（フレックスA）
1A501～	政経学部 政治学科 夜間主コース（フレックスB）

1B001～	政経学部 経済学科 昼間主コース（フレックスA）
1B501～	政経学部 経済学科 夜間主コース（フレックスB）
1C001～	政経学部 経営学科
1D001～	政経学部 政治学科
1E001～	政経学部 経済学科
1F001～	政経学部 経営学科
1G001～	政経学部 政治行政学科
2A001～	体育学部 体育学科
2B001～	体育学部 武道学科
2C001～	体育学部 スポーツ医科学科
2D001～	体育学部 こどもスポーツ教育学科
3A001～	理工学部 理工学科
4A001～	法学部 法律学科
4B001～	法学部 現代ビジネス法学科
5A001～	文学部 教育学科 教育学専攻
5B001～	文学部 教育学科 倫理学専攻
5C001～	文学部 教育学科 初等教育専攻
5D001～	文学部 史学地理学科 考古・日本史学専攻
5E001～	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
5F001～	文学部 史学地理学科 地理・環境専攻
5G001～	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
5H001～	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
5I001～	文学部 教育学科
5J001～	文学部 史学地理学科
5K001～	文学部 文学科
6A001～	21世紀アジア学部 21世紀アジア学科
7A001～	経営学部 経営学科
MA001～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
MB001～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
MC001～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
MD001～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
MJ001～	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 修士課程
ME001～	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
ME101～	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程

ME201 ~	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
MF001 ~	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
MG001 ~	大学院 総合知的財産法学的研究科 総合知的財産法学的専攻 修士課程
MH001 ~	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 修士課程
MH101 ~	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程
MI001 ~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
DA001 ~	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博士課程
DB001 ~	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
DC001 ~	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
DD001 ~	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
DE001 ~	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
DF001 ~	大学院 法学研究科 法学専攻 博士課程
DH001 ~	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
DH101 ~	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士課程
DI001 ~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程
DJ001 ~	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 博士課程

- 2 在学中に転部等の学籍異動が発生した場合には、学籍番号を変更し、当該所属学年の最終学籍番号の次から、新たな学籍番号を付与する。

附 則

- この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 本規程の施行に伴い、「入学金等の納入及び休学等に関する規程」第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条及び第 19 条の規程を削除する。
- この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 大学院の場合、卒業を修了に読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 13 条における学籍番号は平成 19 年度入学生から適用する。
- 平成 18 年以前の入学生は、改正後の第 13 条第 1 項の定めに関わりなく、従前の通りとし、学籍番号の下 5 桁は次の表を適用する。

学部等 識別	当該学部等
21001 ~	体育学部 体育学科
22001 ~	体育学部 武道学科
23001 ~	体育学部 スポーツ医科学科
31001 ~	政経学部一部 政治学科
32001 ~	政経学部一部 経済学科
33001 ~	政経学部一部 経営学科
34001 ~	政経学部 政治学科 昼間主コース (フレックス A)
34501 ~	政経学部 政治学科 夜間主コース (フレックス B)
35001 ~	政経学部 経済学科 昼間主コース (フレックス A)
35501 ~	政経学部 経済学科 夜間主コース (フレックス B)
36001 ~	政経学部 経営学科

41001	工学部	機械工学科
41501	工学部	機械情報工学科
42001	工学部	電気工学科
42501	工学部	電気電子工学科
43001	工学部	土木工学科
43501	工学部	都市システム工学科
44001	工学部	建築学科
44501	工学部	建築デザイン工学科
51001	政経学部二部	政治学科
52001	政経学部二部	経済学科
61001	法学部	法律学科
62001	法学部	現代ビジネス法学科 昼間主コース（フルタイムコース）
63001	法学部	現代ビジネス法学科 夜間主コース（フタヌーンコース）
64001	法学部	現代ビジネス法学科
71001	文学部	教育学科 教育学専攻
71501	文学部	教育学科 倫理学専攻
71701	文学部	教育学科 初等教育専攻
72001	文学部	史学地理学科 国史学専攻
72301	文学部	史学地理学科 東洋史学専攻
72601	文学部	史学地理学科 地理学専攻
73301	文学部	文学科 中国文学専攻
73501	文学部	文学科 国語国文学専攻
74001	文学部	史学地理学科 考古・日本史学専攻
74501	文学部	史学地理学科 地理・環境専攻
75001	文学部	文学科 中国語・中国文学専攻
75501	文学部	文学科 日本文学・文化専攻
12001	21世紀アジア学部	21世紀アジア学科
81101	大学院	政治学研究科 政治学専攻 修士課程
81301	大学院	経済学研究科 経済学専攻 修士課程
81501	大学院	経営学研究科 経営学専攻 修士課程
84101	大学院	スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
82101	大学院	工学研究科 機械工学専攻 修士課程
82301	大学院	工学研究科 電気工学専攻 修士課程

82901	大学院	工学研究科 建設工学専攻 修士課程
83101	大学院	法学研究科 法学専攻修士 課程
83501	大学院	総合知的財産法学的研究科 総合知的財産法学専攻 修士課程
85101	大学院	人文科学研究科 人文科 学専攻 修士課程
85301	大学院	人文科学研究科 教育学専攻 修士課程
86101	大学院	グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
91101	大学院	政治学研究科 政治学専攻 博士課程
91301	大学院	経済学研究科 経済学専攻 博士課程
91501	大学院	経営学研究科 経営学専攻 博士課程
94101	大学院	スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
92101	大学院	工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
93101	大学院	法学研究科 法学専攻 博士課程
95101	大学院	人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
95301	大学院	人文科学研究科 教育学専攻 博士課程
96101	大学院	グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程

附 則

- この規程は、平成19年4月1日施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 第13条第2項で定める在学生のうち、平成19年度以降の入学生と同一の学年に在学する学生の学籍番号は、平成19年度以降の入学生の学部等識別を適用する。
- 第13条で定める学部等識別に次の表を適用する。

学部等 識別	当該学部等
1X001	政経学部一部 政治学科
1Y001	政経学部一部 経済学科
1Z001	政経学部一部 経営学科
3W001	工学部 機械情報工学科

3X001～	工学部 電気電子工学科
3Y001～	工学部 都市システム工学科
3Z001～	工学部 建築デザイン工学科
4Y001～	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース（フルタイムコース）
4Z001～	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース（アフタヌーンコース）
5W001～	文学部 史学地理学科 国史学専攻
5X001～	文学部 史学地理学科 地理学専攻
5Y001～	文学部 文学科 中国文学専攻
5Z001～	文学部 文学科 国語国文学専攻

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日現在で在籍している学生に対し適用する。

制定 平成5年12月24日
 改正 平成13年1月24日 平成14年3月13日
 平成15年5月28日 平成16年5月26日
 平成17年7月28日 平成25年2月27日

■趣 旨

第1条 この細則は、国士舘大学学籍管理規程（以下「学籍管理規程」という。）の施行に必要な届出、願出等の手続について定める。

■身上項目の変更

第2条 学生は、身上項目に変更があった場合、次の各号により手続を行うものとする。

- (1)学生の氏名変更
- (2)保証人の氏名変更。ただし、保証人の住所、電話番号、続柄の変更は各自が Web から更新するものとする。
- (3)学費納入者の氏名、住所及び電話番号の変更は各自が Web から更新するものとする。
- (4)学生の現住所及び電話番号の変更は各自が Web から更新するものとする。
- (5)学生の本籍地変更

■休学及び復学

第3条 学生は、休学及び復学を申請する場合、また休学を取り消す場合には、次の各号により手続を行うものとする。

- (1)休学の願出
- (2)復学の願出
- (3)休学を取消す場合

■退学及び再入学

第4条 学生は、退学及び再入学を申請する場合、次の各号により手続を行うものとする。

- (1)退学の願出
- (2)再入学の願出

■復 籍

第5条 学生は、復籍を申請する場合、復籍の願

出を行うものとする。

■身上項目変更の通知

第6条 学部等は、学生の身上項目が変更した場合、次の各号により教務課へ通知するものとする。

- (1)学生の氏名変更
- (2)保証人の氏名の変更
- (3)学生の本籍地変更

■身分異動の申請

第7条 学籍管理規程第11条第2項における申請の様式は、次のとおりとする。

- (1)入学辞退 ただし、入学を許可された者が4月1日以降に当該学部等へ申請があった者又は学部等によって確認された者に限る。
- (2)再入学
- (3)休学
- (4)休学取消
- (5)復学
- (6)留学生 ただし、大学学則第16条第1項及び第2項に該当する学生に限る。
- (7)除籍
- (8)復籍
- (9)留年 ただし、進級判定会議で決定後の変更及び追加に限る。
- (10)退学
- (11)卒業 ただし、学年の途中で卒業する者に限る。

■様 式

第8条 この細則に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

制定	平成5年12月24日
改正	平成12年1月19日 平成14年3月13日 平成15年5月28日 平成17年2月23日 平成18年3月15日 平成24年4月25日 平成25年2月27日

■趣 旨

第1条 この規程は、国士舘大学（大学院を含む。以下「本学」という。）における科目等履修生の取扱いについて定める。

■履修上の取扱区分

第2条 科目履修上の取扱区分を次のとおりとする。

- (1) 正規の課程の履修（以下「一般履修」という。）
- (2) 教育職員免許状の取得を目的とする本学の認定課程の履修（以下「教職履修」という。）

■入学資格

第3条 科目等履修生の入学資格は、国士舘大学学則第57条並びに国士舘大学大学院学則第9条及び第10条によるほか、外国人については次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 履修する年度の4月もしくは9月から6月間以上、日本国に在留資格を有する者。
- (2) 年度の途中で、本学の科目等履修生の身分に関係なく、在留資格の更新が可能である者。

2 本学学部の正規課程に在学している学生（以下「学部生」という。）で、大学院で開講をしている科目を履修するため、所属学部及び科目開講研究科の許可を得た者。

■入学時期

第4条 科目等履修生の入学時期は、国士舘大学学則第6条及び国士舘大学大学院学則第6条による各期（以下「各期」という。）の始めとする。

■出願手続

第5条 科目等履修生を志望する者で、第3条第1項に該当する者は、次の検定料を納入すると共に所定の書類を提出しなければならない。

- (1) 検定料 10,000 円（本学卒業者は免除）
- (2) 願書①及び願書②
- (3) 履歴書
- (4) 最終学校の卒業証明書（又は退学証明書）及び成績証明書、学力に関する証明書（教職履修志望者）、健康診断書（体育学部開講科目履修志望者）

2 科目等履修生を志望する者で、第3条第2項に該当する者は、科目等履修生願書を提出しなければならない。

3 出願期限は、国士舘大学学則第6条及び国士舘大学大学院学則第6条に定める各期が始まる前日までとする。

■入学許可

第6条 科目等履修生を希望する者については、当該教授会又は研究科委員会では書類審査による選考の上、合格者を決定し、学長の承認を得て入学を許可する。

2 前項の選考にあたって、必要と認めるときは、選考員を指名し、面接、筆記試験等の結果に基づいて選考することができる。

■入学金等

第7条 前条により入学を許可された者は、所定の期日までに、次に定める入学金及び科目等履修料等を納入しなければならない。

区 分	金 額	備 考
	研究科及び学部	
入 学 金	20,000 円	学部生及び本学卒業者は免除
科目等履修料 (1 単位)	20,000 円	学部生及び本学卒業者は半額

- 2 履修科目で実験実習費を要する場合は、別途これを納入するものとする。
- 3 教員免許を取得しようとする科目等履修生は、第1項のほか、次の費用を該当年次に納入しなければならない。
 - (1)教育実習費（学部又は大学が定める額）
 - (2)免許申請料（一括申請希望者のみ免許状一種類につき3,500円）
- 4 入学金、科目等履修料の他、各所属学部等の正規学生と同額の学生教育研究災害傷害保険料（以下「学生保険」という。）を納入しなければならない。

■履修期間

第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度の終了までの1年以内とする。

- 2 引き続き履修を志望する場合は、改めて願書①及び願書②を提出し、履修科目について承認を得なければならない。この場合の手続等については、第4条から第7条の規定を準用する。

■履修単位の制限

第9条 履修を許可された授業科目の変更は、認めない。

■図書館・情報メディアセンターの利用

第10条 科目等履修生は、所定の手続を経て図書館・情報メディアセンターを利用することができる。

■科目等履修生の取消

第11条 入学を許可された者で、所定の期日までに科目等履修料等を納入しない場合、もしくは科目等履修生として不適当な行為があったときは、科目等履修生の許可を取消すものとする。

■科目等履修生証明書及び単位認定書等

第12条 科目等履修生証明書及び単位認定書等、本規程に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 「国土館大学及び国土館短期大学聴講生規程」（昭和62年4月1日制定）及び「国土館大学及び国土館短期大学の聴講料・受講料等に関する規程」（昭和62年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

制定 平成18年3月15日

改正 平成24年4月25日 平成25年2月27日

■趣旨

第1条 この規程は、国士舘大学学則第61条の2及び国士舘大学大学院学則第61条の2に基づき、聴講生（国士舘大学学則第43条に定める「特別聴講生」及び国士舘大学大学院学則第36条に定める「特別聴講生」を除く。）の取扱いについて定める。

■区分

第2条 聴講生は、次のとおり区分する。

- (1)他大学又は高等学校との協定等（以下「協定」という。）に基づき、他校に在籍している学生又は生徒が、国士舘大学及び国士舘大学大学院（以下「本学」という。）で開講している授業科目を聴講する場合（以下「協定聴講」という。）
- (2)本学の正規課程に在学している学生が、所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）以外の学部等において聴講（他学部履修における開放制限科目及び教職課程科目を含む。）する場合（以下「学内聴講」という。）
- (3)前第1号及び第2号以外の者が聴講する場合（以下「一般聴講」という。）

■資格

第3条 本学で聴講できる者の資格は、次のとおりとする。

- (1)協定聴講 協定により定められた学生又は生徒
- (2)学内聴講 本学の正規課程に在学している学生
- (3)一般聴講 前第1号及び第2号に該当しない者（社会人を含む。）ただし、外国人については次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 履修する年度の4月もしくは9月から

6月間以上、日本国に在留資格を有する者

- イ 聴講期間中に、本学の聴講生の身分に関係なく、在留資格を更新することが可能である者

■受入時期

第4条 聴講生の受入時期は、国士舘大学学則第6条及び国士舘大学大学院学則第6条に定める各期の始めとする。

■出願手続

第5条 聴講を願ひ出る者（協定聴講を除く。）は、次の書類を揃えて、教務課へ提出するものとする。

- (1)願書①及び願書②（協定聴講は除く。）
 - (2)履歴書（協定聴講、学内聴講は除く。）
 - (3)検定料納入票（協定聴講、学内聴講は除く。）
- 2 協定聴講の出願手続期間は、協定の定めるところによる。
 - 3 学内聴講の出願手続期間は、履修登録終了日までとし、他学部履修科目の登録に準じて手続を行うものとする。
 - 4 一般聴講の出願手続期間は、次のとおりとする。
 - (1)春期及び通年開講科目聴講希望者は、本学の正規課程における履修登録終了日までとし、継続して秋期開講科目の聴講を希望する者も同様とする。
 - (2)秋期開講科目聴講希望者は、9月1日から9月15日までとする。

■許可

第6条 教務課は、前条に定める出願手続書類を取りまとめ、願書①及び願書②に基づき聴講希望科目を開講している学部等へ通知する。

- 2 聴講希望科目を開講している学部等は、聴講希望科目を担当する教員の同意を得て、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において選考し、その結果を教務課へ

通知する。

- 3 教授会等が必要と認めるときは、面接等の選考を行うことができる。
- 4 前第2項及び第3項によって聴講を認められた者には、学長の承認を得て聴講を許可する。

■証 明

第7条 聴講が修了した聴講生（学内聴講を除く。）には、聴講証明書を発行する。ただし、単位の認定は行わない。

■単位認定

第8条 学内聴講で修了した聴講科目の単位は、卒業所要単位以外の取得単位として認定し、成績に加える。

■手 続

第9条 第6条により聴講を許可された者は、別に定める期日までに聴講料等を納入しなければならない。

■聴講料等

第10条 聴講料等は、次のとおりとする。

- (1)協定聴講の聴講料等は、協定の定めるところによる。
- (2)学内聴講の聴講料は、1単位につき5,000円とする。
ただし、大学院に在学している学生が、学部において教員免許等諸資格を取得するために必要な科目を聴講する場合には、本規程で定める聴講料等は徴収しないものとする。
- (3)一般聴講の聴講料等は、次の表のとおりとする。

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
聴講生登録料	10,000	本学卒業者及び継続して聴講する者は免除
聴講料(1単位)	5,000	本学卒業者は半額
学生教育研究 災害傷害保険料 (学生保険)		聴講する科目を開講している学部等の正規学生と同額とする。ただし、聴講する学部が2学部以上にまたがる場合で、学生保険料が異なる場合には、上位額の学部と同額とする。

■期 間

第11条 聴講が許可される期間は、当該年度終了までの1年以内とする。ただし、継続して聴講を希望する場合は、第5条に基づき再度願い出ることができる。

■図書館・情報メディアセンターの利用

第12条 聴講生は、国土館大学図書館・情報メディアセンターを利用することができる。

■聴講許可の取消

第13条 第9条に定める手続を行わない者又は聴講生としてふさわしくない行為があった者は、教授会等の議を経て、学長が聴講許可を取り消すことができる。

■聴講許可書及び聴講証明書等

第14条 聴講許可書及び聴講証明書等、本規程に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「聴講に関する内規」（平成17年4月1日施行）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

6

国士舘大学研究生規程

制定	昭和58年4月1日	
改正	昭和61年7月30日	平成6年7月13日
	平成10年2月25日	平成12年1月19日
	平成14年3月13日	平成17年2月23日
	平成25年2月27日	平成26年10月29日
	平成27年1月28日	

■趣 旨

第1条 この規程は、大学学則第62条及び大学院学則第62条の定めに基づき、学部及び大学院（以下「学部等」という。）の研究生に関する実施の細部について定める。

■出願及び選考の手続

第2条 研究生として入学を希望する者は、国士舘大学学則第6条及び国士舘大学大学院学則第6条による各期が始まる前までに次の号に定める書類に、検定料を添えて、当該学部等に提出するものとする。

- (1)研究願及び研究計画書
（様式第1-1、様式第1-2）
- (2)履歴書（様式第2）
- (3)卒業（見込）証明書
（大学院の場合は、修了（見込）証明書）
- (4)成績証明書
- (5)願書①及び願書②（教務課内規に定める）

- 2 当該学部等においては、前項に定める出願書類等に基づき、教授会又は研究科委員会を選考し、研究生入学希望者の選考結果報告書（様式第3）を学長に提出するものとする。
- 3 選考結果報告書をもとに、学長が入学を許可するものとする。

■入学金及び研究費等

第3条 選考に合格し、入学を許可された者は、所定の期日までに、別表に定める入学金及び研究費等を納入しなければならない。

■研究期間

第4条 研究期間は、国士舘大学学則第6条及び国士舘大学大学院学則第6条による各期から当該年度終了までの1年以内とする。ただし、研究成果に応じて半年まで短縮することができる。また、1年を越えて研究を希望する者は、研究期間延長願（様式第4）を提出し、許可を得るものとする。

- 2 前項にかかわらず、学部等が認めた場合は、研究期間を半年とすることができる。

■研究証明書

第5条 研究を修了し、当該学部等教授会又は研究科委員会において、相当の成績を修めたことを認められた者に対しては、当該学部等からの別記様式第5による申請に基づき、別記様式第6による研究証明書を授与する。

附 則

- 1 本規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和61年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 学部等が必要と認めたときは、第4条の定めにかかわらず、研究期間を半年（期）とすることができる。また研究期間1年の場合において、研究成果等に応じて半年まで短縮することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 附則5を削除する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

■研究生の検定料、入学金及び研究費等

区分	金額	納入期日	備考
検定料	10,000 円	研究願提出時	本学卒業者 (修了者) は免除
入学金	35,000 円		
研究費	年額 120,000 円	別に定める 期日	年額 実験実習費別納

(注)

1. 第 4 条に基づき、研究期間を半年(半期)と定める場合の研究費は、年額の二分の一とし、1 年を短縮する場合の研究費は短縮した月数に応じて払い戻しをする。この場合、1 月に対し、年額研究費の十二分の一で算定する。
2. 学部等の講義等を聴講する場合は、「国土館大学聴講生規程」による。
3. 実験実習費は、研究生が自己の研究課題について実験実習を伴う場合に納付させることができる。
納付額は、当該年度の正規入学生が納入する実験実習費の範囲内において指導教授の意見に基づいて学部又は研究科が定めた額を納入しなければならない。
4. 上記別表に記載された費用の他、所属する学部等の一般学生と同額の学生教育研究災害傷害保険料を納入しなければならない。

様式第1-1

研 究 願

国士舘大学

学長 ○ ○ ○ ○ 殿

本 籍

現 住 所

卒 業 大 学

卒 業 年 月 日

氏 名

生 年 月 日

大 学

年

年

学 部

月

月

学 科

日

日 生

私儀、このたび貴学 学部 学科において、別紙計画により、
研究を致したく存じますので、研究生として入学を許可していただきたくお願い申し上げます。

年 月 日

氏 名

㊞

保 証 人

㊞

副保証人

㊞

様式第 1 - 2

研 究 計 画 書

1. 研究題目

2. 研究期間

3. 希望指導教員

4. 研究内容

5. 学部聴講（講義、演習、実験等）希望の有無

A 4 判

履 歴 書

年 月 日現在

氏名		研究科 学部等		写 真 3×4 cm のものを貼る
氏名		学 部	研 究 科	
△ 籍 所在地	〒	〒		TEL
〒		〒		TEL
E-mail		E-mail		携帯電話
氏名		氏名		印 柄
生 所 等		生 所 等		TEL

学 歴	期 間	学 校 ・ 学 部 名 (卒・修の別)
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	

学 位	取得年月日	学位の種類	取得学校名
	年 月 日		
	年 月 日		

職 歴	期 間	
	～	
	～	
	～	
	～	

学 位 評 定 等	取得年月日	資格免許等の種類	取得年月日	資格免許等の種類
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

研究課題:

* これらの情報は、国士館大学の研究生として入学を許可された場合に、管理していくために必要な情報です。入学が許可されなかった場合には破棄されます。なお、これらの情報の管理は、個人情報保護法に基づいて行っています。

様式第3

(発簡番号)

年 月 日

国 士 館 大 学
学 長

殿

学 部 長

㊟

研究生入学希望者の選考結果報告書

標記につきまして、当学部教授会において選考の結果、別添研究願のとおり受
入れるよう、議決致しましたので報告します。

なお、指導教員は下記のとおりでございます。

記

(学 科)

(職)

(氏 名)

様式第 4

年 月 日

研 究 期 間 延 長 願

国 士 館 大 学
学 長 殿

研 究 生
所 属 学 部
氏 名 ⑩

1. 当初の予定研究期間
2. 希望延長期間
3. 延長の理由
4. 指導教員所見

指 導 教 員
職 氏 名 ⑩

A 4 判

別記様式 第5

(発簡番号)

年 月 日

国 士 館 大 学

学 長

殿

学部長

㊟

研究証明書の授与について（申請）

研究生 〇〇〇〇 は、当学部におきまして、〇〇年 〇月 〇日から 〇〇年 〇月 〇日まで、下記の研究題目について、鋭意研究に努め、相当の成績を取めたことを、〇〇月 〇日開催の当学部教授会において承認しましたので、研究証明書を授与していただきたく、申請致します。

記

研究題目

指導教員（職）

（氏名）

別記様式 第6

第 号

研 究 証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日から同 年 月 日までの
間、本学 学部にて研究生として在学し相当の成績を収めたことを証する。

年 月 日

国士舘大学長

7

国士舘大学納入金規程

制定	平成4年1月16日
改正	平成7年1月25日 平成11年10月20日
	平成13年12月12日 平成13年12月20日
	平成14年9月25日 平成15年5月28日
	平成16年5月26日 平成17年3月16日
	平成18年3月15日 平成24年1月25日
	平成25年1月30日 平成25年6月26日
	平成25年11月27日 平成27年3月18日
	平成27年11月25日 令和4年1月26日

■趣 旨

第1条 この規程は、国士舘大学学則第22条及び国士舘大学大学院学則第20条に基づき、入学金等及び諸費（以下「納入金」という。）又は学費及び諸費（以下「学費等」という。）の納入期限、高学年生の納入額、諸費の取扱い等、身分異動に伴う学費等の取扱いその他について定める。

■納入金の納入期限

第2条 新入学生、再入学生、編・転入学生及び転部・転科・転専攻（以下「転部等」という。）の学生は、入学又は転部等手続きの際、別に指定する期日までに当該年度の納入金を納入しなければならない。

- 2 第1項の学生を除く在学学生は、5月1日（秋期新入学生及び秋期再入学生は、10月1日）までに該当学年の学費等を納入しなければならない。
- 3 学費等は、次のとおり分納することができる。

(1)前期学費等 学費の内、授業料、施設設備費、教材費のそれぞれ半額と実験実習費及び諸費の内、研究費、学会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額と、健康管理費、学生保険料、研修旅行費

後期学費等 学費の内、授業料、施設設備費、教材費のそれぞれ半額及

び諸費の内、研究費、学会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額

- (2)後期学費等の納入期限は10月1日（秋期新入学生及び秋期再入学生は、翌年5月1日）までとする。

■高学年学生の学費

第3条 修業年限を超えて在学する者の授業料は、次の各号による。

- (1)学部において、最高学年を超えて、卒業に必要な所要単位を修得できない者（以下「高学年生」という。）は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。

- (2)大学院修士課程において、最高学年を超えて、引き続き在学する者の授業料は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。ただし、1年で修了できるコース等を選択している者が1年で修了できなかった場合には本条を適用しない。

- (3)大学院博士課程において、最高学年を超えて、引き続き在学する者の授業料は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。

- (4)大学院博士課程において、所定の単位を修得した後、博士論文の作成指導を受けることを目的とし、最高学年を超えて、引き続き当該研究科の議を経て在学を許可された者の年間授業料は、120,000円とする。

- 2 第1項に該当する者で、実験実習等又は、大学院における演習費を必要とする科目を履修する者は、当該年度の最高学年の実験実習費又は、演習費を別に納入しなければならない。

- 3 第1項及び第2項を除く学費等については、当該年度の最高学年の額を納入しなければならない。ただし、第1項第3号に該当する者についてはこれを徴収しない。

- 4 春期（秋期入学者は秋期）で卒業する高学年学生は、後期学費等を徴収しない。

■諸費の内訳

第4条 諸費とは、研究費、学会費、新聞広報費、通信費、健康管理費、学生保険料及び研修旅行費のことをいい、研究科別、学部別、学年別、必要により学科別に毎年度ごとに納入額を定める。

■学費の延納

第5条 新入学生、再入学生及び当該年度に転部等、編・転入学した者と復籍者を除く学生が、やむを得ない事情により期限までに学費等を納入できない場合は、納入期限までに「学費延納願」を提出し、学長の許可を得なければならない。

- (1)納入期限後は、受理しない。
- (2)延納期限は、春期又は秋期を1区分とし、春期を8月15日、秋期を1月15日迄とする。

■休学時の学費等

第6条 休学を許可された者は、次の各号に定める休学学費等を別に指定する期日までに納入しなければならない。

- (1)新学年開始後1月以内に年間休学を許可された者は、休学費 20,000 円
- (2)春期又は秋期開始後、1月以内に半期休学を許可された者及び春期（秋期入学者は秋期）に半期休学し秋期（秋期入学者は春期）に復学した者は、前期学費等及び休学費 20,000 円

2 休学を許可された者が休学願を取下げた場合は、別に指定する期日までに定められた学費等を納入しなければならない。

■復学者及び留年者の学費等

第7条 休学時と同じ学年へ復学を許可された者又は留年生（高学年学生を除く。）の納入する学費等は、それぞれ新たに復学又は留年した学年の該当する学費等を納入しなければならない。

2 春期（秋期入学者は秋期）を休学し、秋期（秋期入学者は春期）に復学を許可された者は、該当学年の前期学費等を納入しなければならない。

■退学時の学費等の納入

第8条 退学を願出する者は、次の各号による学費等を納入しなければならない。

- (1)秋期（秋期入学者は春期）開始後1月以内に退学を願出た場合は、当該年度の前期学費等。ただし、新入学生、再入学生、復籍者及び当該年度に編・転入学、転部等した者を除く学生で、新学年開始後1月以内に退学を願出た場合は、当該年度の学費等の全額を徴収しない。
- (2)秋期（秋期入学者は春期）開始後1ヶ月以降に退学を願出た場合は、当該年度の学費等の全額。

■再入学時の納入金

第9条 再入学を許可された者は、再入学年度の入学金及び該当学年の学費等を、別に指定する期日までに納入しなければならない。ただし、外国人留学生の兵役義務を理由に退学した者が兵役義務終了後1年以内に再入学をする場合については入学金を徴収しないものとする。

2 大学院博士課程において、博士論文を提出しないで退学した者のうち、博士課程に3年以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者が再入学する場合については、入学金を徴収しないものとする。

■学費滞納の期限等

第10条 延納願未提出者における学費等の滞納期間は、納入期限から3週間を限度とする。

■復籍時等の納入金

第11条 国士館大学学則第20条第1項第3号に基づき除籍された者が復籍を希望する場合は、未納学費を納入しなければならない。

■転部等の納入金

第12条 転部等の試験に合格し、転部等を希望する者は、在籍学部と転部先学部との入学金の差額及び転部先学部における該当学年の学費等を納入しなければならない。

■編・転入学生の納入金

第13条 編・転入試験に合格し、入学を希望する者は、編・転入学先学部の該当年度の入学金及び学費等を納入しなければならない。

■在学生の入学金の特例

第14条 本学の在学生在が、在学身分のまま学部長の許可を受けて、他学部の新入学試験及び編・転入学試験に合格した場合、在籍学部の当該年度の入学金相当額を徴収しない。ただし、入学先学部との入学金に差額が生じた場合は、それを徴収する。

■外国人留学生の授業料減免

第15条 在留資格「留学」の査証を受けて入学した者、もしくは入学後、在留資格を「留学」に変更できる者で、本学に在学している間、同査証の継続的な更新が可能な者（以下「外国人留学生」という。）の内、「国費外国人留学生制度実施要項（文部大臣裁定昭和29年3月31日）」に該当しない外国人留学生（以下「私費留学生」という。）については納入金の内、授業料の3割を減免する。ただし、別に定める実施要項に基づき、経済的事由により修学が困難であると認定された者に限る。

2 私費留学生は、指定された期日までに、次の書類を国際交流課へ提出し、審査を受けるものとする。授業料の減免は、認定を受けた私費留学生に対して、当該年度の後期学費等で調整するものとする。

- (1)在留資格「留学」の証印及び旅券の写し
- (2)在留カードの写し（表裏）
- (3)その他、本学が必要とする書類

3 私費留学生が次の各号に該当した場合は、年度当初に遡り、授業料の減免を取り消す。

- (1)第2項における期日までに指定された書類が提出できない者、提出された書類に虚偽の記載があった者及び在留資格が変更になった者。
- (2)学籍の異動により、休学、退学、除籍となった者。
- (3)国士館大学奨学生規程第4条に基づく運動技能優秀奨学生に採用された者。

4 前項第1号及び第2号により授業料の減免が取り消された者で、継続して在学している場

合は、減免された授業料相当額を、指定された期日までに返還しなければならない。

■協定書に基づく編入生等の納入金

第16条 協定書に基づく編入生等の納入金は、協定書に定める金額とする。

■様式

第17条 本規程に定める様式は、教務課内規に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成4年12月1日現在で在籍している学生に限り、平成5年4月1日から適用する。
- 3 「入学金等の納入及び休学等に関する規程」（昭和61年4月1日施行）は、廃止する。
- 4 「転部に伴う納入金に関する細則」（昭和61年12月19日施行）は、廃止する。
- 5 聴講生・研究生及び委託学生の納入金等については、別に定める。
- 6 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 15 条に定める私費留学生の授業料減免については、平成 25 年度入学生は入学年度のみ適用する。編入、転入及び 2 年次以降への再入学者は、該当年度学生として取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条に定める私費留学生の授業料減免については、平成 26 年度入学生以降は適用しない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日現在で在籍している学生に対し適用する。

諸資格取得のための受講料等に関する内規

■趣旨

第1条 この内規は、国士舘大学の学生が諸資格取得の為に関係科目を受講する場合の受講料等（関連する諸費用を含む）について定める。

■受講料等の納入

第2条 正規の課程に在学する学生が、学科、課程に開設されている授業科目を受講し、各種資格を取得する場合は所定の受講料等を納入しなければならない。

■受講料等

第3条 教育職員免許状及び諸資格を取得しようとする場合は別表1,2の受講料等を納入しなければならない。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。ただし、平成19年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成24年4月から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月から施行し、平

成29年度入学生から適用する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成31年4月から施行し、平成31年度入学生から適用する。

ただし、平成30年度以前の入学生については、従前の例による。

別表1（教職関係受講料等）

区分	金額	納入時期
受講料	1校種 1教科 10,000円	教職に関する科目履修の初年度
介護等体験費	政経・理工・法・文・21世紀アジア・経営及び体育学部（こどもスポーツ教育学科）	13,500円 介護等体験実施年度
	体育学部（体育・武道・スポーツ医科学科）	
教育実習費	学部又は大学が定める額	教育実習等実施年度
養護実習費		
特別支援教育実習費		
免許状の一括申請料	願い出る免許状毎	3,500円 免許状申請年度

（注）

- 1 文学部教育学科初等教育課程及び体育学部こどもスポーツ教育学科の学生は、受講料を免除する。
- 2 小学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする学生は、介護等体験費を納入し、介護等体験を実施しなければならない。

- 3 初年度とは、卒業要件に含まれない教職に関する科目を履修する初年度を示す。
- 4 受講料は、在籍する学科又は課程の課程認定教科の納入額を示す。従って、在籍する学科又は課程にない課程認定教科の科目を受講する場合（大学院生も含む）は、「国士館大学聴講生規程」を適用する。(1単位：5,000円)

別表2 (各種資格の受講料)

資格	開講学部等	区分	金額	納入時期
司書	文学部	受講料	15,000円	1年次
司書教諭	全学部		10,000円	2年次
学校司書	文学部		10,000円	1年次
社会教育主事	文学部		15,000円	1年次
学芸員	文学部		15,000円	1年次

(注)

- 1 21世紀アジア学部の学生は、学芸員資格取得に係る受講料を免除する。
- 2 受講料は、開講学部学生の納入額を示す。従って、他学部学生及び大学院生が受講する場合は「国士館大学聴講生規程」を適用する。(1単位：5,000円)
- 3 各種資格の取得に係る実習費は別途納入しなければならない。

9

公欠に関する取扱要領

- 1 次の各号のいずれかに該当する理由により学生が授業を欠席する場合は、公欠願（別紙様式）で願出するものとし、これを公欠として取扱う。

(1)大学及び学部の要請により、大学及び学部の行事あるいはその他の行事に参加する場合

(2)教育実習・介護等体験等を含む学外実習（実習地への移動に必要な日数を含む）に参加する場合

(3)対外公式試合及びコンクール等に登録出場者として出場する場合

(4)学生の親族が死亡した場合

忌引基準	配偶者	10日
(日祭日を 含む連続 した日数)	父母・子	7日
	祖父母	3日
	兄弟姉妹	3日
	伯(叔)父・伯(叔)母	1日
	曾祖父母	3日

ただし、該当親族が遠隔地に在住し、当該地域において葬儀等を執り行う場合は、移動に必要な日数を加えることができる。

(5)裁判員制度によって従事した場合

(6)その他特に学部長が必要と認めた場合

- 2 公欠はこれを欠席として取扱う。ただし、公欠と認められた学生は、公欠時に行われた試験、実験、実習等に対する配慮を受けることができる。

- 3 運用上必要な細部事項は、学部が定めるものとする。

附 則

この要領は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

自然災害等に対する 全学的休講措置の申し合わせ

本申し合わせは、本学の学生の通学時においての安全確保等の観点から定めるもので、下記基準に照らし大学として休講措置等に関して決定した場合、速やかに関係者に対し周知する。

I 休講措置について

1. 自然災害等による措置

(1) 気象庁から東京 23 区西部及び多摩南部に大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報のいずれかが発令された場合は、次のとおり休講とする。

- ① 午前 6 時までに解除された場合は、終日平常どおり授業を行う。
- ② 午前 6 時までに解除されなかった場合は、1・2 時限目の授業を休講とする。
- ③ 午前 9 時までに解除された場合は、3 時限目以降の授業は、平常どおり行う。
- ④ 午前 9 時までに解除されなかった場合は、終日休講とする。
- ⑤ 1 時限目の授業開始後に警報が発令された場合は、大学として休講等措置に関して決定された事項を周知する。

※ 気象庁から特別警報が発令された場合は、身の安全が確保できる場所で待機し、行動は慎むこと。

(2) 関東近県を震源とする地震が発生し、東京 23 区西部及び多摩南部で震度 5 強以上を観測した場合は、発生時以降の授業を終日休講とする。

※ 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」について、政府の検討会の検討結果を踏まえて、大学の対応を決定する。

2. 交通機関の不通による措置

ストライキおよび天災、事故等により小田急線全線、京王線全線、東急線（世田谷線及び田園都市線）のいずれかが 30 分以上継続して全面不通の場合は、次の通りとする。

- ① 午前 6 時までに復旧した場合は、終日平常どおり授業を行う。
- ② 午前 6 時までに復旧しない場合は、1・2 時限目の授業を休講とする。
- ③ 午前 9 時までに復旧した場合は、3 時限目以降の授業は、平常どおり行う。
- ④ 午前 9 時までに復旧しない場合は、終日休講とする。

II 休講等の措置に関する周知について

休講等の措置を講じる場合は、学生情報サイト及び大学ホームページにより周知する。

III その他

1. 上記以外の事案が発生した場合は、大学として個別に決定し、決定事項を周知する。
2. 本申し合わせに関しての運用は、教務部教務課が行う。
3. この申し合わせは、平成 30 年 7 月 24 日から運用する。

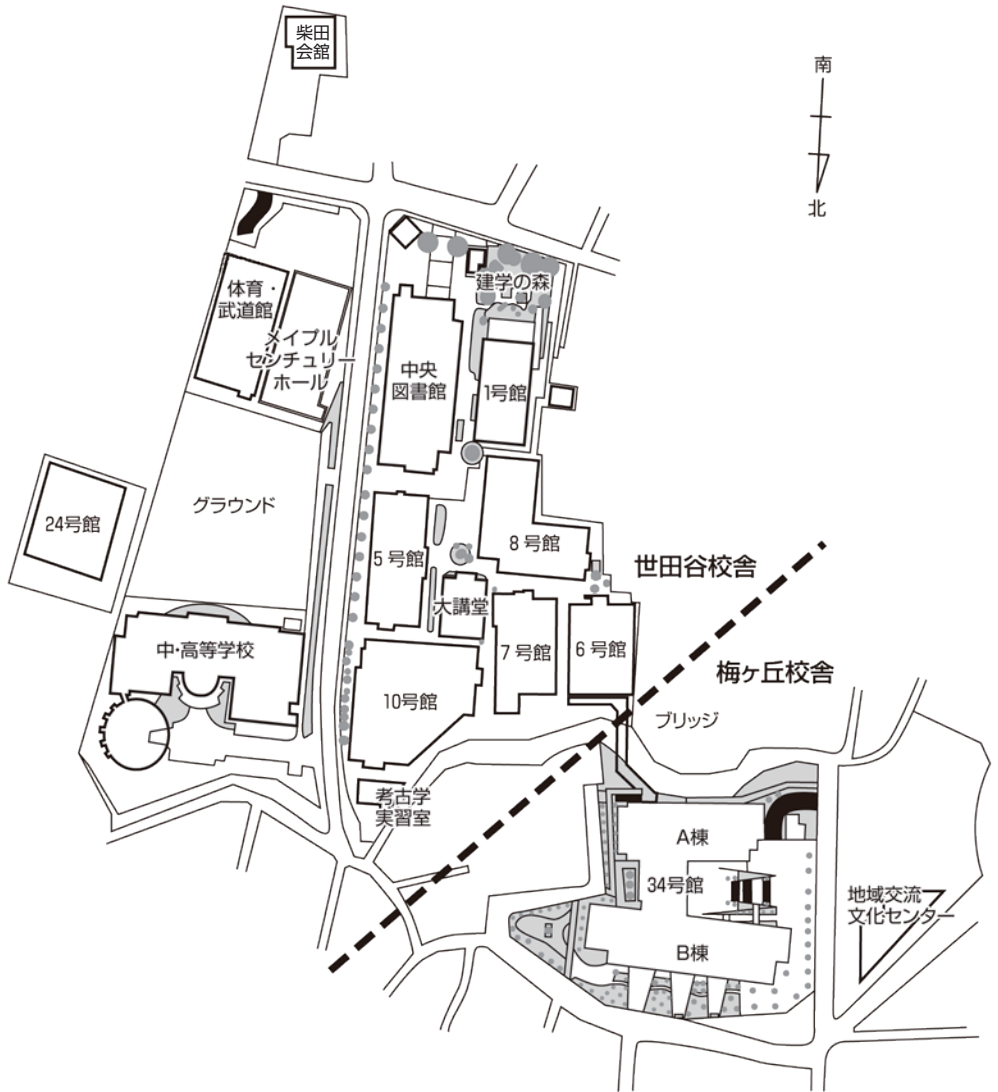


キャンパス案内

建物配置図

各校舎アクセス案内

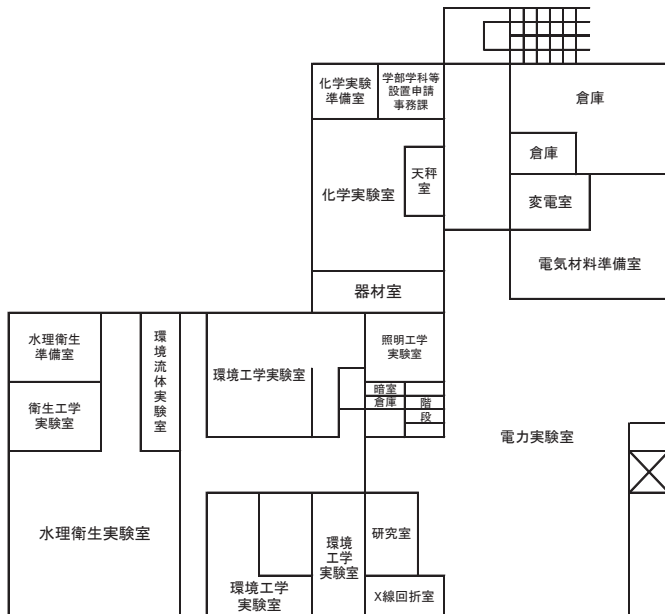
世田谷キャンパス（本部）



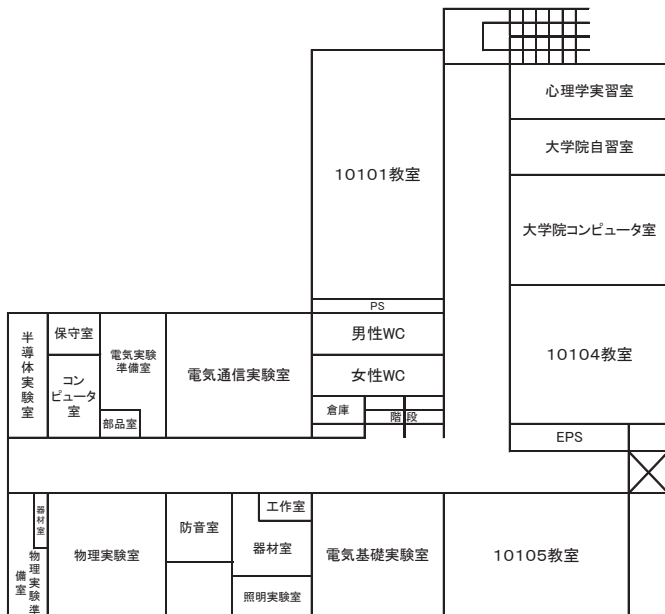
- 正門受付：受付・警備室
- 大講堂
- 1号館：理事長室、理事室、総務課、人事課、経理課、管財課、企画課、監査室、学生ラウンジ、学生食堂、国土館キャンパス環境整備計画推進室
- 5号館：学長室、副学長室、学部長室、学長課、IR課、教務課（学部担当・証明書・教職・教室貸出）、授業支援課、学術研究支援課、統合学部事務課、研究室、教室
- 6号館：書店、文具店、研究室、教室
- 7号館：国際交流センター、国際交流ルーム、研究室、教室、実験・実習室
- 8号館：広報課、大学院課、入学課、学生募集課、キャリア形成支援センター、学生食堂、研究室、教室
- 10号館：学部学科等設置申請事務課、FD推進課、多目的フロア、教員コミュニティルーム、研究室、教室、実験・実習室
- 中央図書館：図書館・情報メディアセンター、多目的ホール
- メイプルセンチュリーホール：フィットネスセンター、温水プール、柔道場、剣道場、ランニングロード、アリーナ、多目的フロア、実験・実習室、学生ラウンジ、教室
- 体育・武道館：柔道場、剣道場、アリーナ
- 中学・高校校舎
- 24号館：高校昼間定時制、クラブ部室、松陰寮
- 柴田会館：同窓会事務局、国土館史資料室、空手道場
- 34号館：学生・厚生課、学生相談室、健康管理室、募金事務室、国土館スポーツプロモーションセンター、教員コミュニティルーム、スカイラウンジ、研究室、教室、実習室、アトリウム、学生食堂、展示コーナー
- 地域交流センター：地域連携・社会貢献推進センター、イラク古代文化研究所展示室

世田谷 10 号館各室配置図

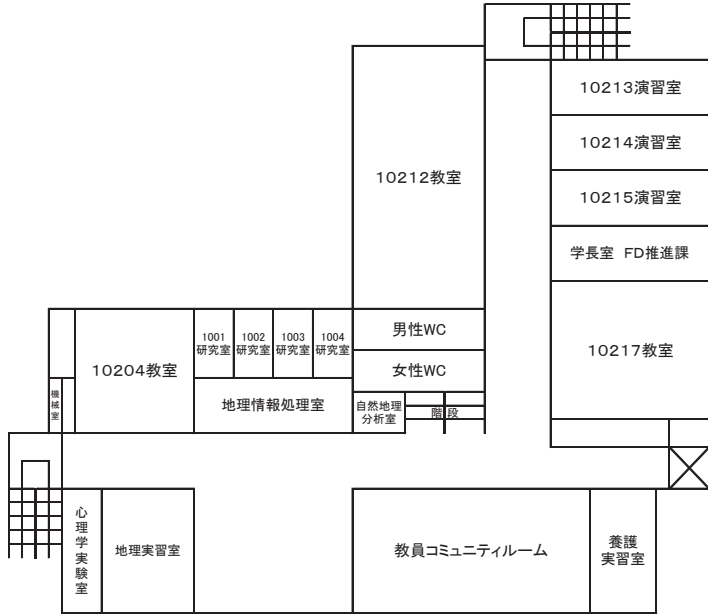
B1F



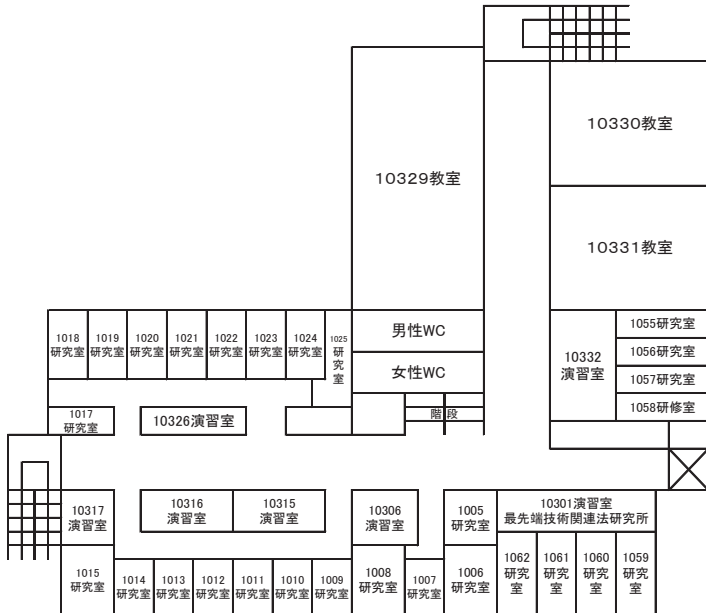
1F



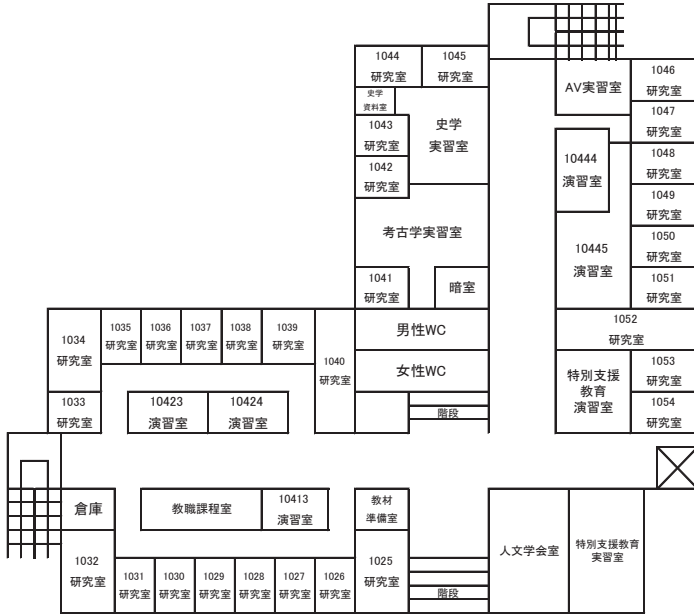
2F



3F



4F

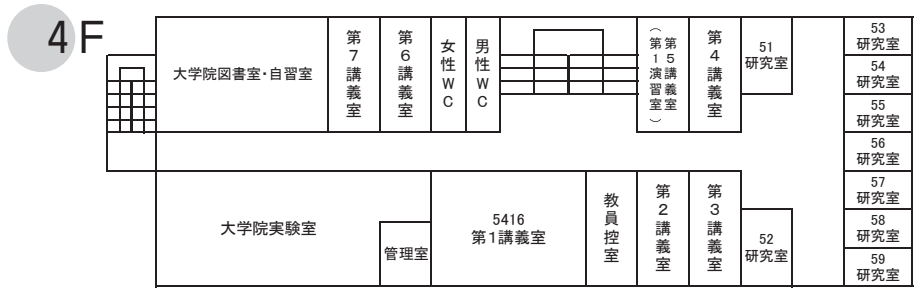
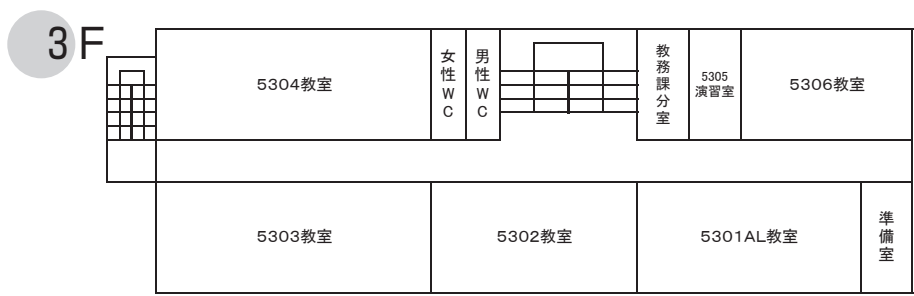
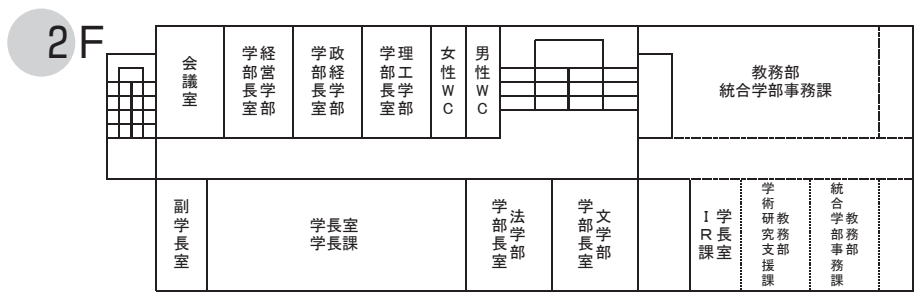
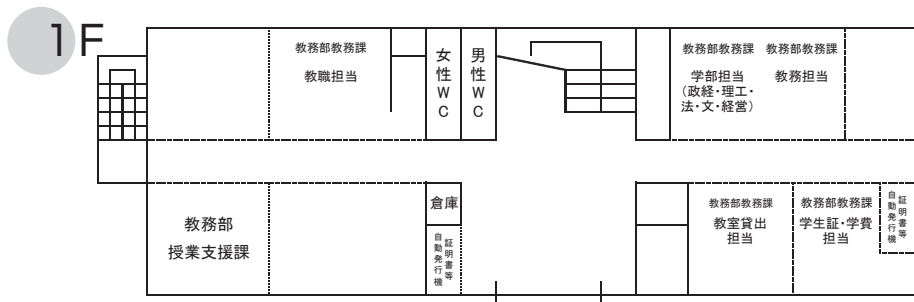


5F



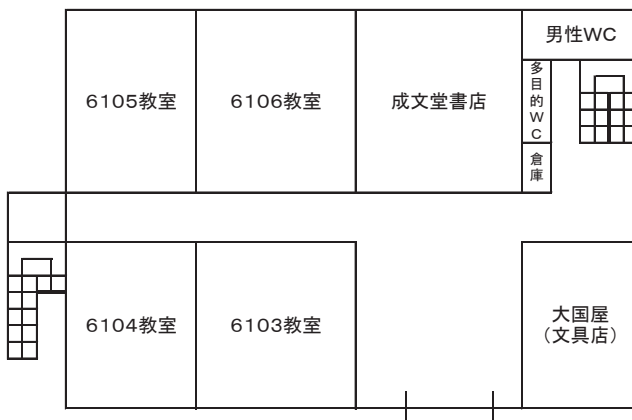
世田谷5号館各室配置図

キャンパス案内

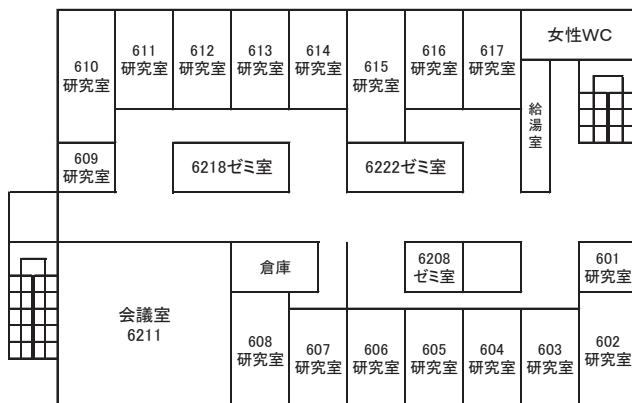


世田谷 6 号館各室配置図

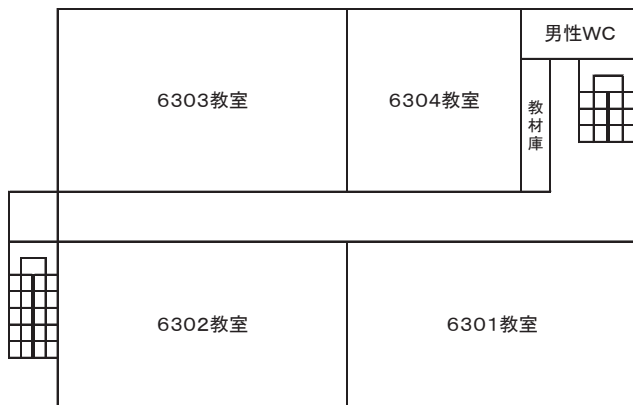
1F



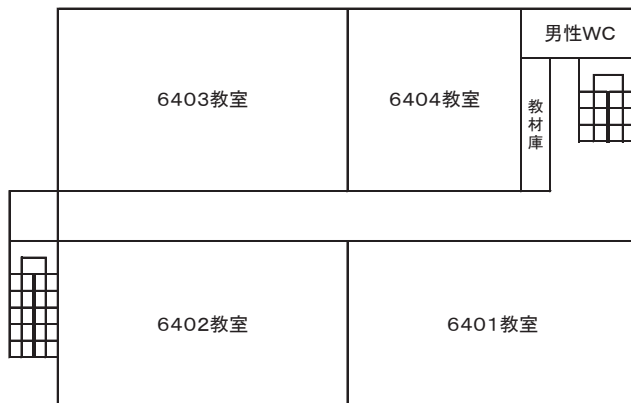
2F



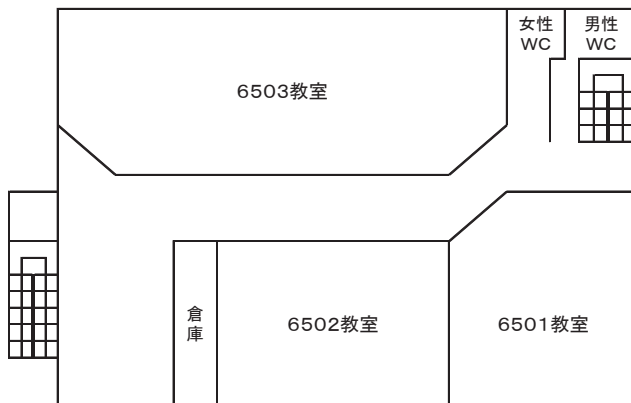
3F



4F

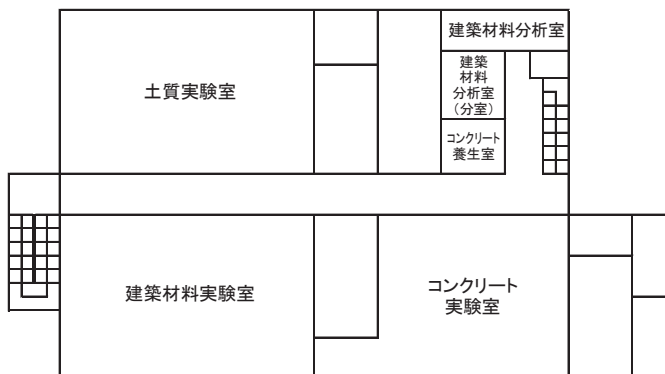


5F

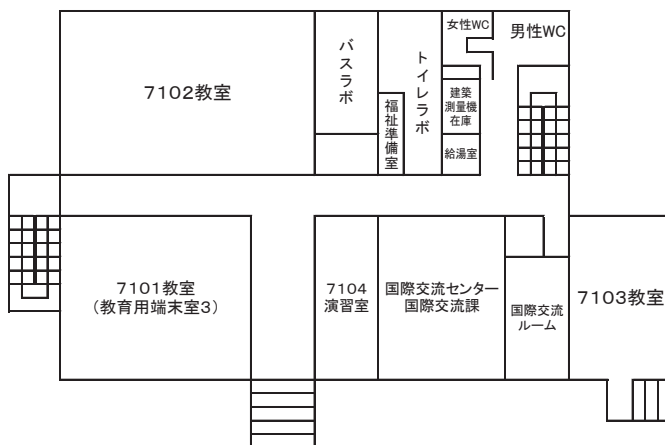


世田谷7号館各室配置図

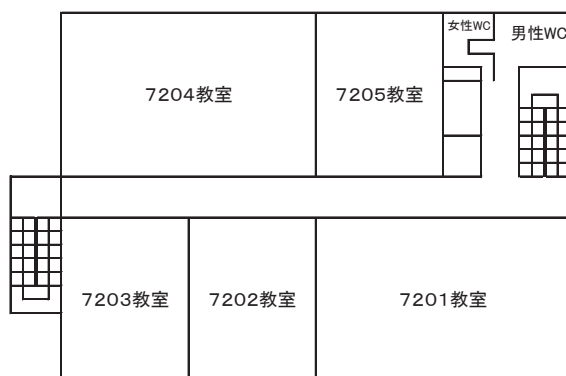
B1F



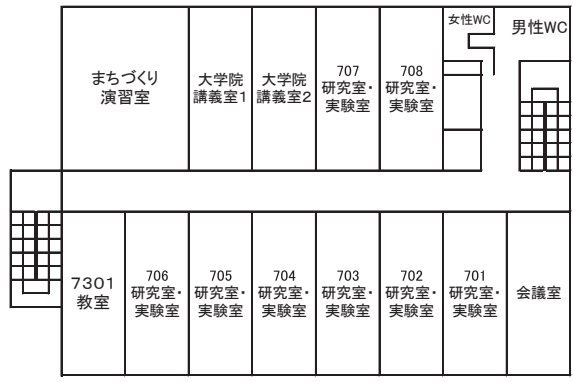
1F



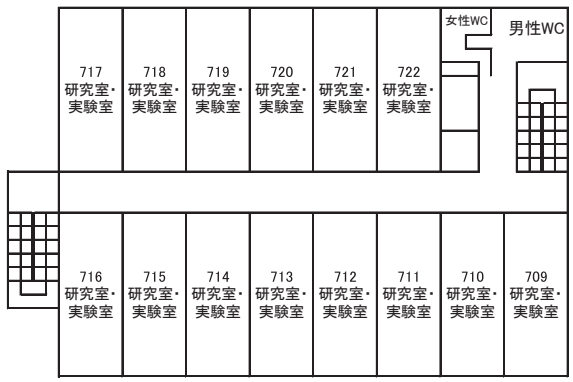
2F



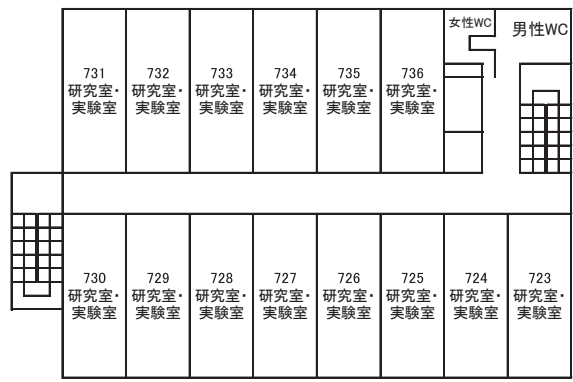
3F



4F

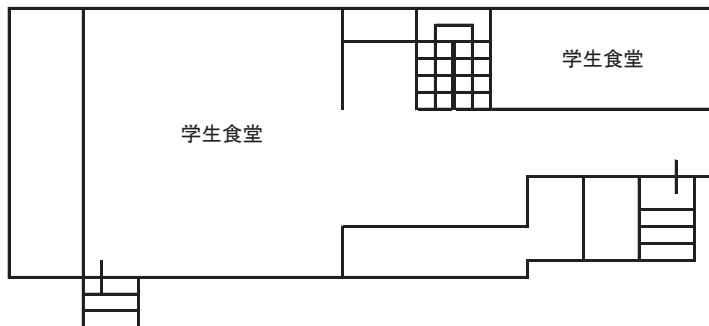


5F

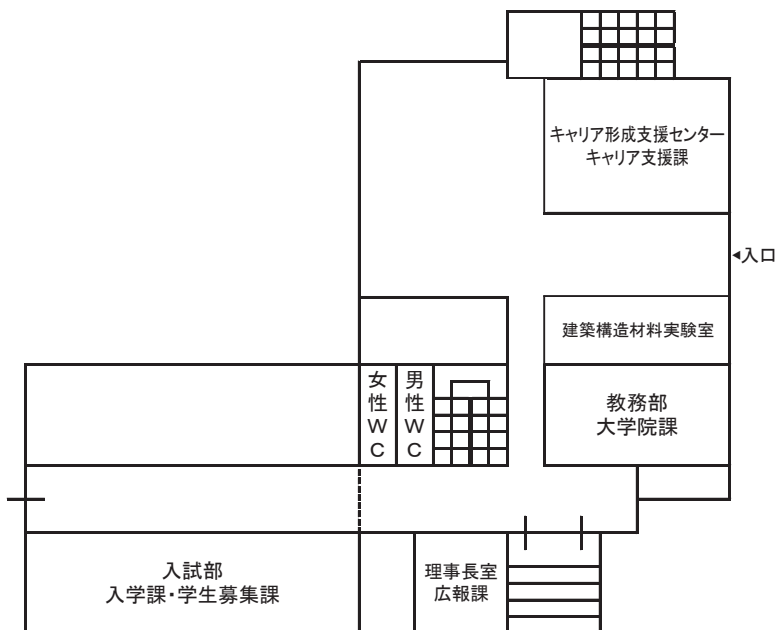


世田谷8号館各室配置図

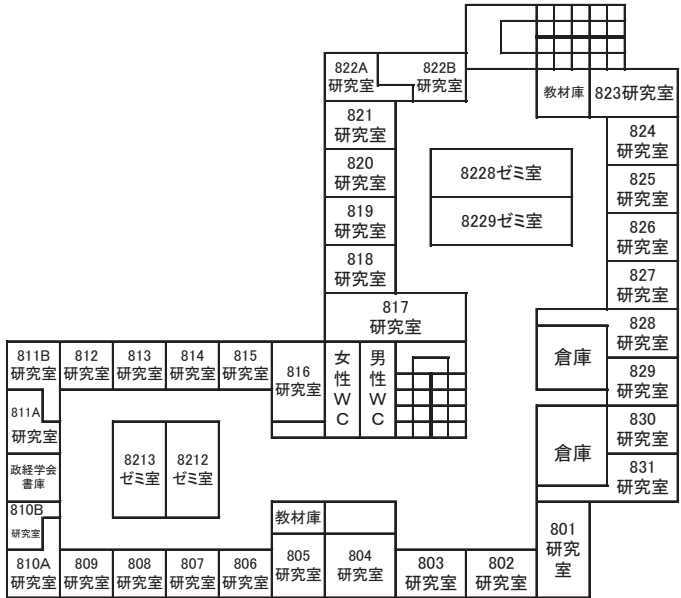
B1F



1F

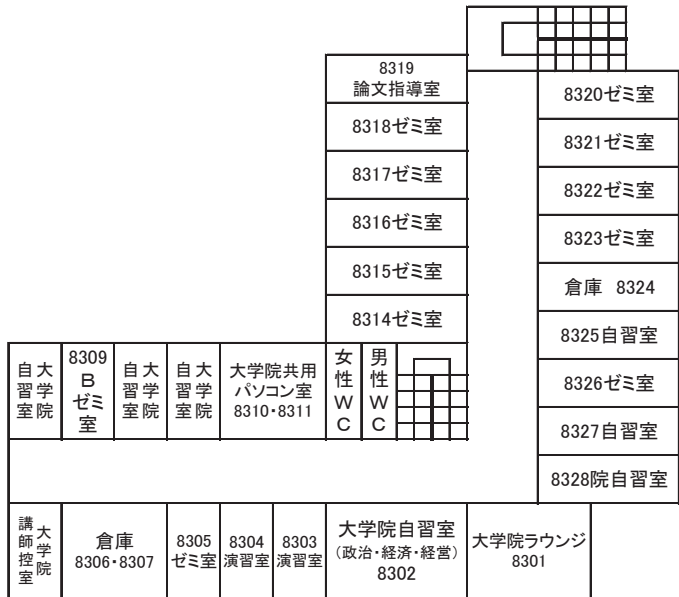


2F

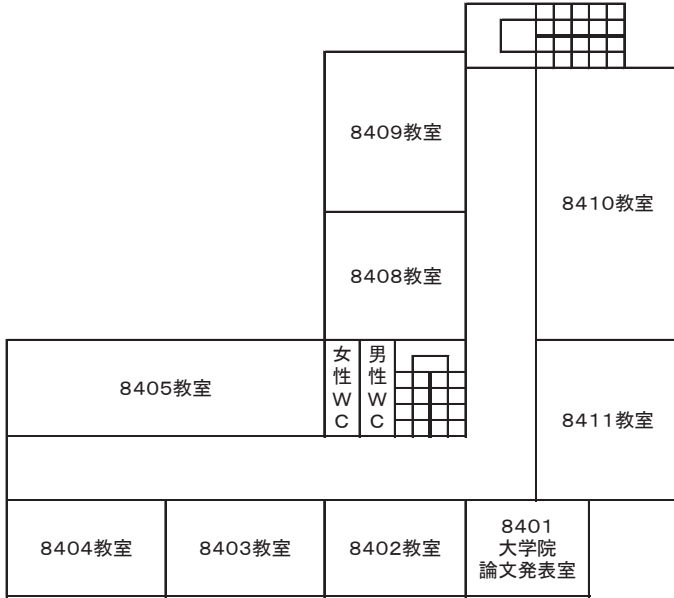


キャンパス案内

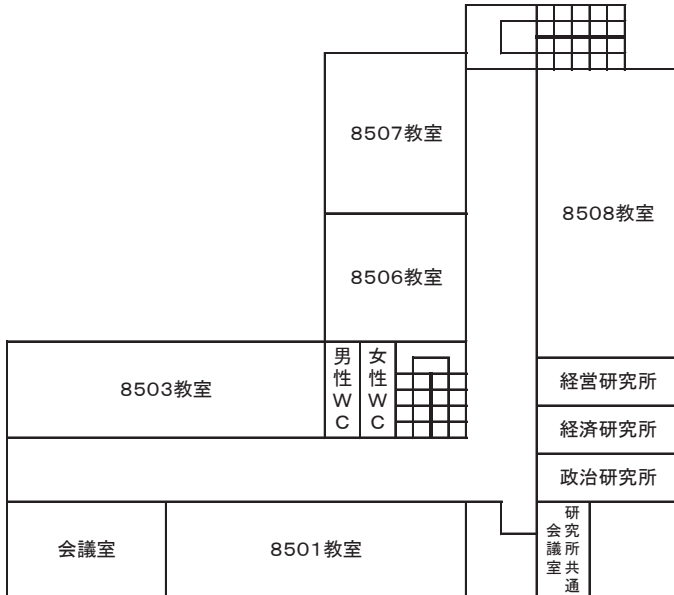
3F



4F

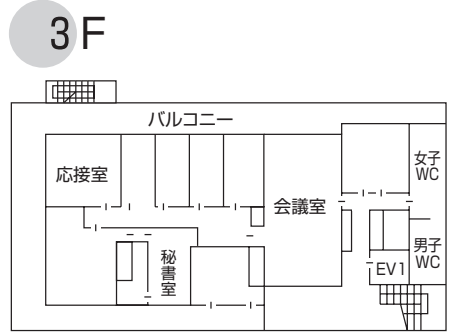
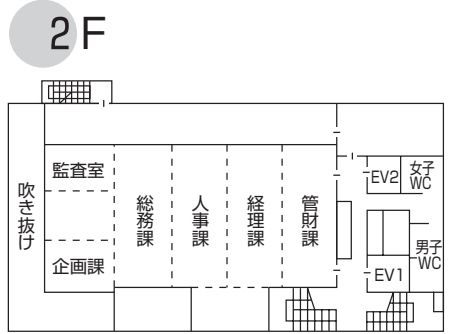
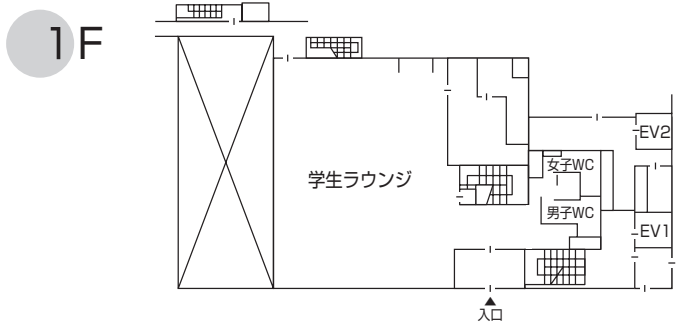
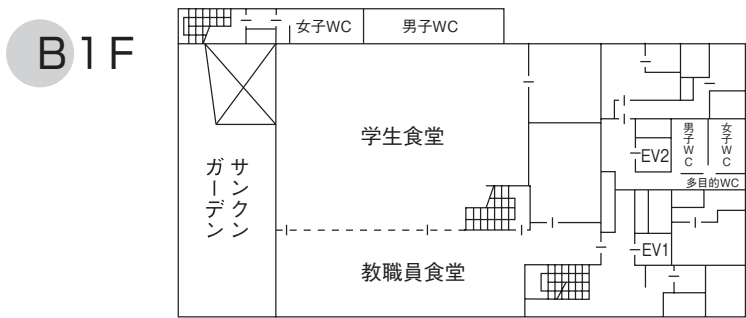
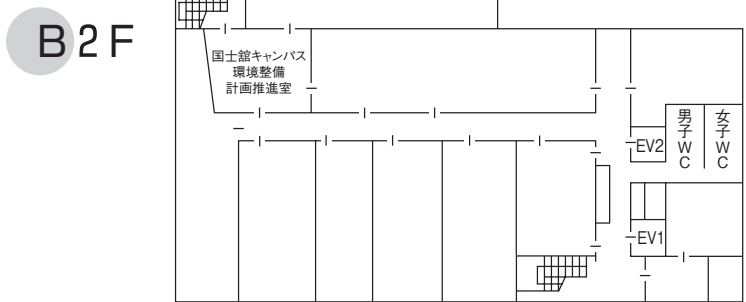


5F



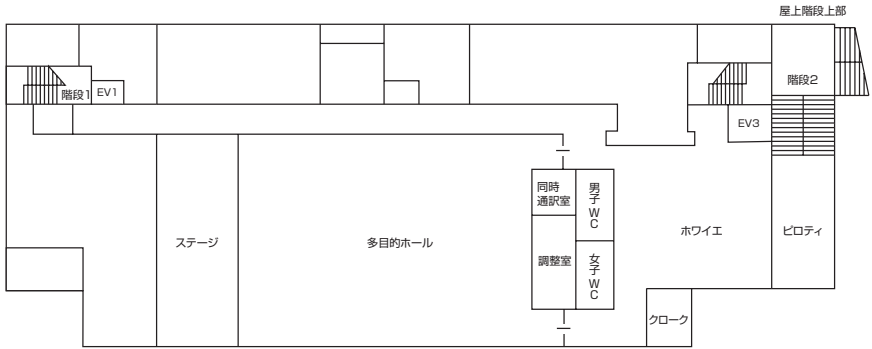
世田谷1号館各室配置図

キャンパス案内

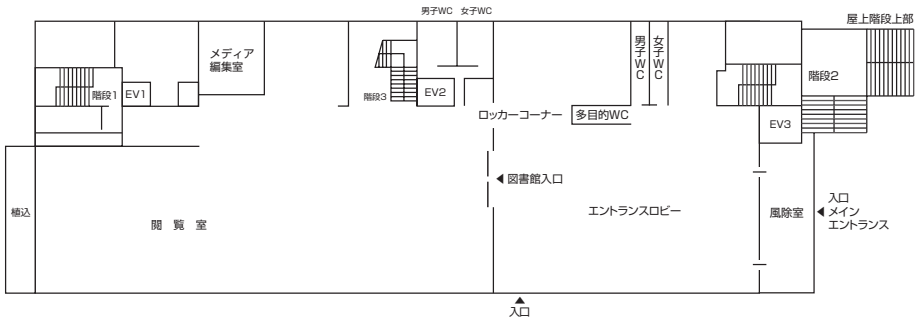


中央図書館配置図

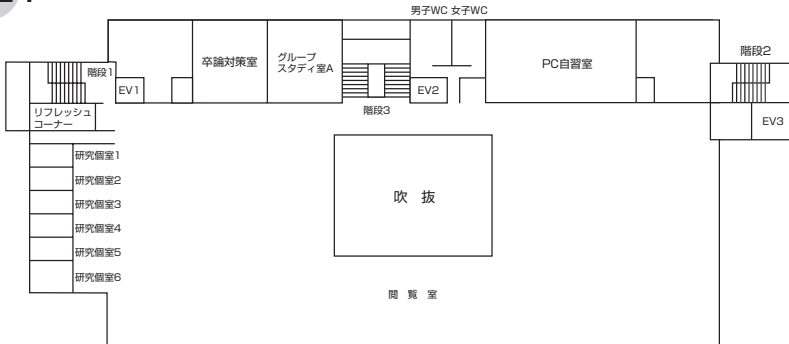
B1F



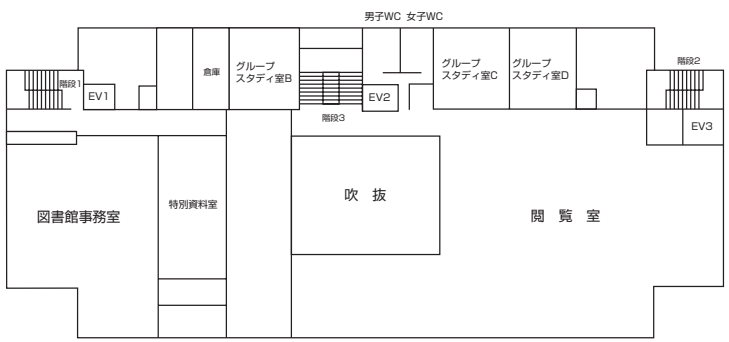
1F



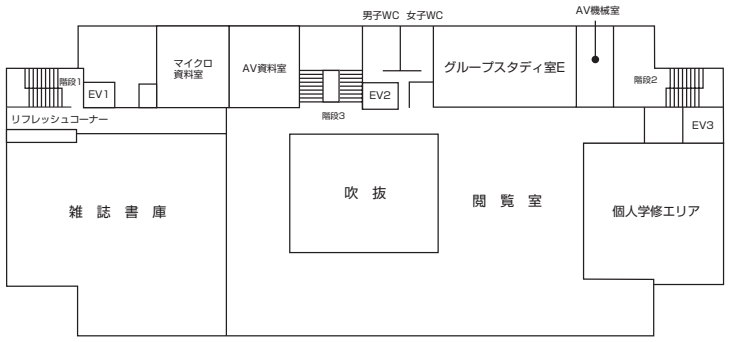
2F



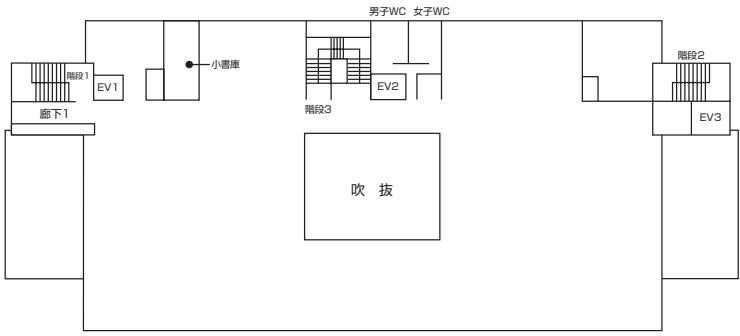
3F



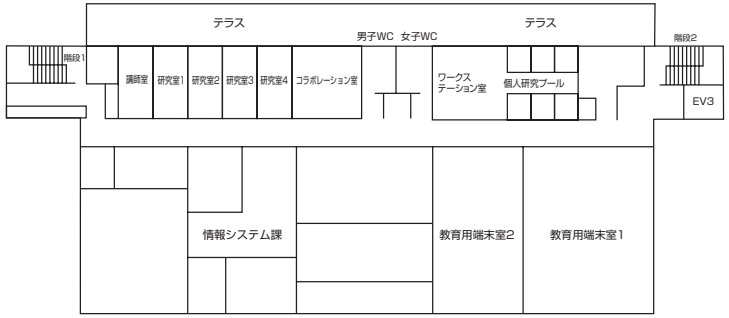
4F



5F

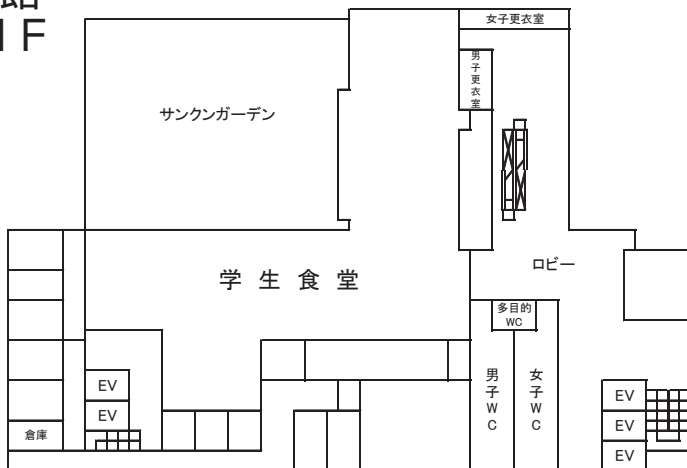


6F

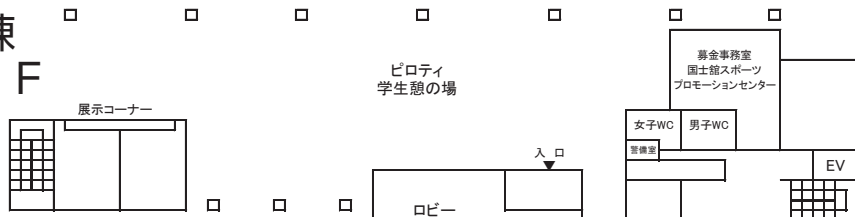


34号館A棟・B棟梅ヶ丘校舎配置図

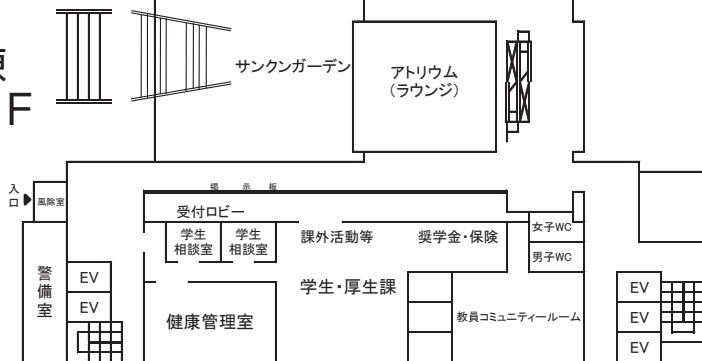
34号館 B1F



B棟 1F



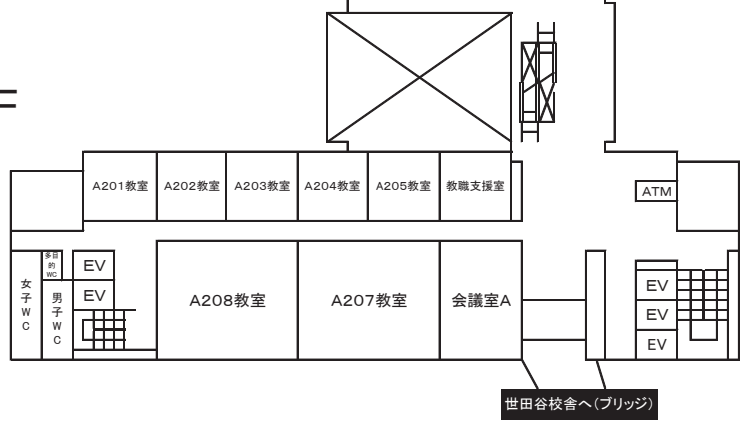
A棟 1F



B棟 2F



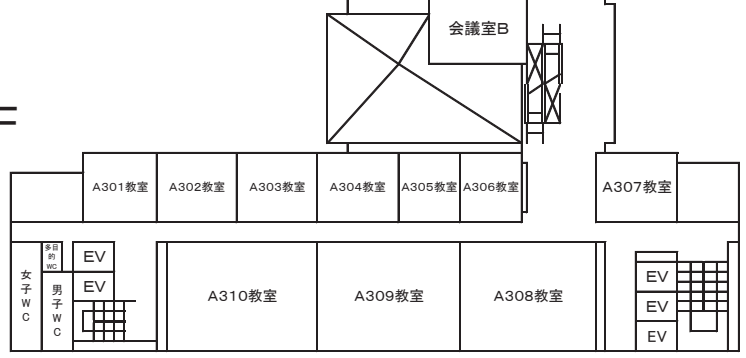
A棟 2F



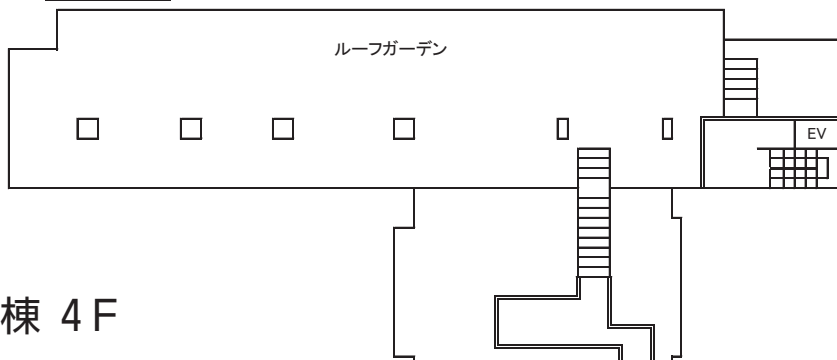
B棟 3F



A棟 3F



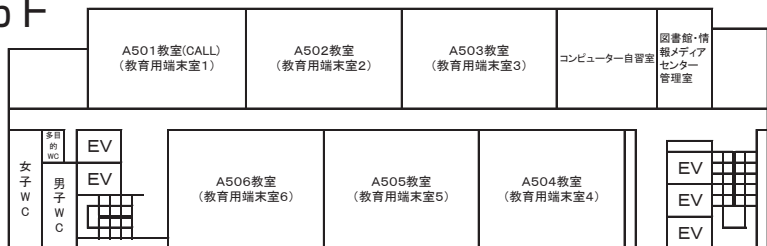
B 棟屋上ルーフガーデン



A 棟 4 F



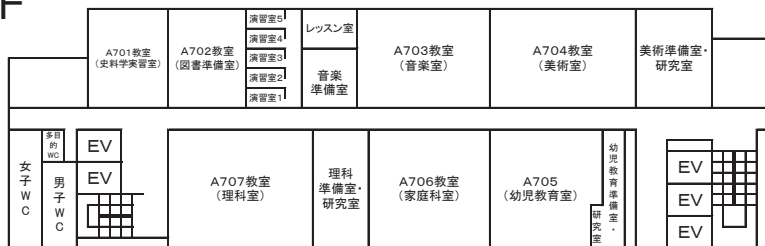
A 棟 5 F



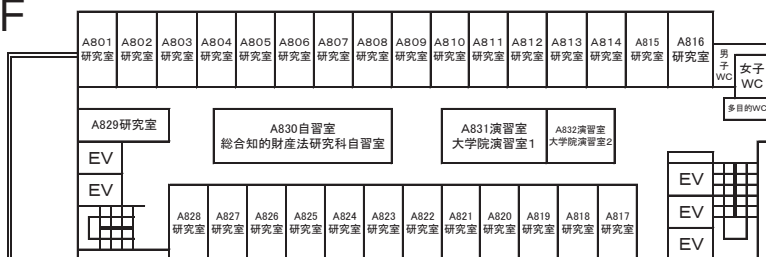
A 棟 6 F



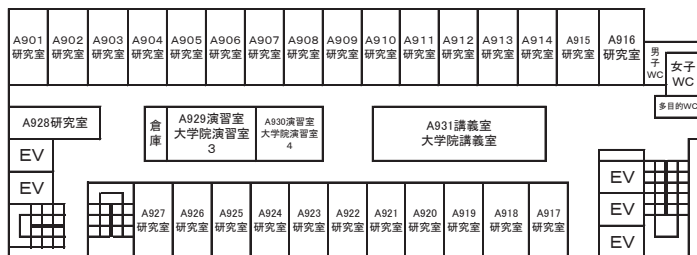
A棟 7F



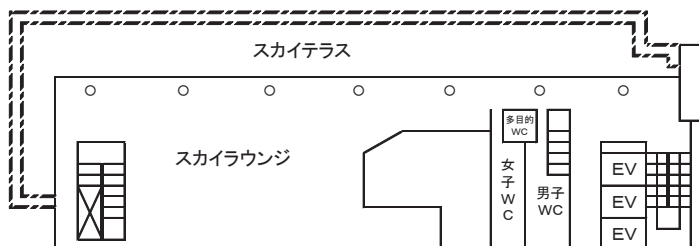
A棟 8F



A棟 9F

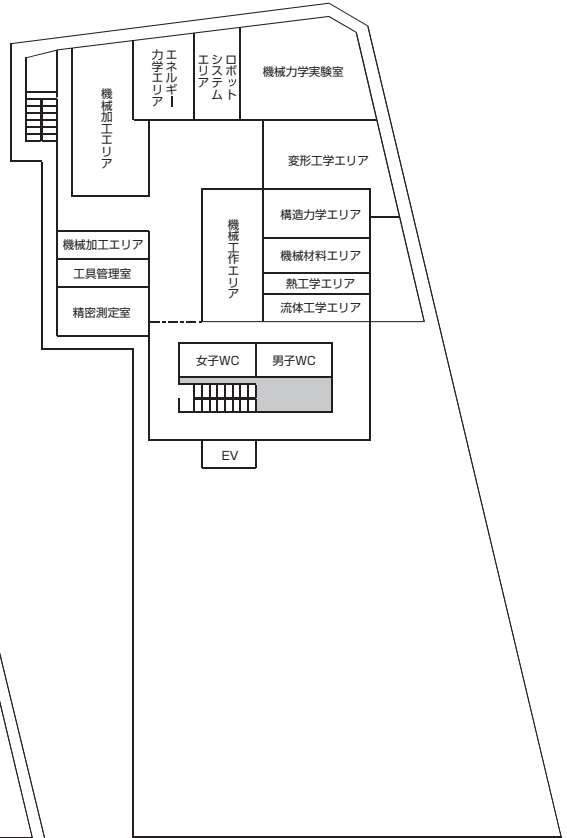


A棟 10F

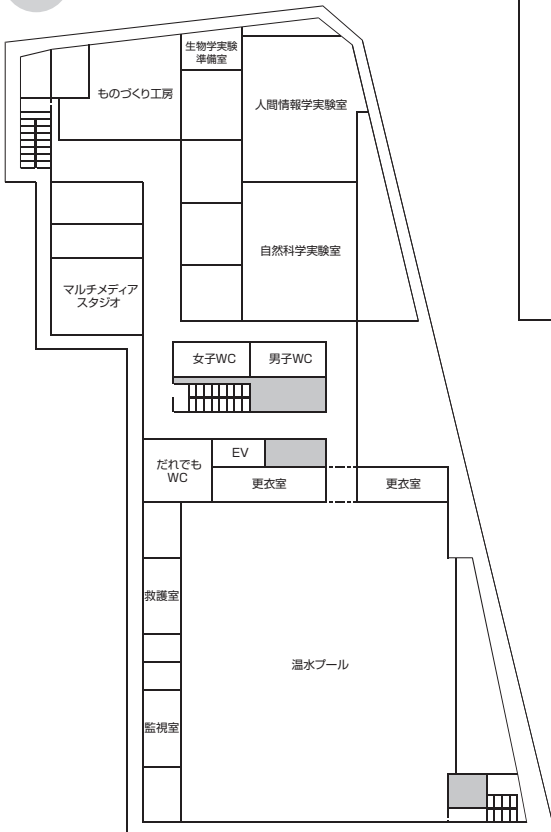


メイプルセンチュリーホール

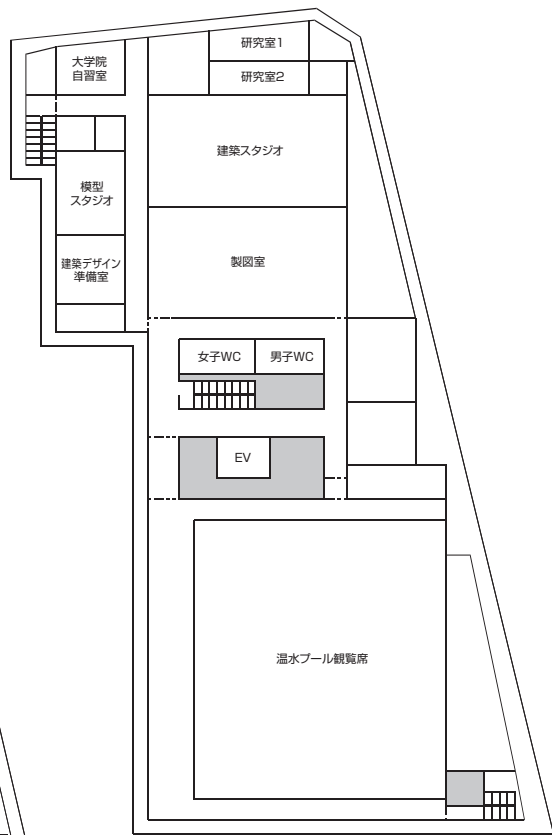
B3F



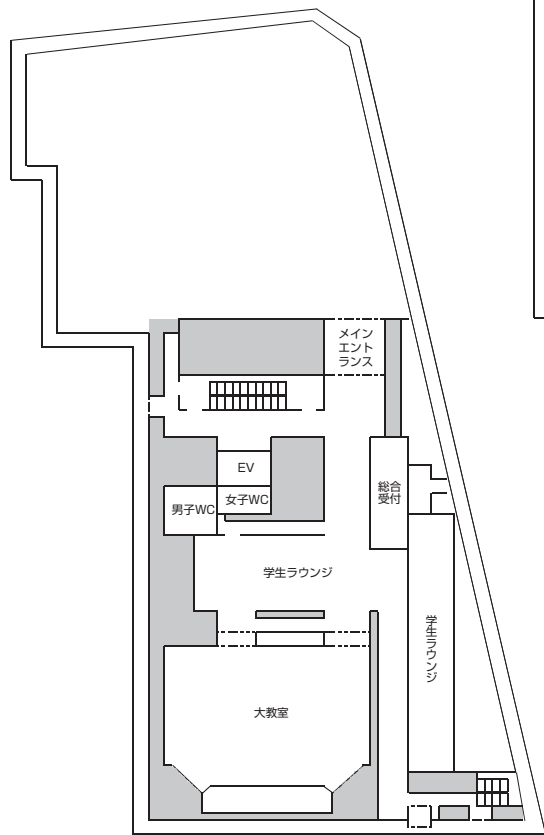
B2F



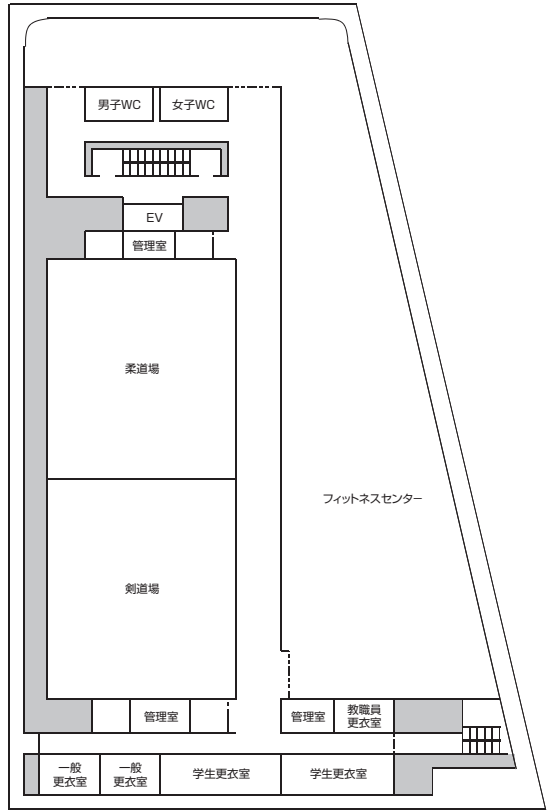
B1F



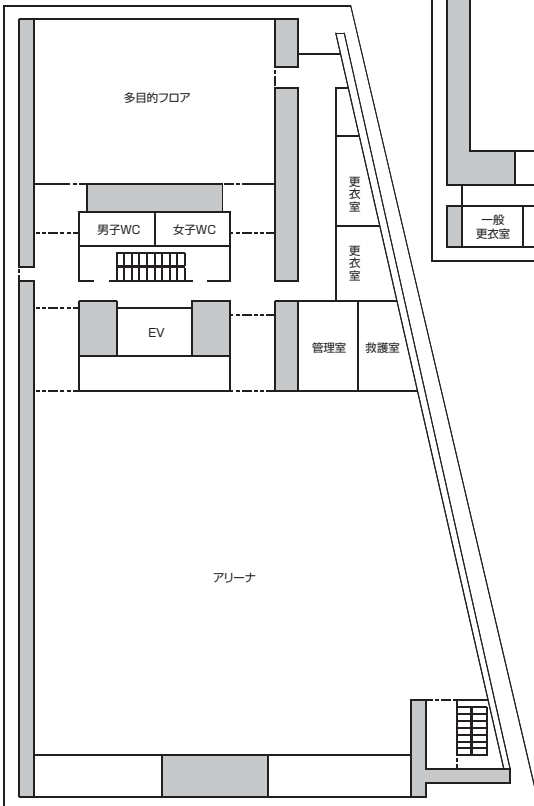
1F



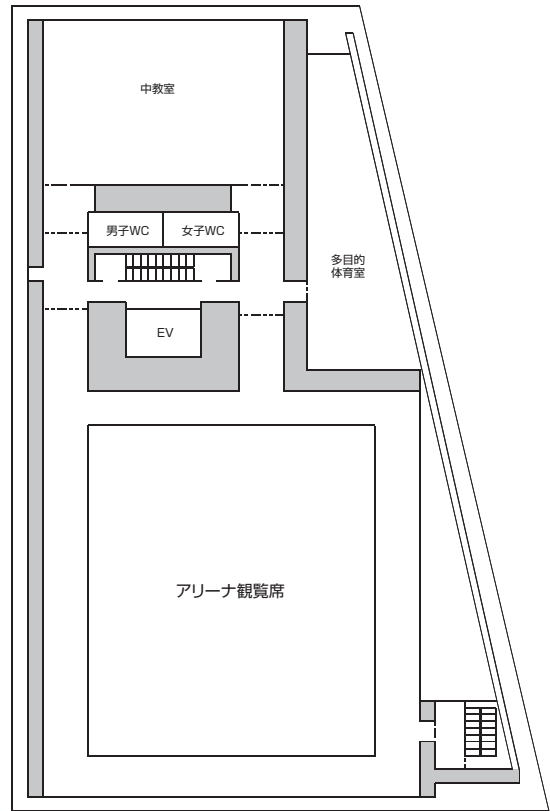
2F



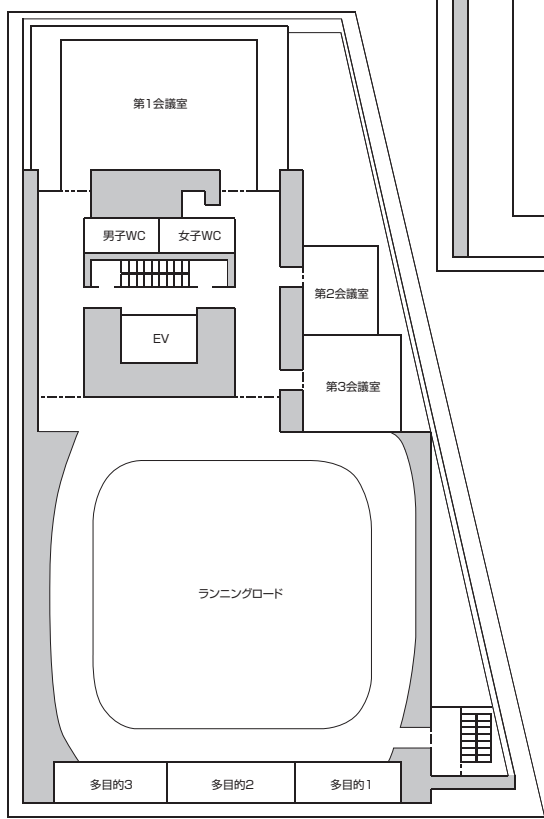
3F



4F



5F



国士館 館歌

柴田徳次郎 作詞 / 東儀 鉄笛 作曲 / 石川 太郎 編曲

一 霧わけ昇る陽を仰ぎ

梢こずえに高き月を浴び

皇国に殉す大丈夫の

ここ武威野の国士館

二 松陰の祠に節を磨し

豪徳の鐘かね氣を澄すます

朝あさな夕ゆふなにつく呼吸いきは

富ふ獄かく風かぜの天てんの風かぜ

三 区々うつつしみ現身あらまきの粗薪あらまきに

大覚だいかくの火ひを打ち点とし

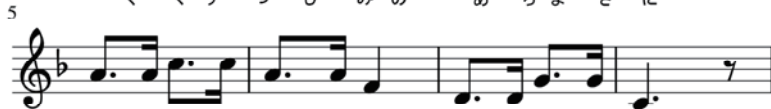
三世さんぜ十方じつぽう焼き尽つくす

至心ししんの焰ほのおあふらばや

至心ししんの焰ほのおあふらばや



き り わ け の ほ る ひ を あ お ぎ
し ゅ う い の の し に せ つ つ ら ま き し
く く う つ し み の あ



こ ず え に た か き つ き を あ び
こ だ ず と く の の か か ね つ き を あ ま も す し
だ い か く の の ひ を



み く に ゆ る す 一 ま す ら お の
あ さ さん な げ 一 ゆ じ う っ ぼ 一 に う や す け い つ お き の
は



こ が む さ し の の 一 こ く し か ん
ふ し が くん の の ほ ろ の し の て あ くん の ら か げ
し し が し の の ほ ろ の し の て あ くん の ら か げ